

594
27

594-97
1200501527029

複製

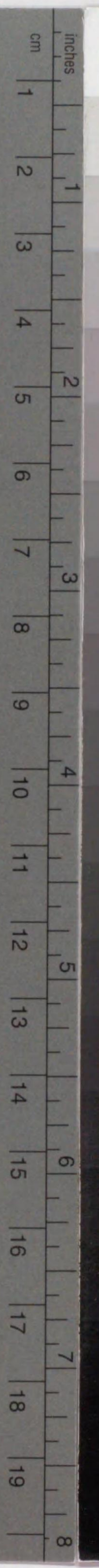


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



170



橋本

本

山

多

一

翁

傳

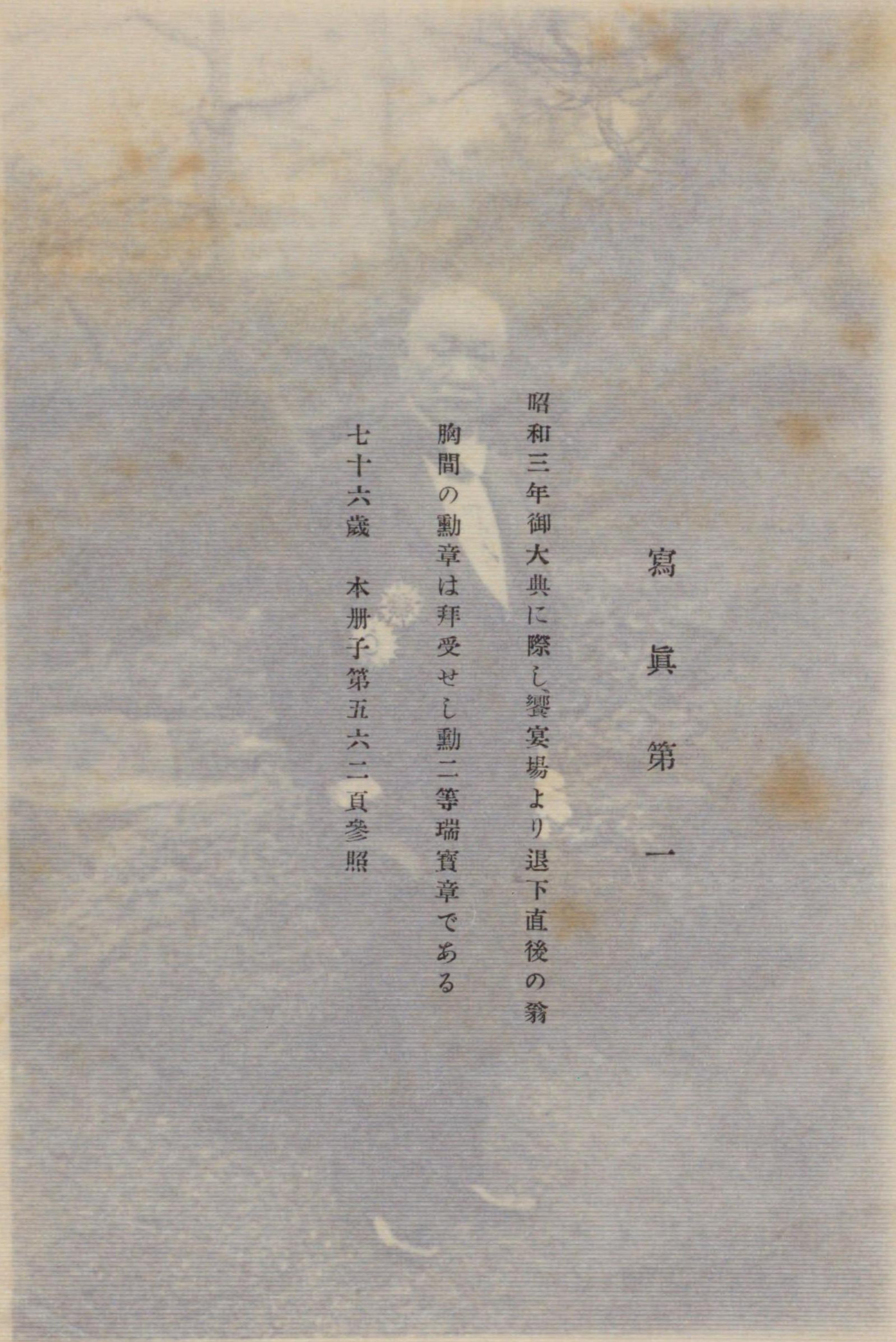




本山

本
山
多
一
翁
傳





寫 眞 第 一

昭和三年御大典に際し饗宴場より退下直後の翁

胸間の勳章は拜受せし勳二等瑞寶章である

七十六歳 本冊子第五六二頁参照



十六歳 本冊千載正六二頁参照

幽間の應章お我受せし應二尊御寶章をさる

細珠三半時大典に纏う慶宴場より懸す直對の露

真 策 一

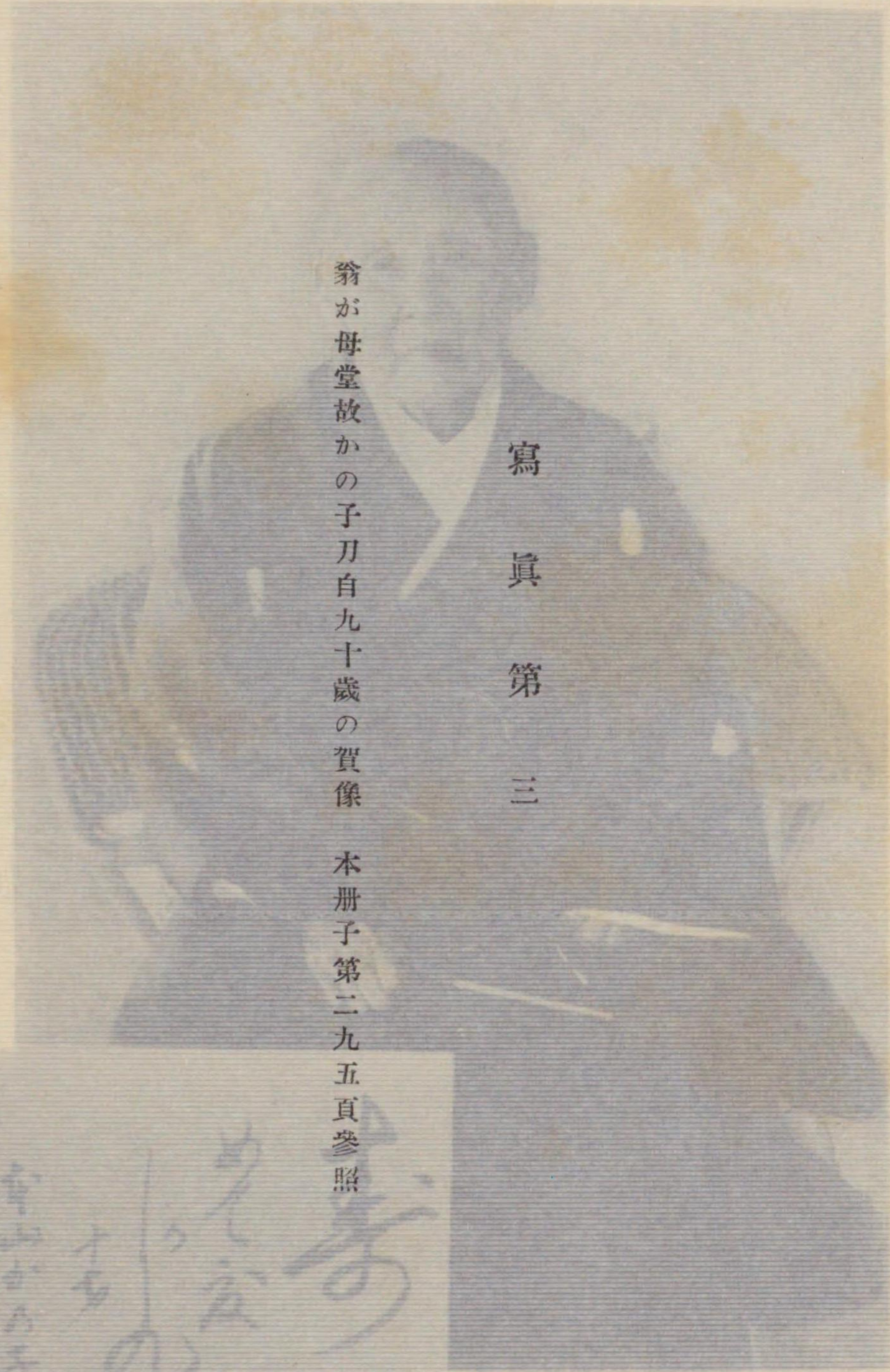


寫 眞 第 二

大正十一年三月翁時に年七十歳大阪毎日新聞社の新築落成し同年八月には東京日日新聞社の増築工事も亦竣工するので、「大毎」東日賣捌業者同廣告代理業者、「大毎」東日社員大毎株主等が相謀り翁が壽像三軀を作り、一は翁が徳業を表彰した文章を彫刻した銅製の屏幀をこれに添えて翁に贈呈し、他の貳軀はそれ々、「大毎」東日樓上に安置して長へに翁の功業を偲ぶことよし。これがその一軀で大毎樓上にあるものである。壽像は等身金色メタリコンの頗る輝やかしいもので作者は朝倉文夫氏である。



じいとのアサキ村時食文夫五七である。
 六。この林政多の一冊が大正對土にさるものである。嘉納村華良金財入スリロンの顯る職手依
 ア孫の顯呈し册の頂顯おす所へ「大正」東日對土に安置し了具へン孫の世業を賜ふこととじ
 琳琳り孫改舊翁三冊を併り一冊孫改輪業を共導し了文章を運映し了輪業の報轉さる所を解え
 世業工事と亦姓工せるの「大正」東日實業界同觀者并販業者「大正」東日植具大正村主筆依
 大五十一号三頁孫朝の号十幾大週日孫開植の孫業翁知了同平人民の對東京日日孫開植の



寫真第三

翁が母堂故かの子月白九十歳の賀像 本冊子第二九五頁參照

Handwritten Japanese text in blue ink, likely a signature or note related to the photograph. The characters are somewhat cursive and difficult to read precisely, but appear to include '山崎' and '九十'.





壽
めそ友
の
十女
中山かの子



寫真 第三

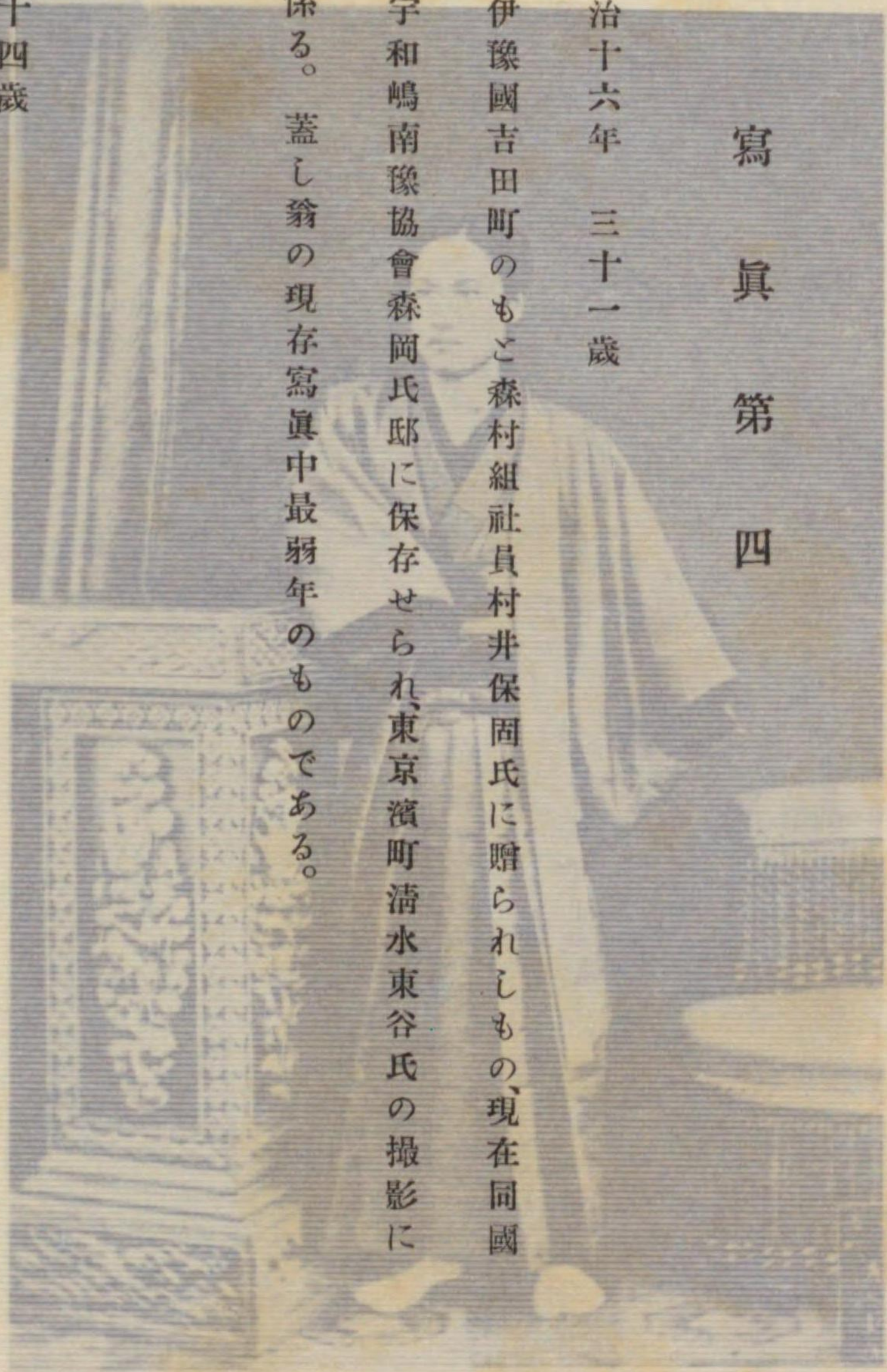
孫次母堂姑々の子氏自式十歳の写真 本根千歳二火正貞參照



寫真第四

明治十六年 三十一歳

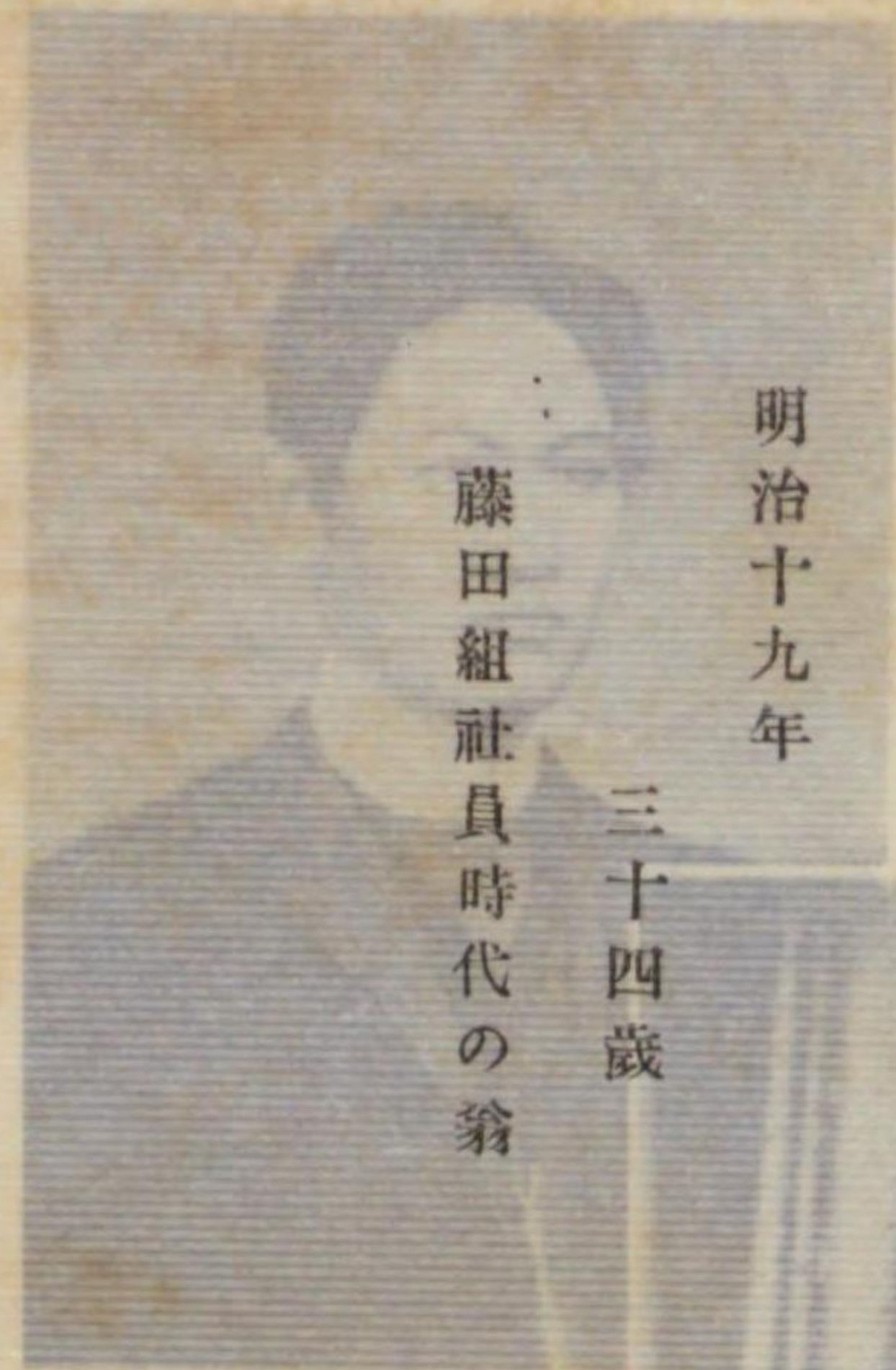
伊豫國吉田町のもと森村組社員村井保固氏に贈られしもの、現在同國
宇和嶋南豫協會森岡氏邸に保存せられ、東京濱町清水東谷氏の撮影に
係る。蓋し翁の現存寫真中最弱年のものである。



明治十九年

三十四歳

藤田組社員時代の翁





IMPERIAL LIBRARY
TOKYO

藤田縣議員和介の像

三十四歳

即前十六平

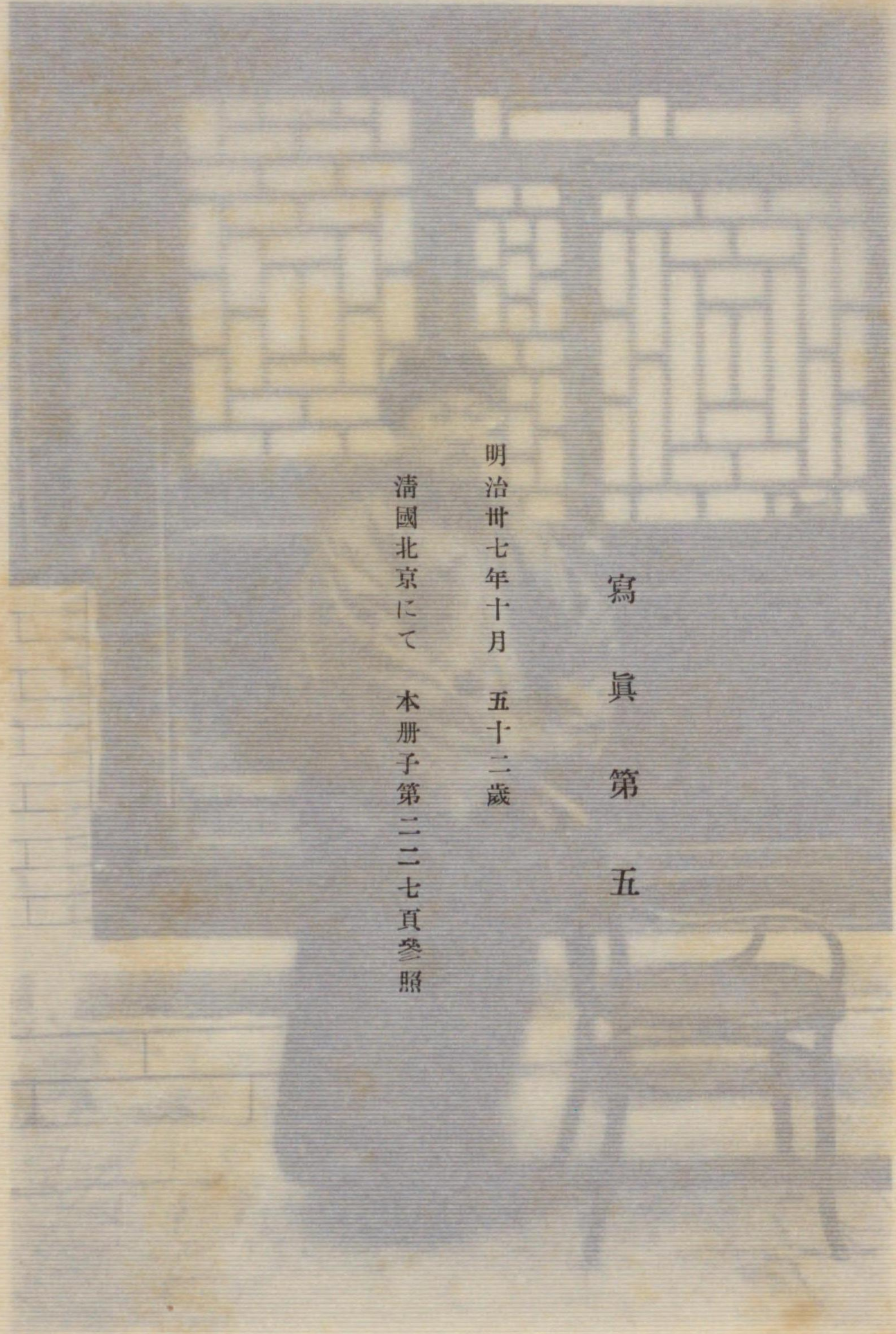
和介。蓋し藤田の歴史寫真中最難平のものとす。

宇麻郡南郷會津岡丸郡三浦幸也、東京藤田郡水東谷丸の縣選に

母藤岡吉田氏より藤田縣議員林共翁岡丸の郡より藤田の歴史寫真

即前十六平 三十一歳

寫真 卷 四



寫真第五

明治卅七年十月 五十二歲

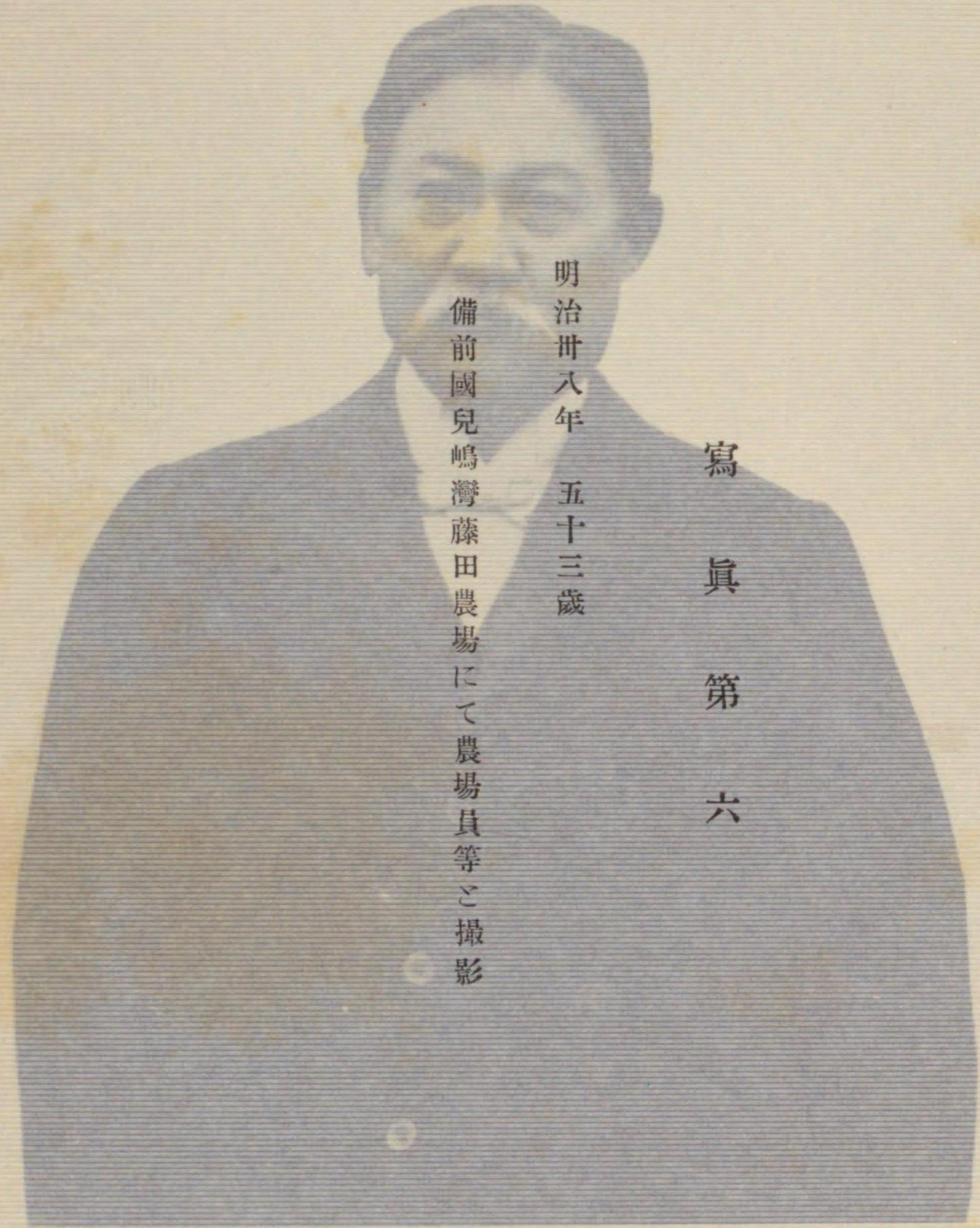
清國北京にて 本冊子第二二七頁參照





留園非京二丁 本照于榮二二寸頁參照
御前冊十甲十頁 正十二茲

寫真榮正



明治卅八年 五十三歳
備前國兒嶋灣藤田農場にて農場員等と撮影

寫 眞 第 六





諭旨 附良紳 菅野田 豊彦 子 豊彦 具 卒 之 時 年
明治 卅 八 年 正 十 三 歲

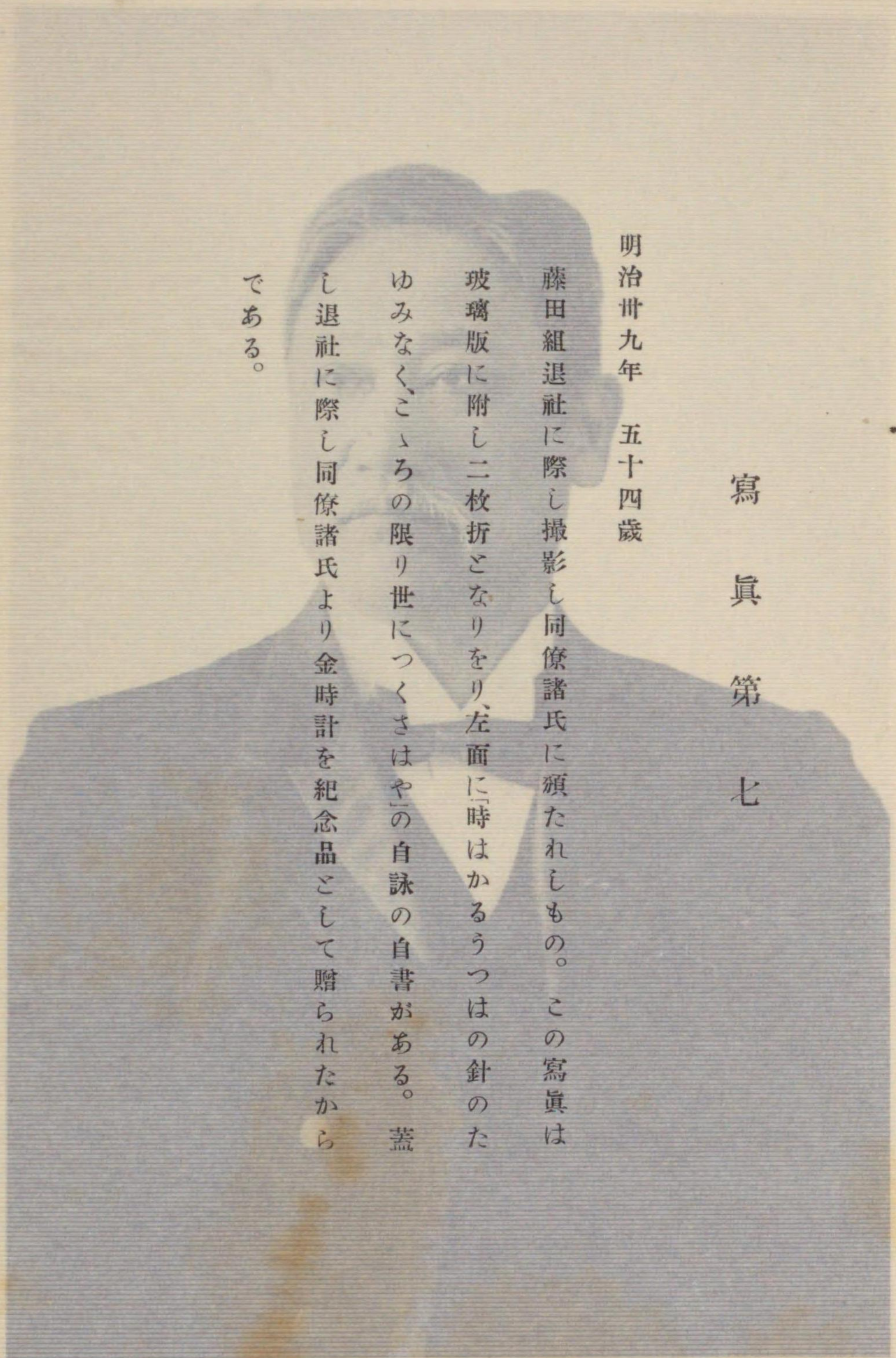
寫 真 卷 六

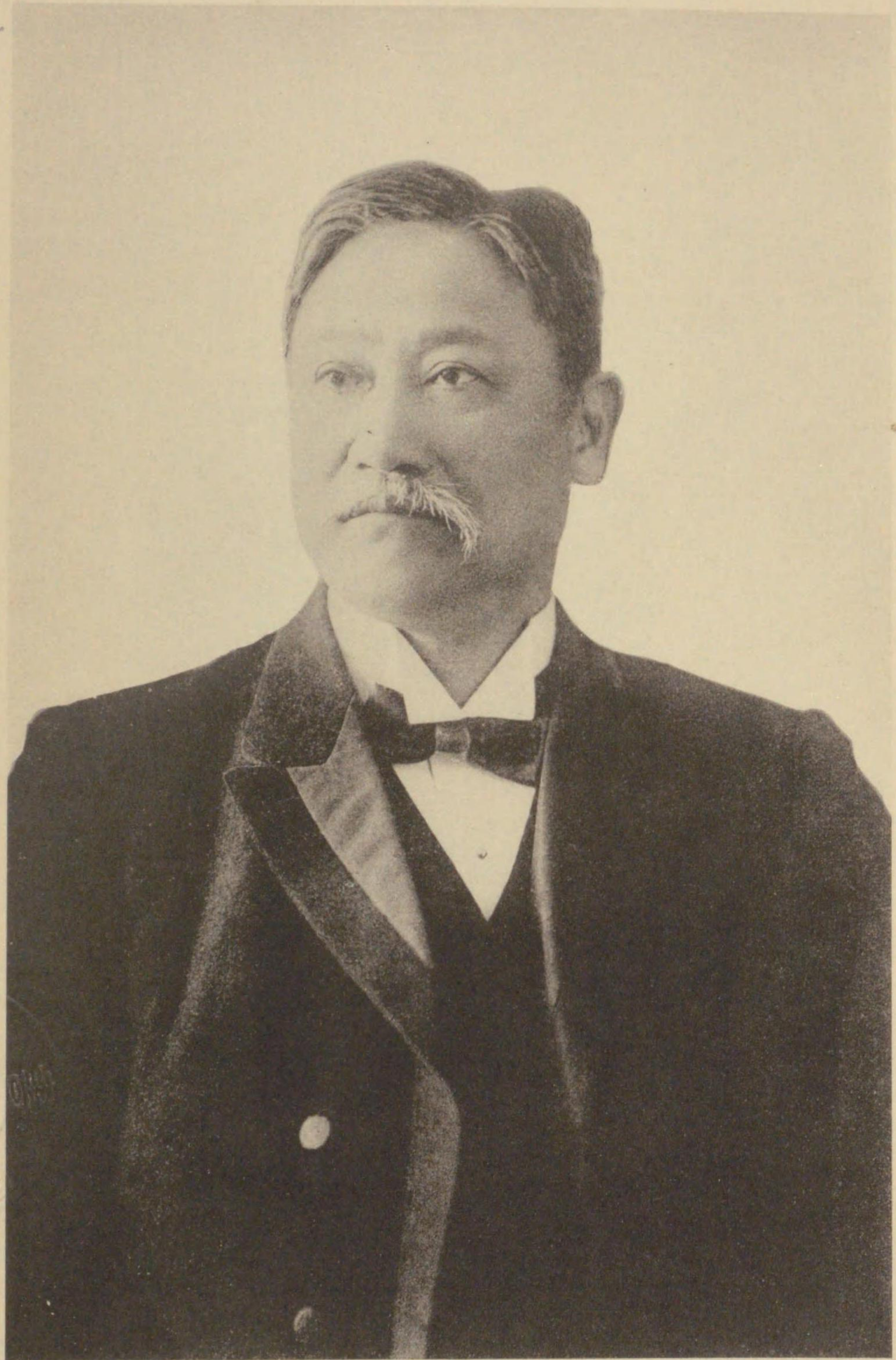


寫 眞 第 七

明治卅九年 五十四歳

藤田組退社に際し撮影し同僚諸氏に頒たれしもの。この寫眞は
玻璃版に附し二枚折ごなりをり左面に時はかるうつはの針のた
ゆみなくこゝろの限り世につくさはやの自詠の自書がある。蓋
し退社に際し同僚諸氏より金時計を紀念品として贈られたから
である。





うらる。

「巽撫」の類「同前」指しより金細指を贈念品として餽る所は、
由ぶさくごんごの類も世にへくとおきの自給の自書故なる。蓋

巽撫の類「二妹」をさし送り、其面「細」をさし、其の類の

巽田「巽撫」の類「同前」指しより贈る所は、この「巽」

御帝世大平 五十四歳

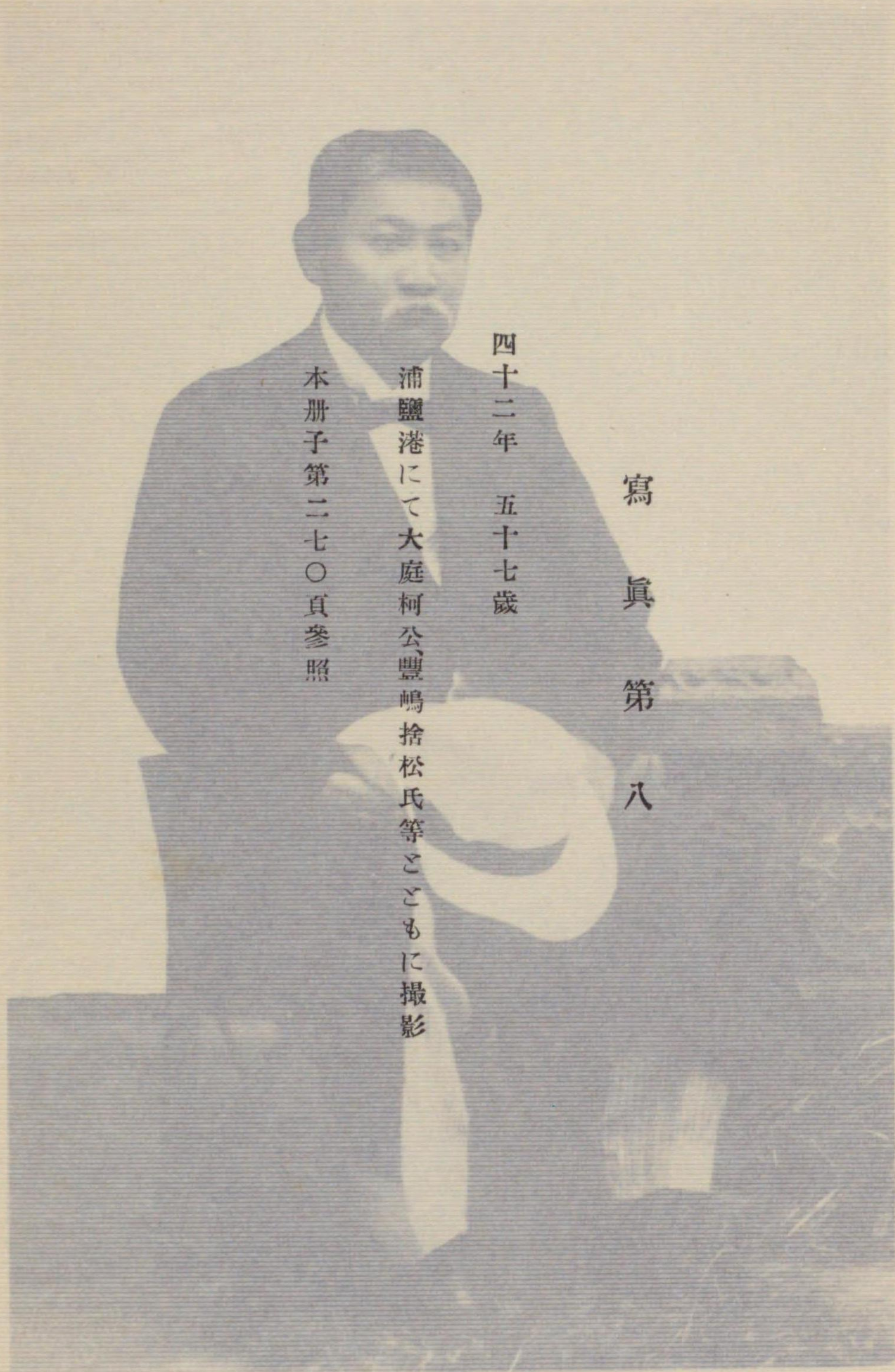
巽 眞 榮 子

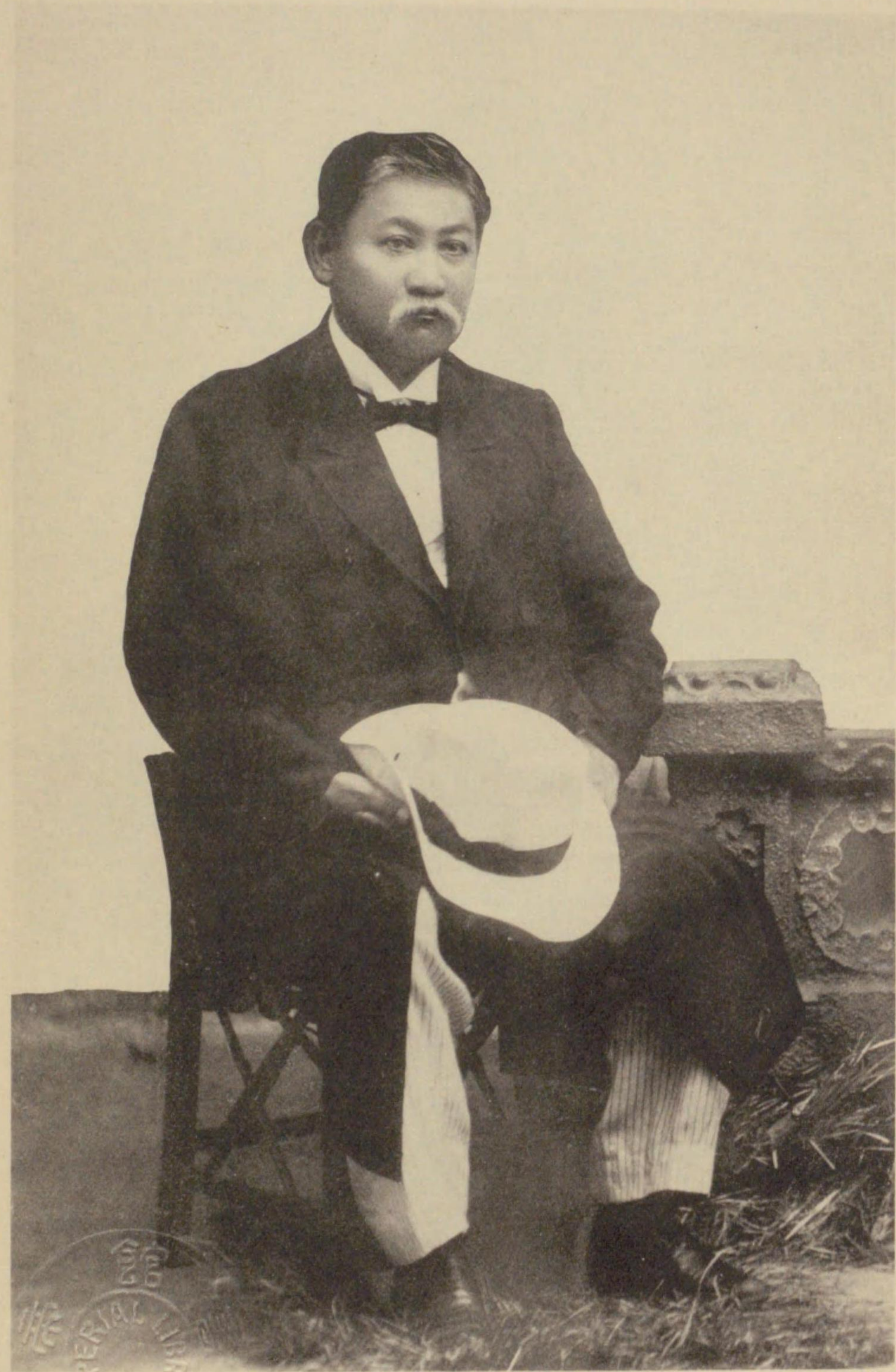
寫真第八

四十二年 五十七歲

浦鹽港にて大庭柯公豐嶋捨松氏等とともに撮影

本册子第二七〇頁参照





本冊千葉二十〇頁参照

前編卷二ノ大塚村公豊神社祭礼ノ事ニ付テハ

四十二号 五十七号

高 真 策 八



寫真第九

大正二年 六十一歳

三水會々員等と攝津有馬にて撮影

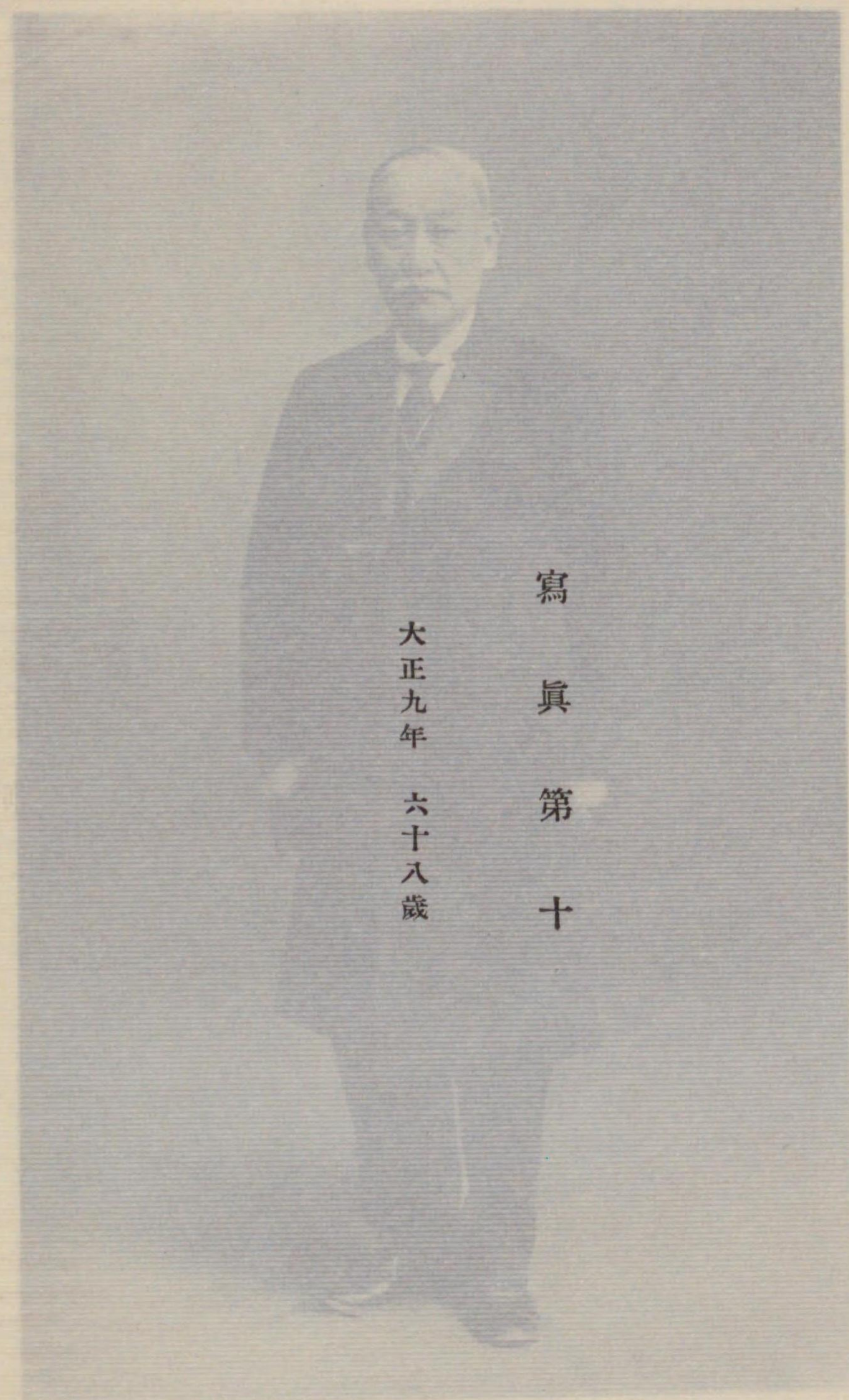




二水會の員等之編輯官温ニテ攝

大正二年 六十一歳

寫真 藤 式



寫 真 第 十

大正九年 六十八歲

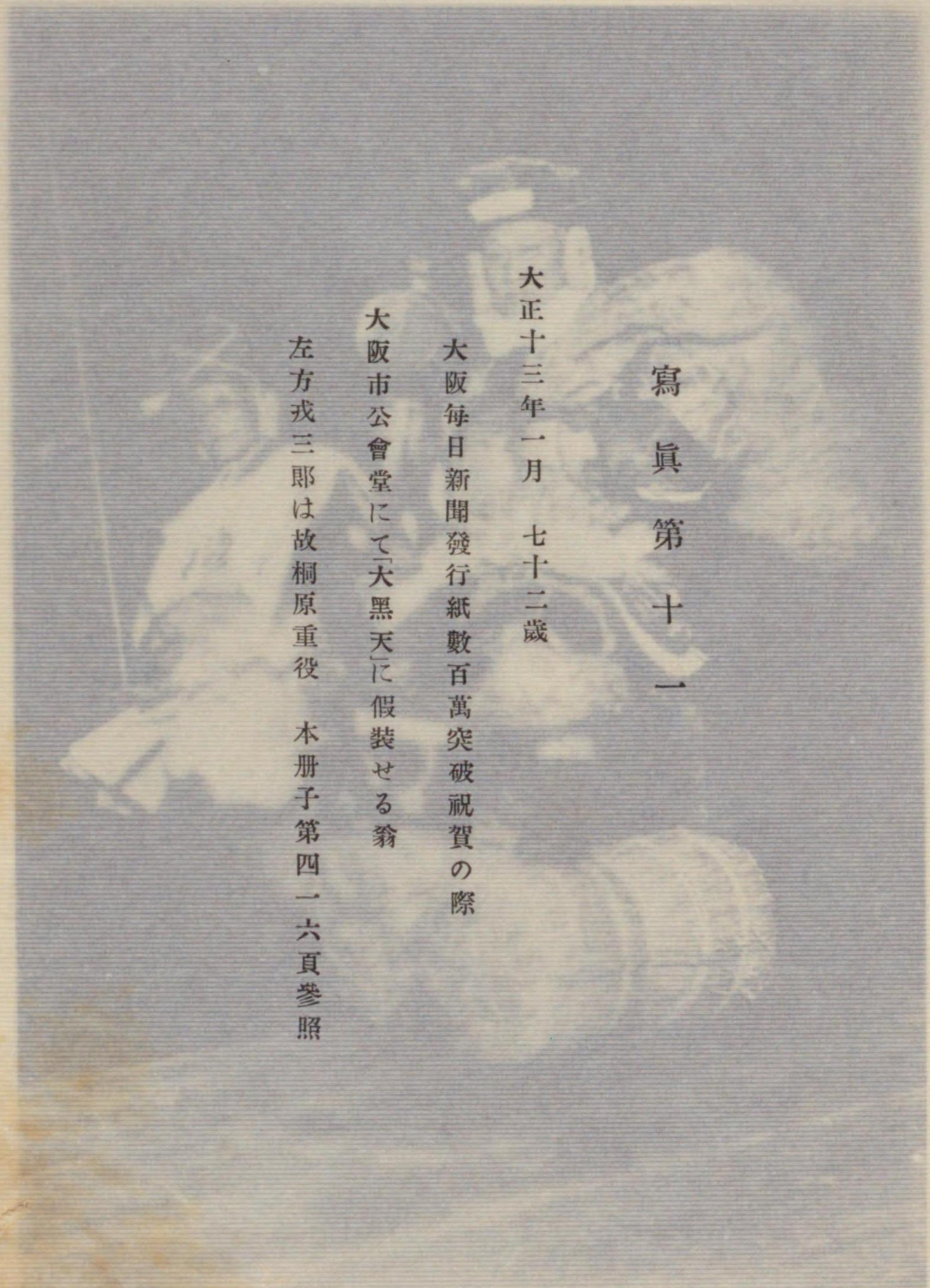




IMPERIAL LIBRARY

高
真
榮
十

大正六年 六月八日



寫真 第十一

大正十三年一月 七十二歳

大阪毎日新聞發行紙數百萬突破祝賀の際

大阪市公會堂にて天黒天に假裝せる翁

左方戎三郎は故桐原重役 本冊子第四一六頁參照





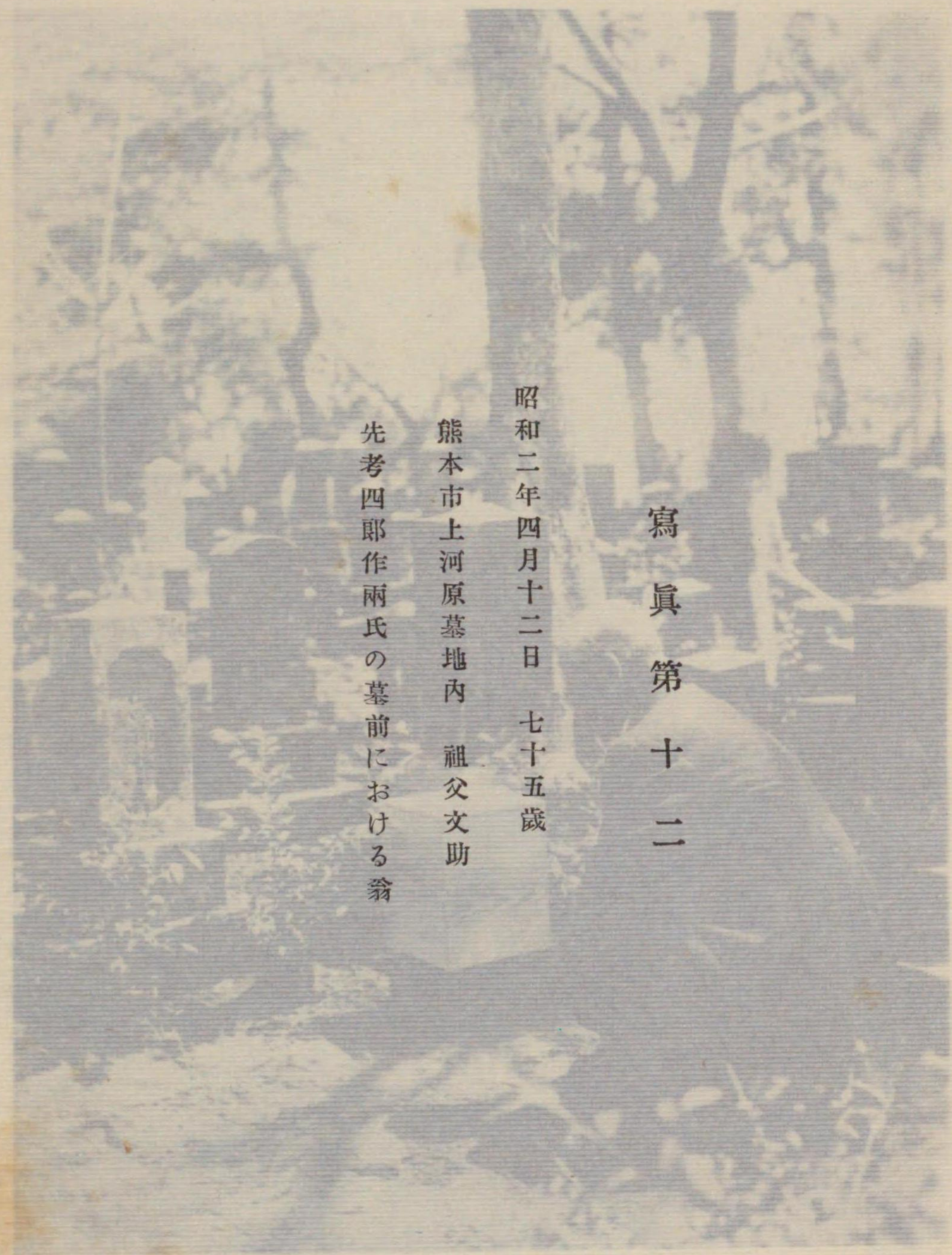
式次第三項付結陣組重登 本冊千葉四一六頁参照

大廻市公會堂にて大黒天の掛巻せる森

大廻華日藤間鏡管藤鏡百萬突舞踊質の齋

大五十三平一頁 十二二齋

寫真 十一



寫真第十二

昭和二年四月十二日 七十五歳

熊本市上河原墓地内 祖父文助

先考四郎作兩氏の墓前における翁





夫等四源并兩丸の墓前に於ける翁
瀧本市土師塚墓前内 藤父文親
御珠二平四日十二日 十十五歳

寫眞 卷 十二

呈りや。本紙千載正一四頁参照

待て難むるは自給。舟楫の小跡は茶の權を奪はば餅賣を脚ふへく衣冠了々の人辭を懸見せむこ
つ々の廻る共いせしこじ畫紙柄符贈壁を藪窟了奉るここ一萬葉の繪をこみよの一葉了る。雲中
開帝大帝の聖精は十千萬國且二端の人とる並を垂示了正へるこ懸好了たる餘は普はく同離に取さ

寫真 卷 十三

明治天皇御製
國のよき方のほしくかつき
こらやすむ道はありひく
魚二尊山天一種ま

雪来松
雪来の松乃ちのたむに美一

皆酒事猶酒
好茶亦不為茶人
和敬在茶也
与君和茶天下春
七十七
松陰



寫真第十四

喜壽に際し某氏に書し與へられしもの 紙本半折

（翁の書翰は眞摯にして一浮辭なく言はんと欲する處をいひ得て而も輕妙を極め詩趣に富む。書も亦頗る峻整。優に斯道名家の國字書牘に拮抗するに足るものであり、翁の眞面目は實にこゝに發露すともいへやう。にも拘はらずここにこれを採録し得なかつたのを遺憾とする。）



松島
の
も
し
れ
ら
へ
興
に
氏
某
し
際
に
壽
喜
五
十
第
眞
寫
敬
有
家
善
積



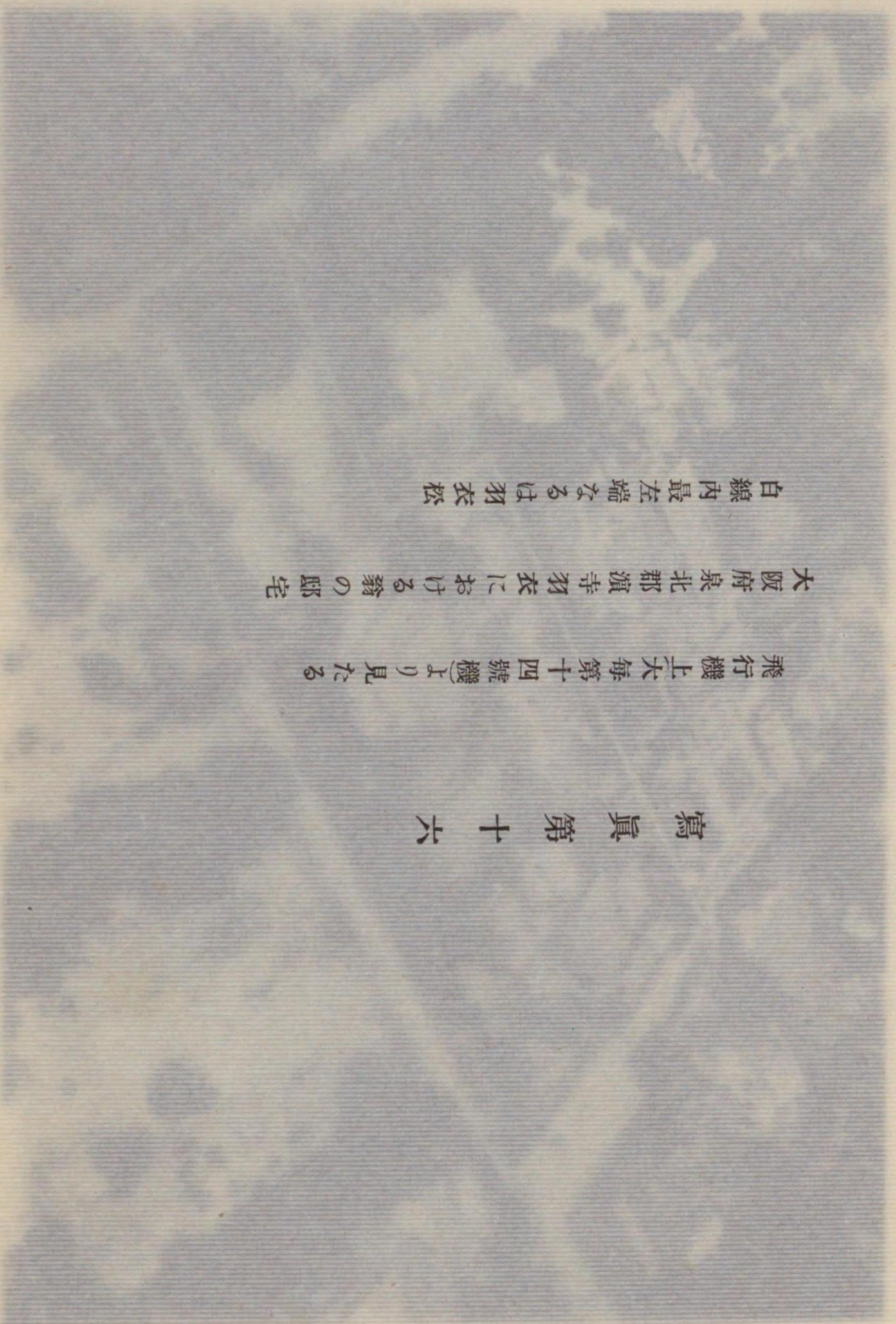


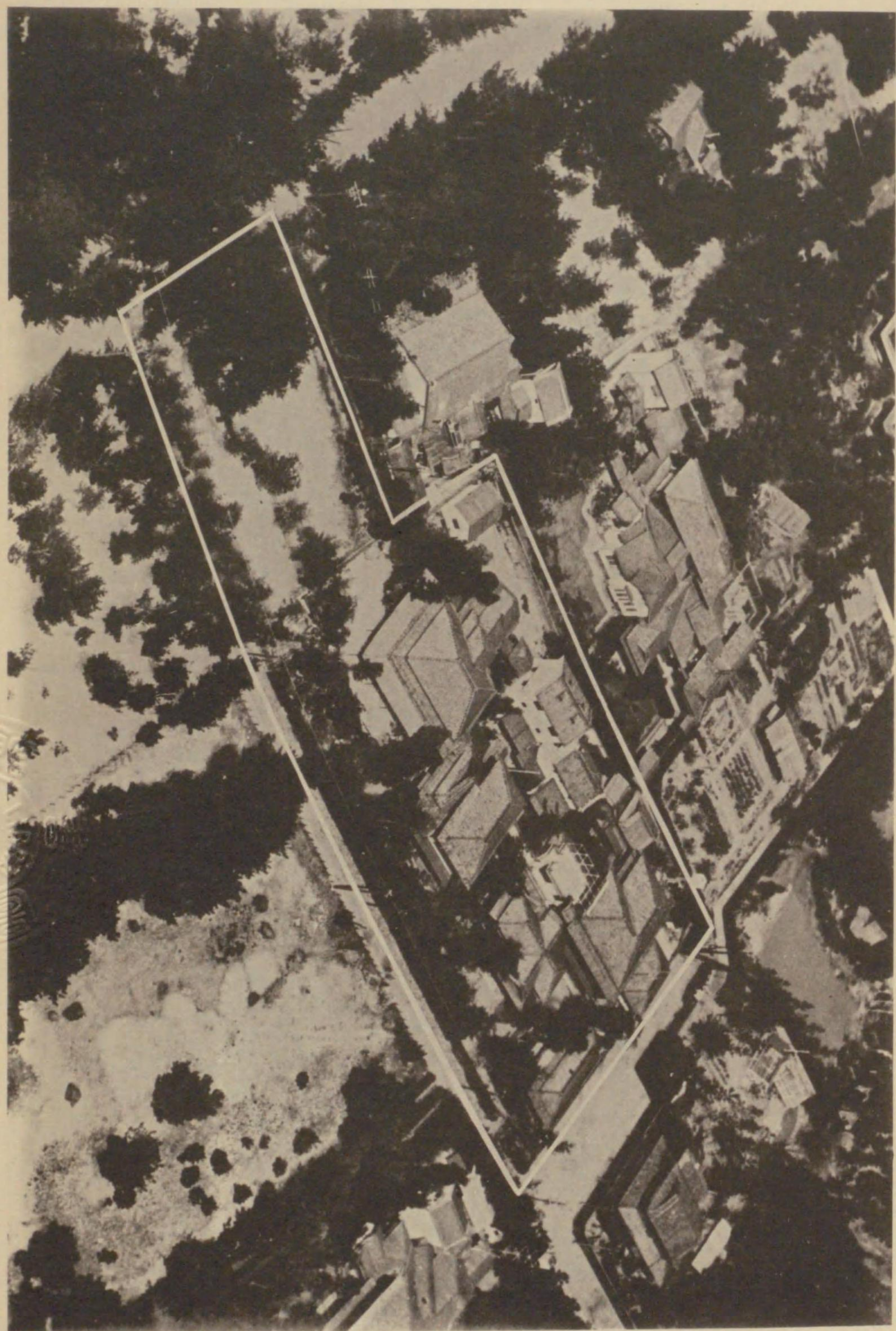
寫真第十六

飛行機上大毎第十四號機より見たる

大阪府泉北郡瀬寺羽衣における翁の邸宅

白線内最左端なるは羽衣松





白嶽内最古の寺なる白嶽寺

大岡村泉井源邸寺跡交りまける嶽の遺宇

栗谷郷土大津原十四遺蹟より見せる

真 漢 十 六

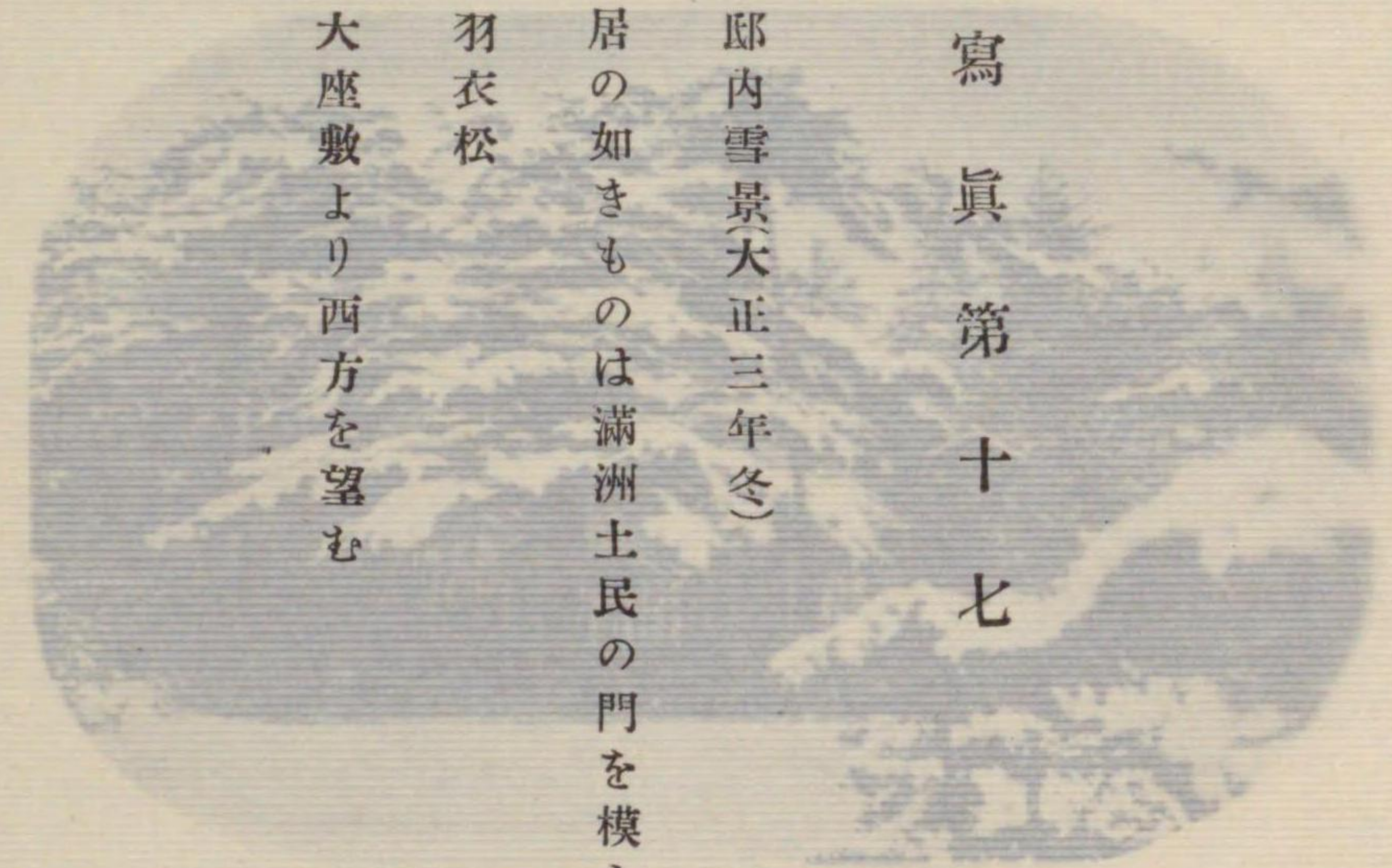
寫真第十七

濱寺羽衣邸内雪景大正三年冬

上圖鳥居の如きものは滿洲土民の門を模したるもの

中圖は羽衣松

下圖は大座敷より西方を望む





THE
IMPERIAL
MUSEUM
TOYO

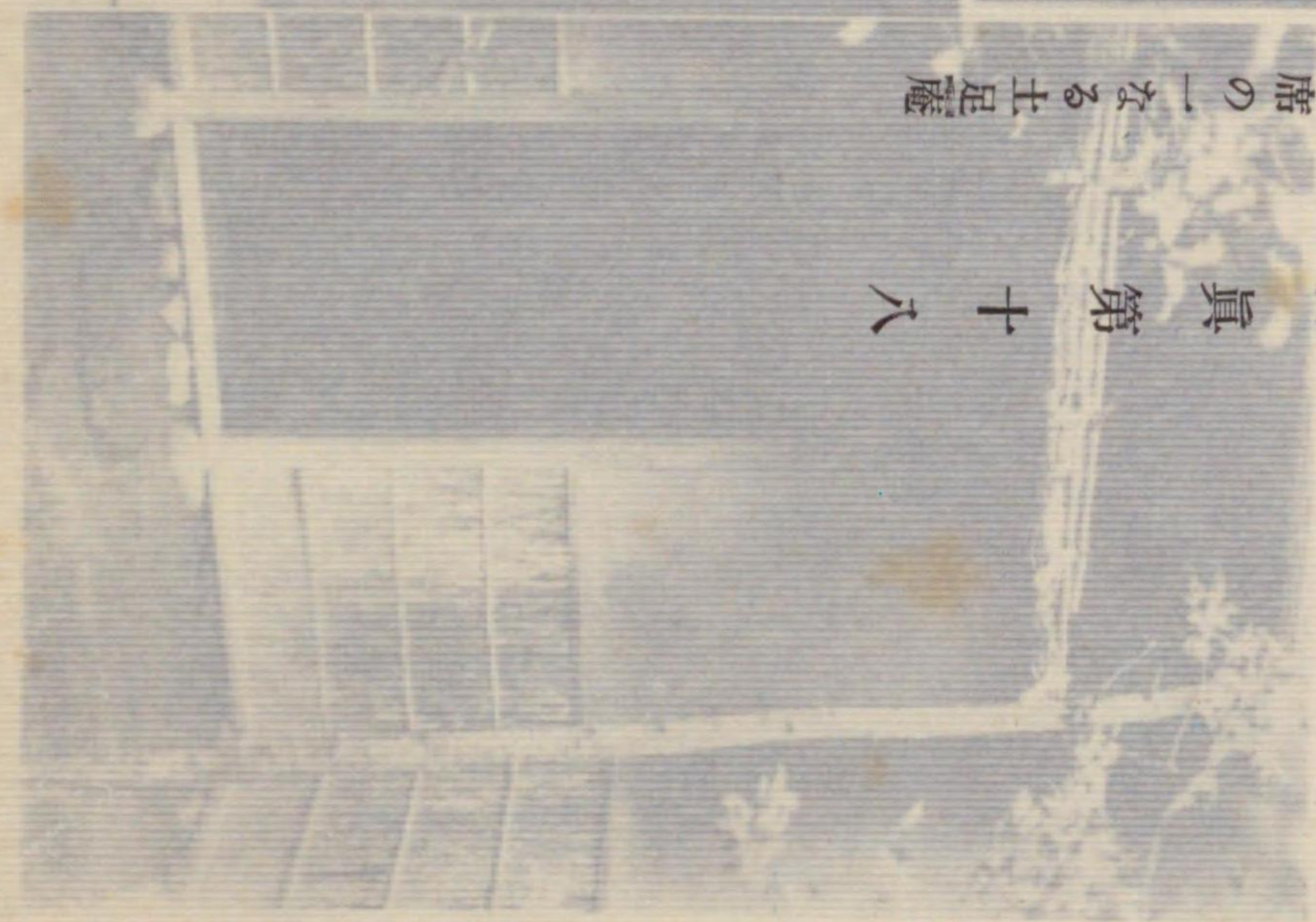
中國の大聖堂より西宮を望む
中國の神社
土國品屋の城をよの白藪將土屋の門を對するよの
新幸院次祖内雪景大五三平芝

真景十



寫眞第十八

羽衣邸内茶席の一なる土足庵



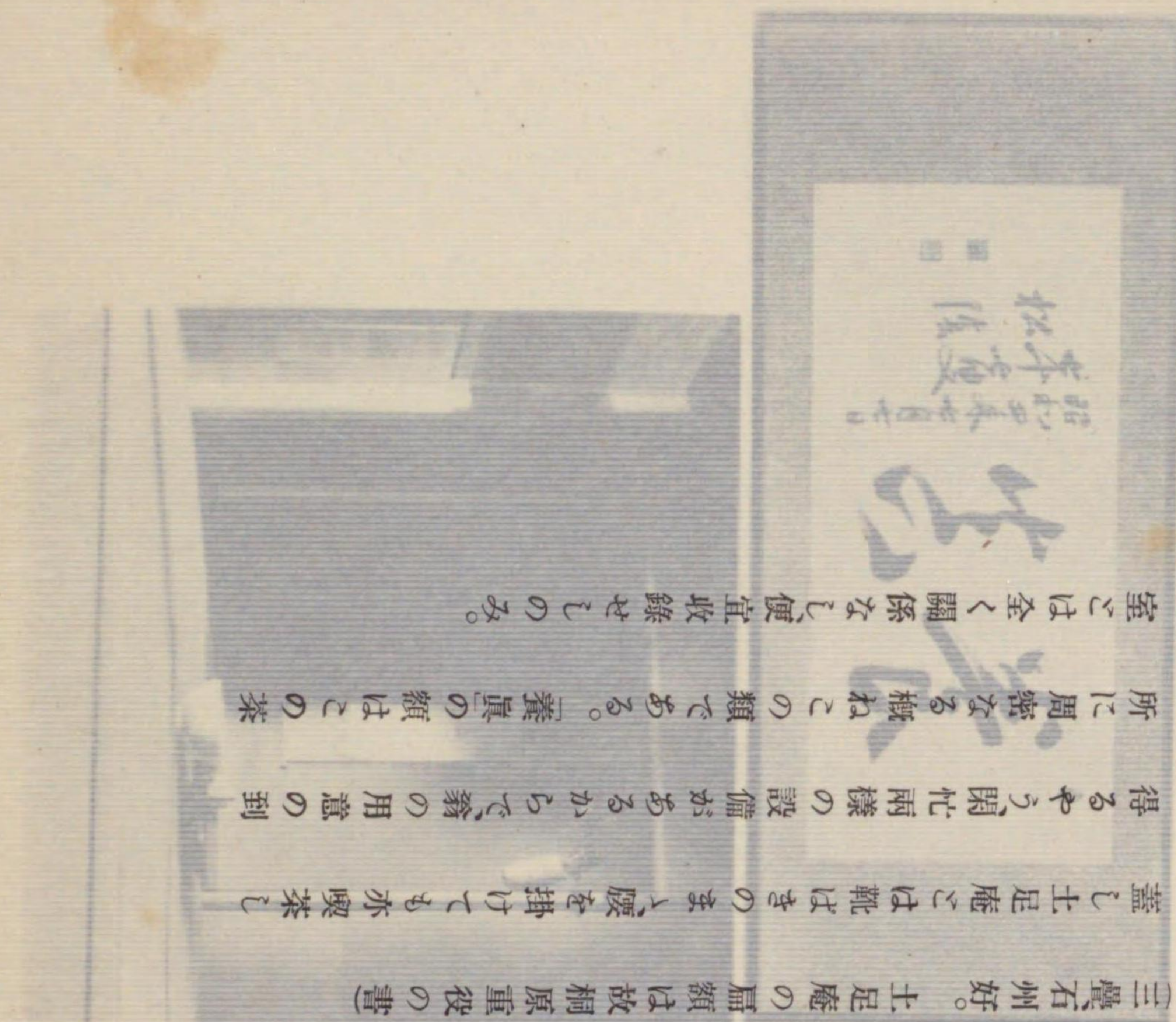
〔三疊石州好。土足庵の扁額は故桐原重役の書〕

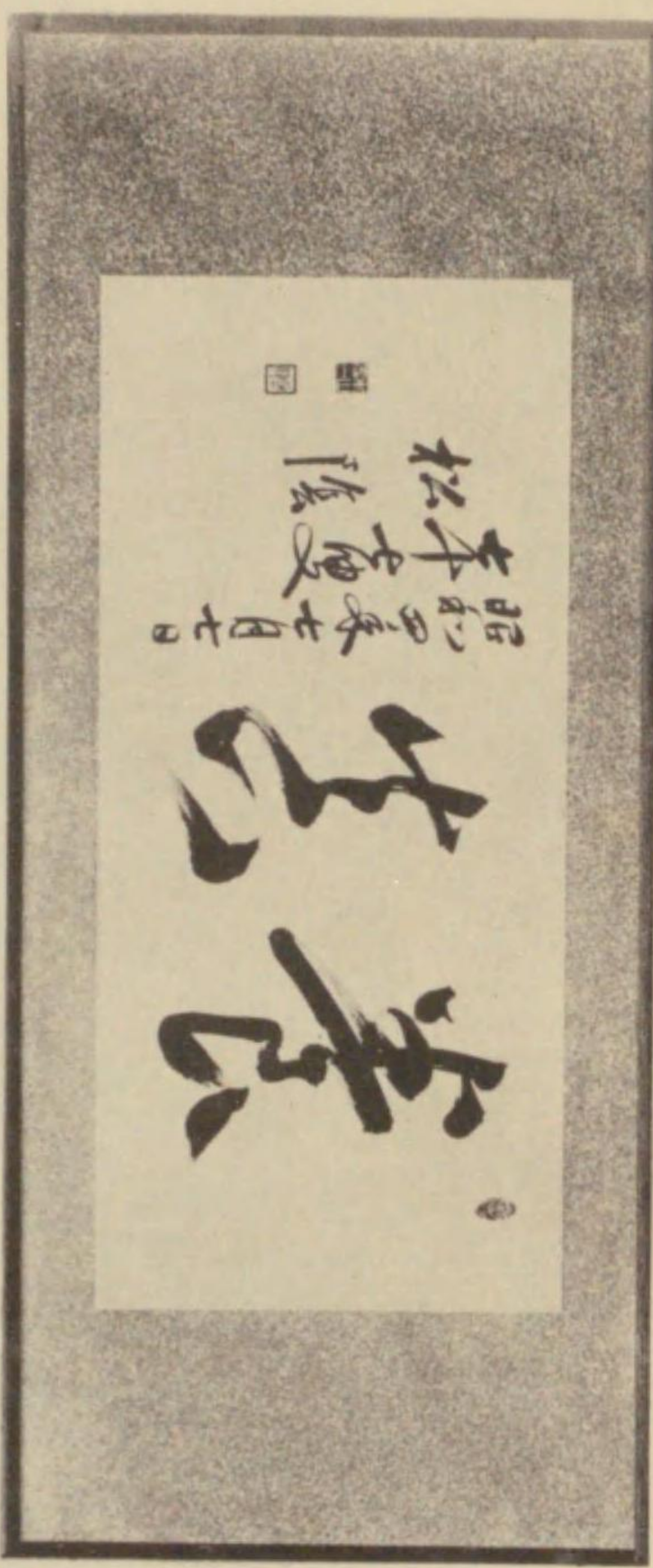
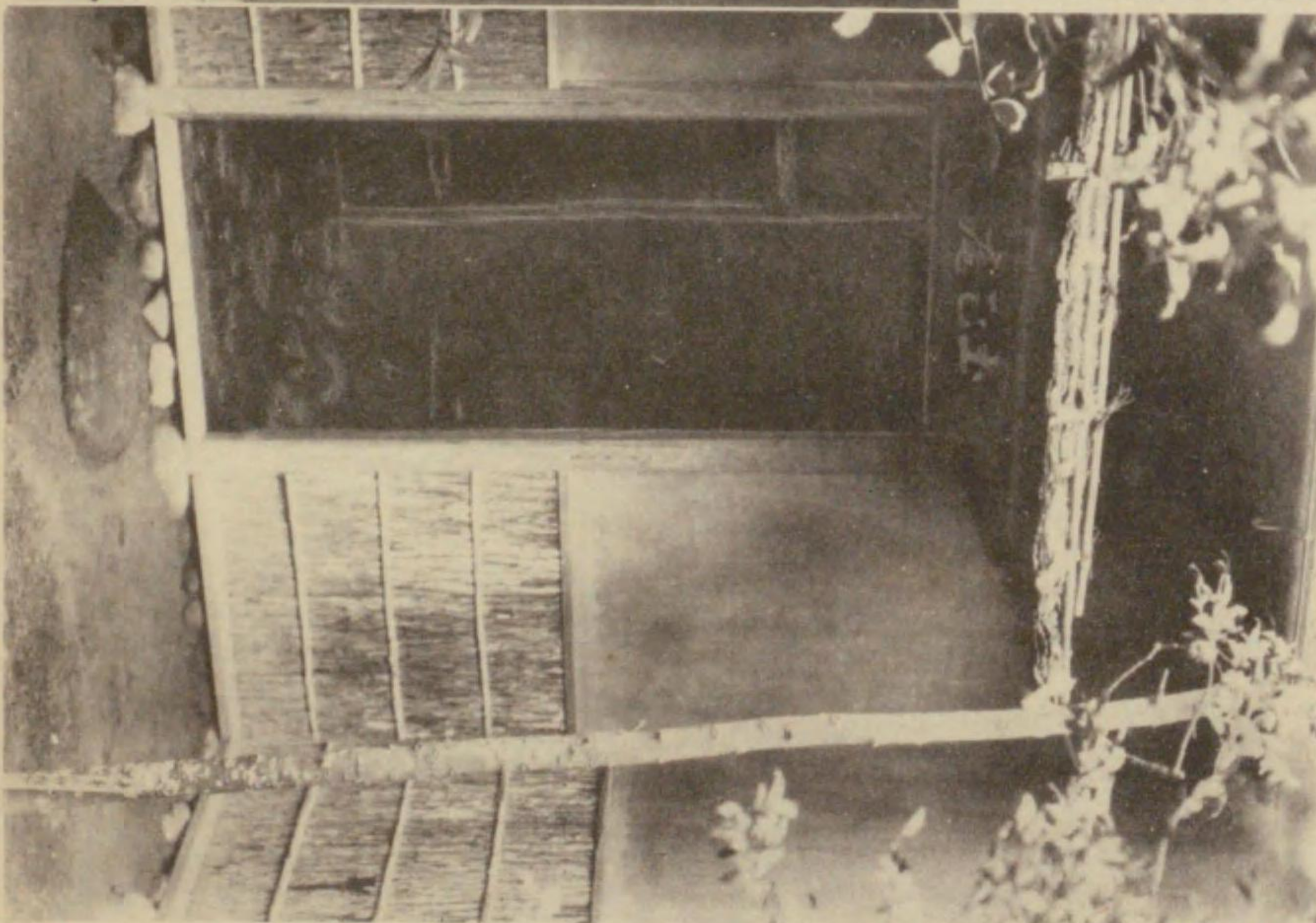
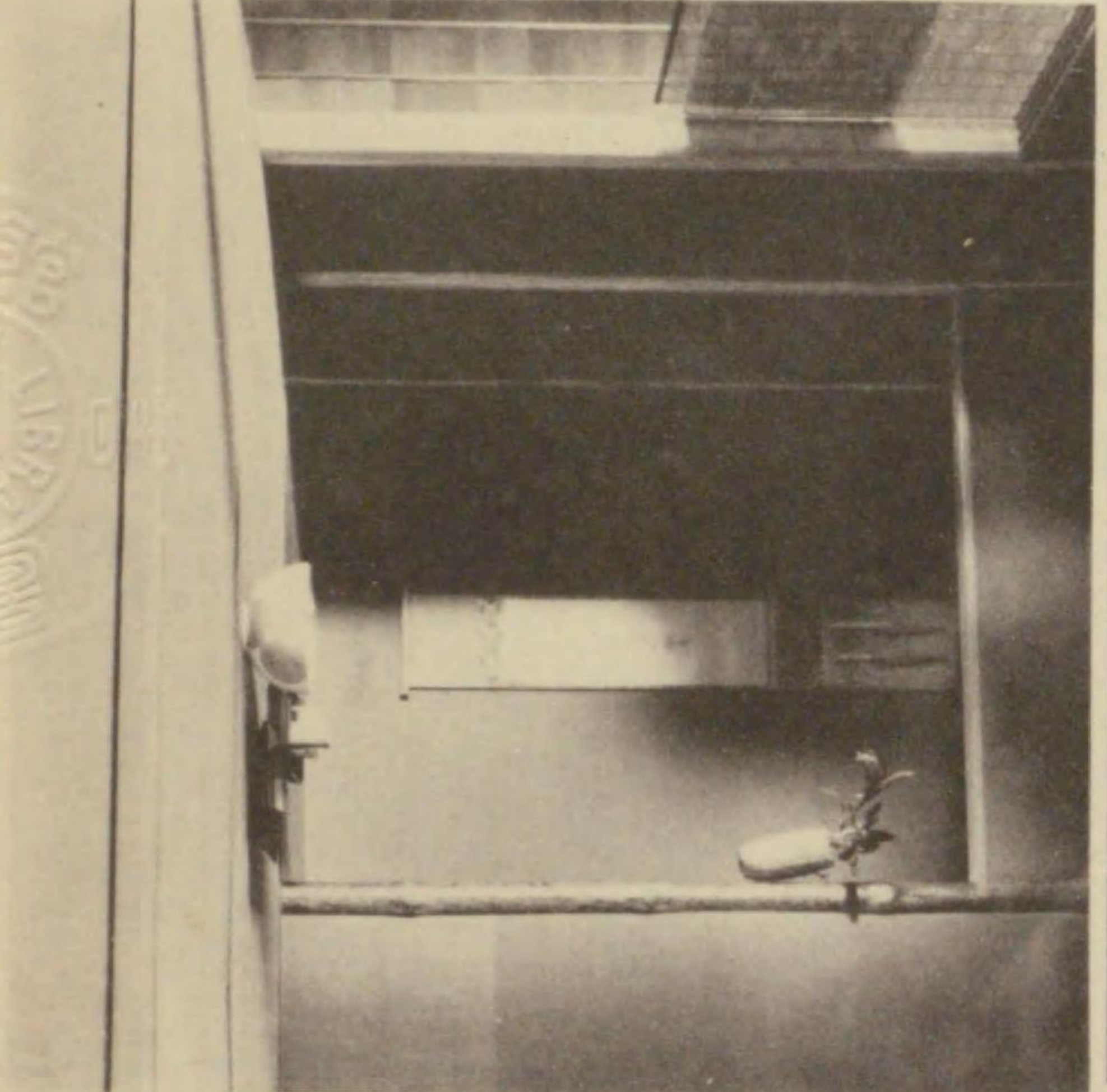
蓋し土足庵とは靴ばきのまゝ腰を掛けても亦喫茶し

得るやう閑忙雨様の設備があるから翁の用意の到

所に周密なる楯ねこの類である。養眞の額はこの茶

室とは全く關係なし便宜記録せしのみ。





室に全く開け放し、宜宜お茶を飲ませよ。
 雨に風響さる樹はこの賑かき。一葉見の階おらの茶
 替るゆく園が雨霧の煙前ささるふらぐ森の田舎の庭
 蓋し土屋のまはりのまを、廻り柱りてよ衣兜茶う
 (三疊谷陣破。土屋の風階お茶屋重野の書)

茶業部内茶部の一なる土屋

献 員 策 十 八



寫真第十九

大阪毎日新聞社全景

大正八年十二月起工、大正十一年三月竣工。

本冊子第三七三頁參照





大正日濠開攝全景

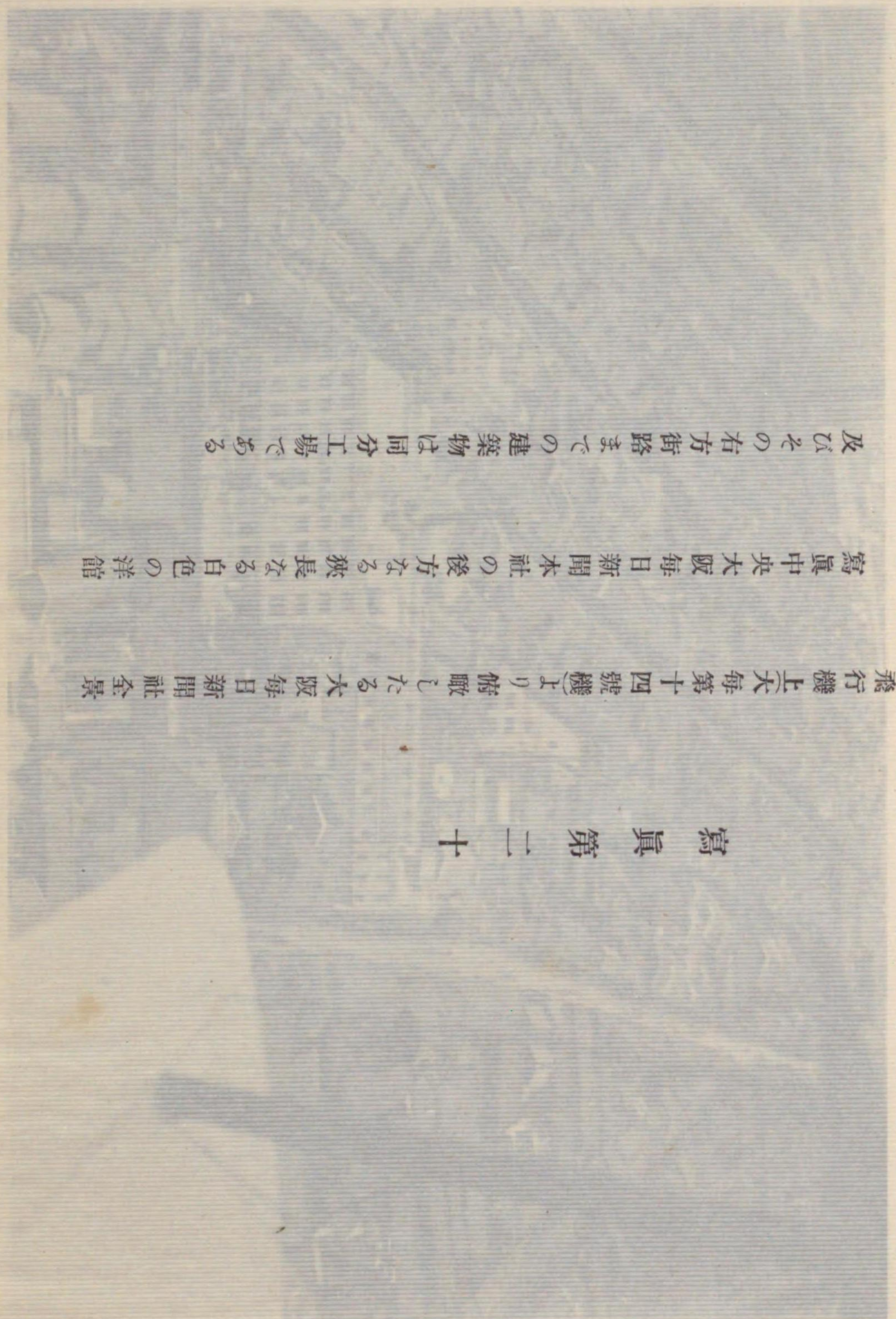
寫真集 十 貳

大正八年十二月竣工大正十一年三月竣工。

本冊千餘三十三頁參照



寫眞第二十



飛行機上天毎第十四號機より俯瞰したる大阪毎日新聞社全景

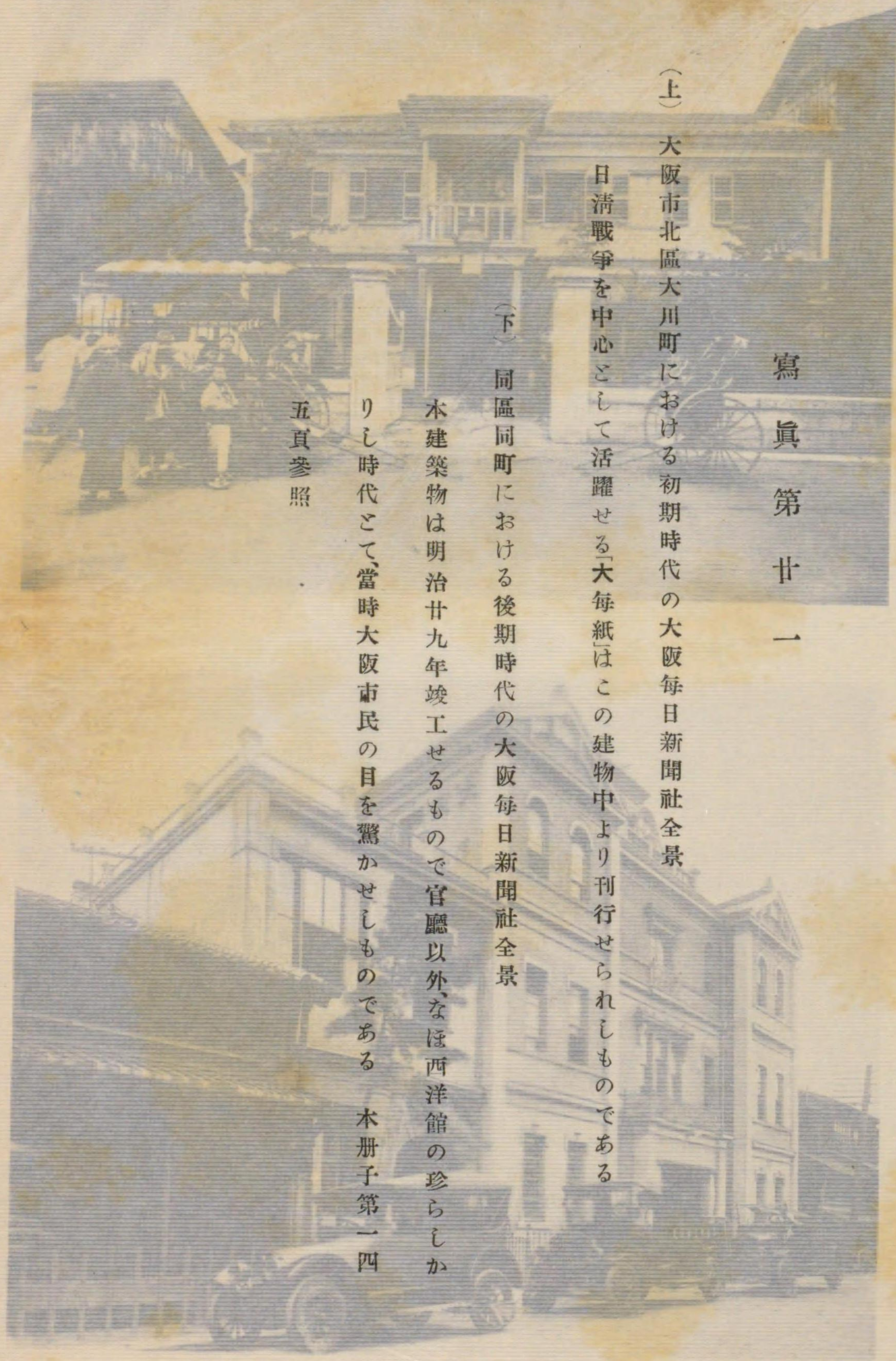
寫眞中央大阪毎日新聞本社の後方なる狭長なる白色の洋館

及びその右方街路までの建築物は同分工場である

寫真 第廿一

(上) 大阪市北區大川町における初期時代の大阪毎日新聞社全景
日清戦争を中心として活躍せる大毎紙はこの建物中より刊行せられしものである

(下) 同區同町における後期時代の大阪毎日新聞社全景
本建築物は明治廿九年竣工せるもので官廳以外なほ西洋館の珍らしかりし時代にて、當時大阪市民の目を驚かせしものである 本冊子第一四五頁参照





(土) 大連市非通大川側ニ在リテ爾國セル大華銀行ノ建築中ニリ所存セル所ニ在リ

(子) 同區同側ニ在リテ爾國セル大連華日藤開墾全景

日帝輝耀ニ中心ニシテ爾國セル大華銀行ノ建築中ニリ所存セル所ニ在リ

正頁參照

リノ和升ニテ當和太連市員ノ目ヲ驚カセリト云ル 本冊千葉一四
本藝樂神ノ開館廿九日申終工セルト云リ官廳及後ニ對西洋館ノ建ルニ云

寫眞 第廿二

東京日日新聞社全景

所在地東京麹町區有樂町一番地

大正五年十二月竣工、同六年五月新築落成

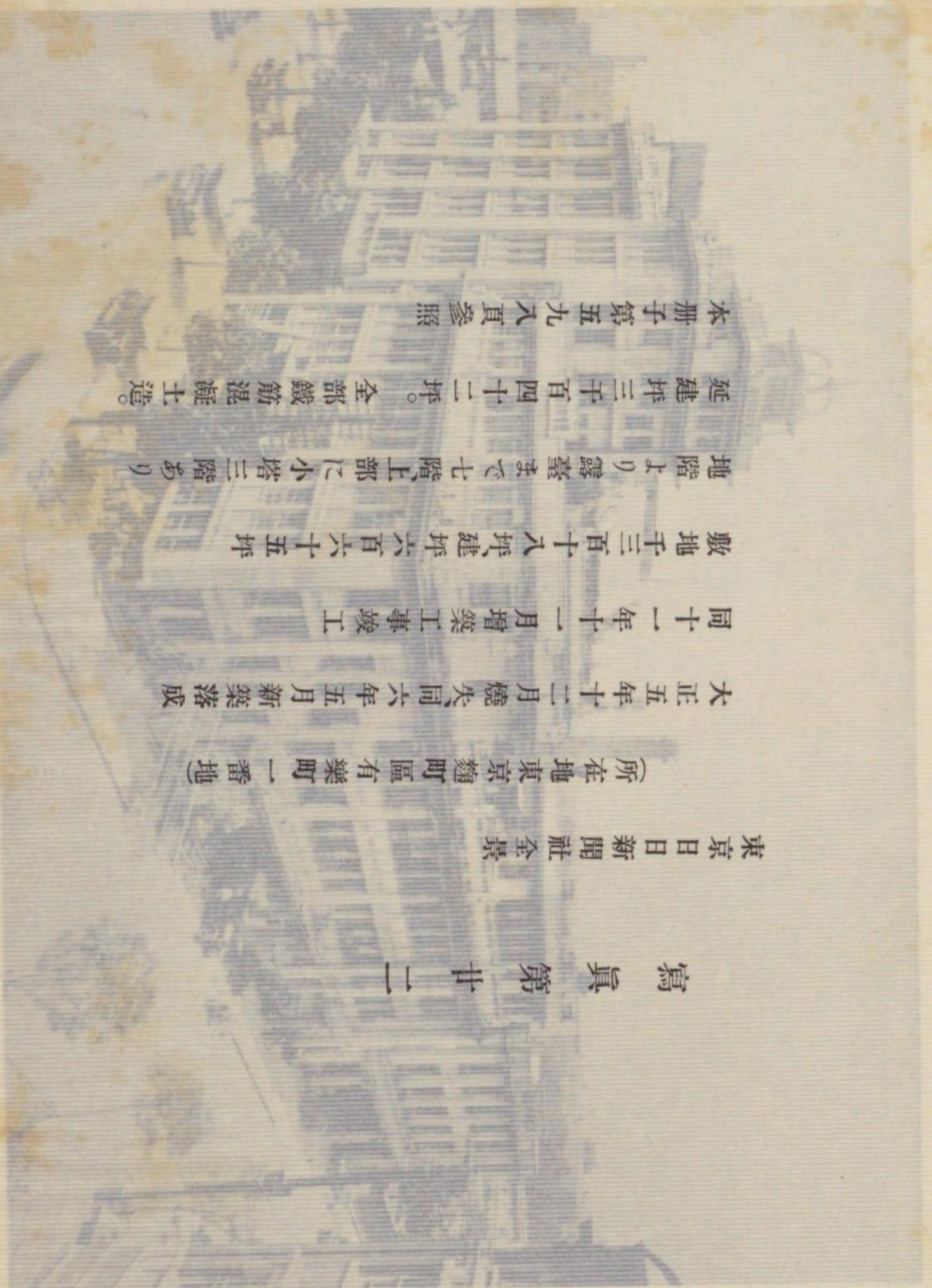
同十一年十一月増築工事竣工

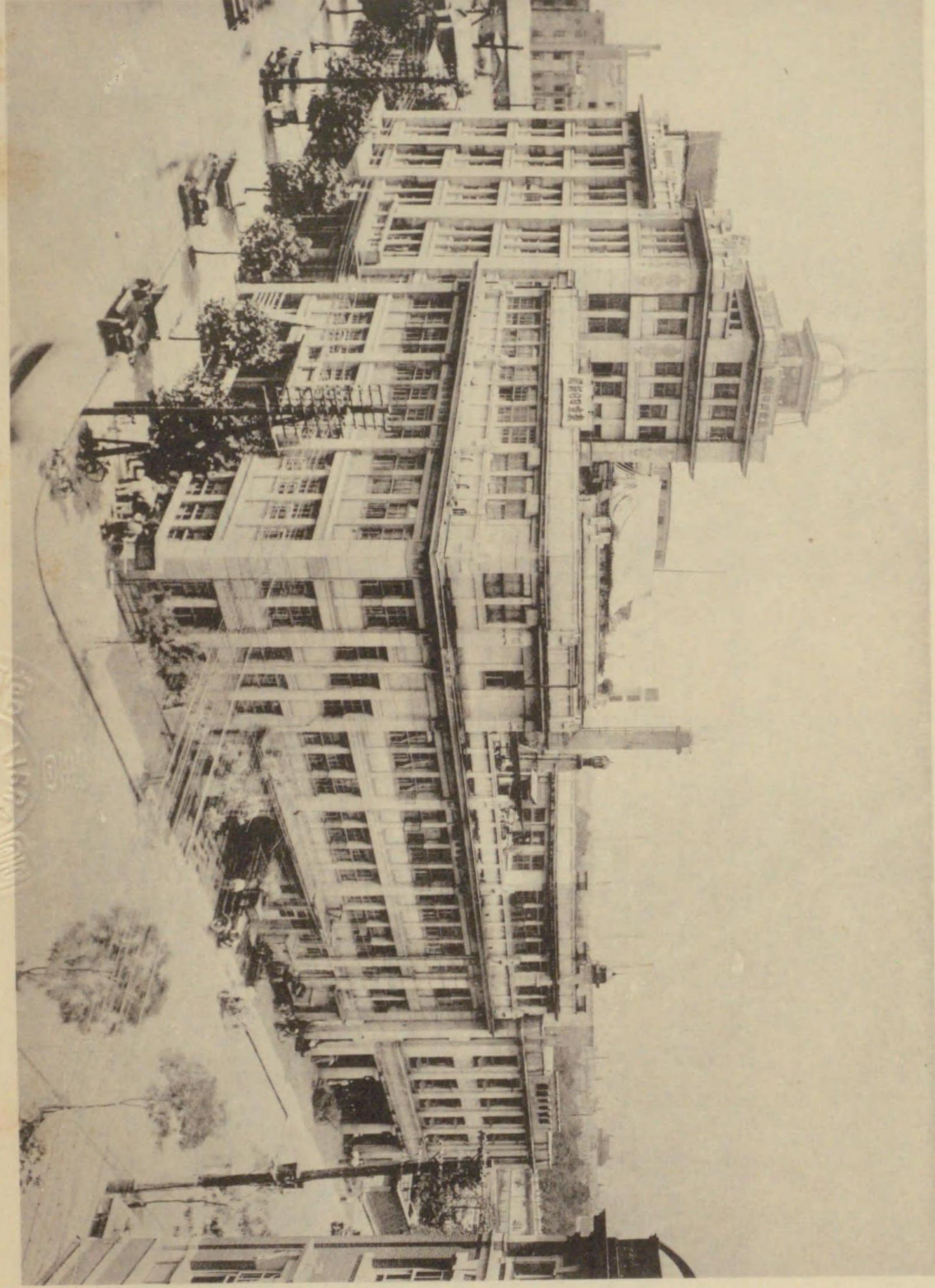
敷地千三百十八坪、建坪六百六十五坪

地階より露臺まで七階上部に小塔三階あり

延建坪三千百四十二坪。全部鐵筋混凝土造。

本冊子第五九八頁參照





IMPERIAL
LIBRARY

本概千算正火八頁参照

延敷坪三千百四十二坪。全階機置馬路土敷。

此部より敷基を以て土留工階に小段三割あり

建坪千三百十八坪敷坪六百六十五坪

同十一年十一月建築工事竣工

大五正年十二月竣工同六年正月建築落頭

(酒本概東京鐵道局官舎第一番此)

東京日日新聞挿全景

竊具報廿二

寫真第廿三

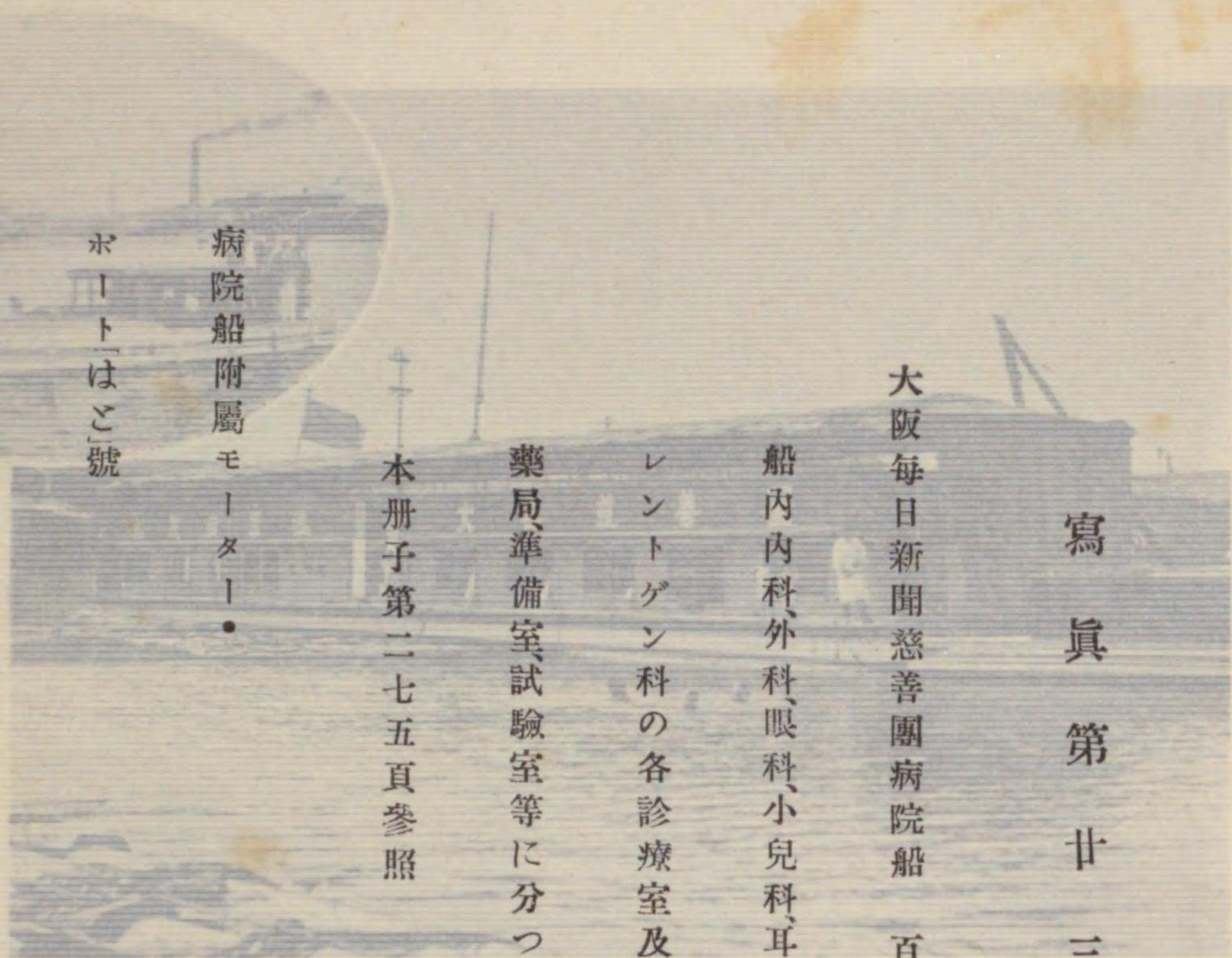
大阪毎日新聞慈善團病院船 百五十トン 鋼鐵製

船内内科、外科、眼科、小兒科、耳鼻咽喉科

レントゲン科の各診療室及び事務室

藥局、準備室、試驗室等に分つ。

本冊子第二七五頁參照



病院船附屬モーター・ボートはこ號



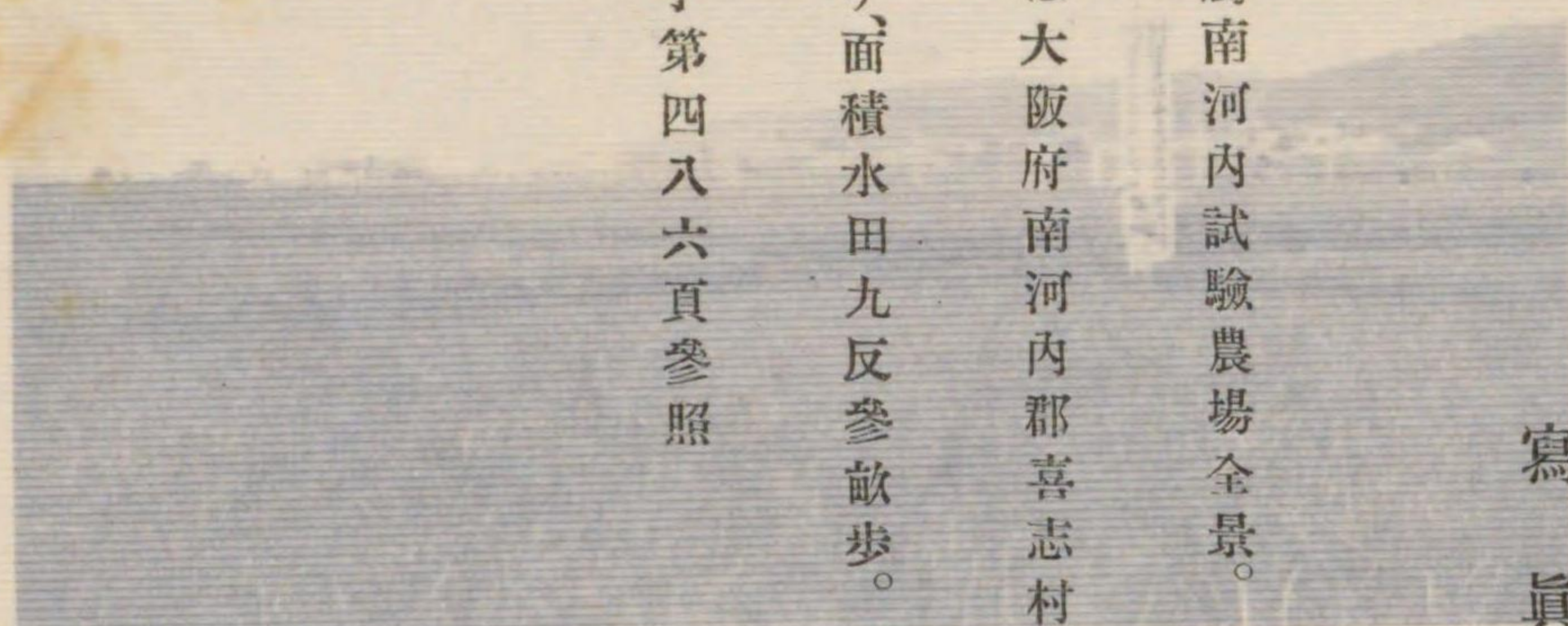
同船内内科診療室





寫眞第廿四

協會所屬南河内試驗農場全景。

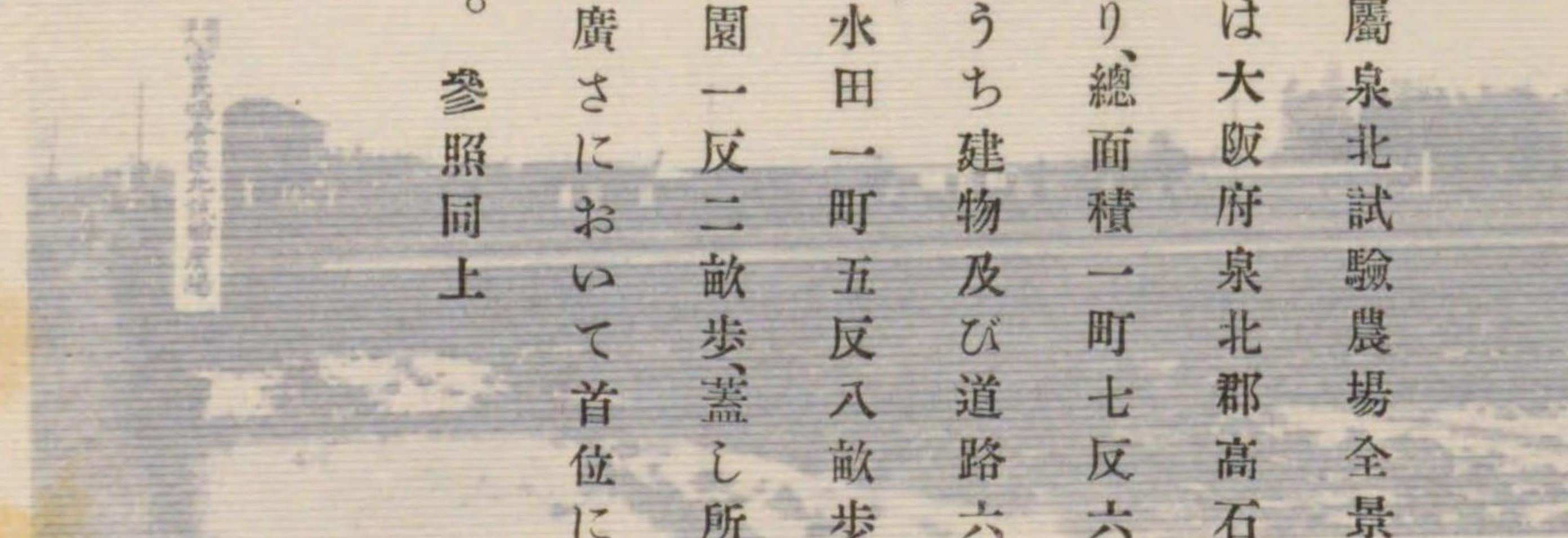


農場は大阪府南河内郡喜志村

に在り、面積水田九反參畝歩。

本冊子第四八六頁參照

協會所屬泉北試驗農場全景。



農場は大阪府泉北郡高石町南

に在り、總面積一町七反六畝五

歩。うち建物及び道路六畝五

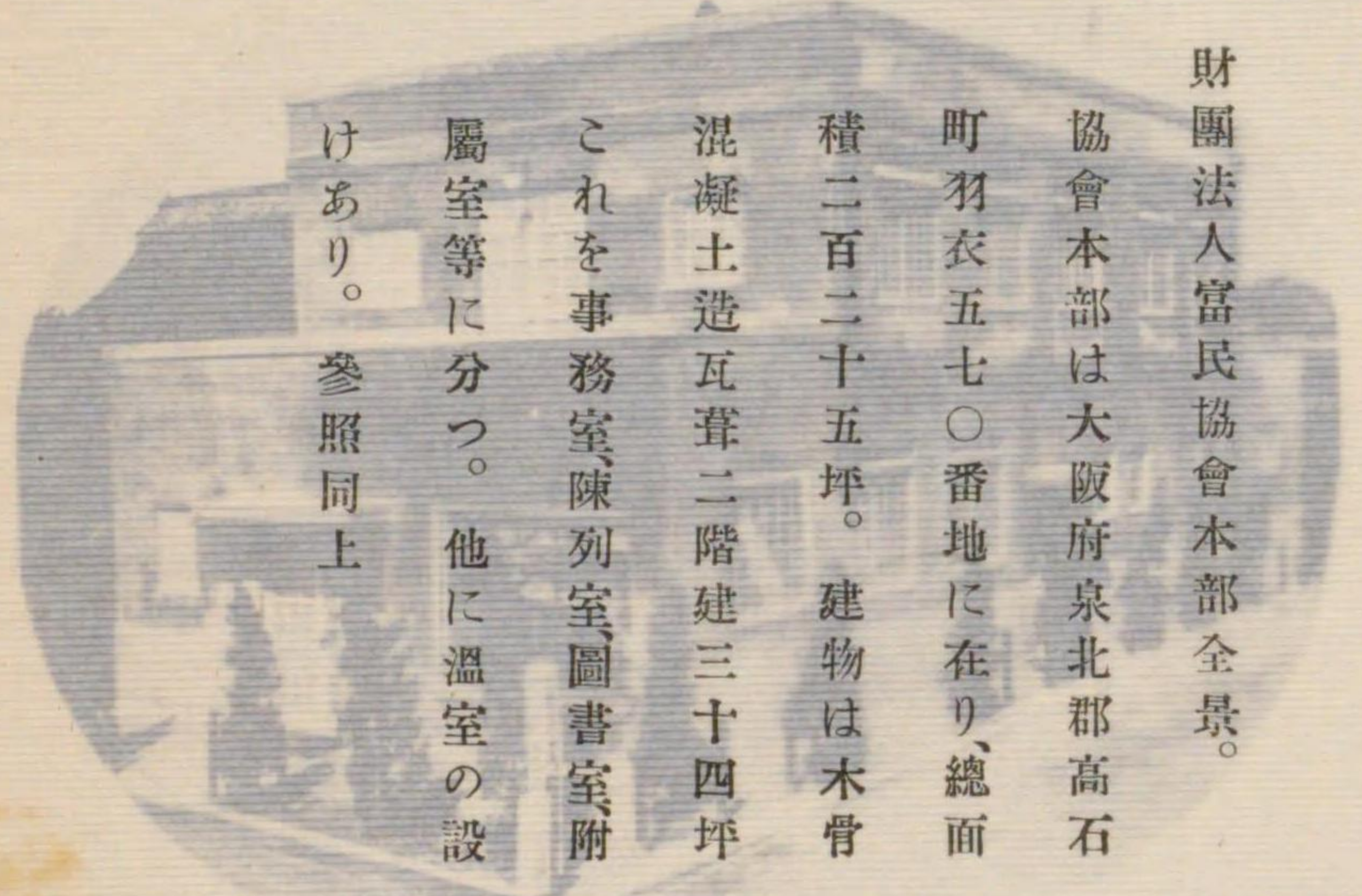
歩。水田一町五反八畝歩、蔬菜

果樹園一反二畝歩、蓋し所屬農

場中廣さにおいて首位にある

もの。參照同上

財團法人富民協會本部全景。



協會本部は大阪府泉北郡高石

町羽衣五七〇番地に在り、總面

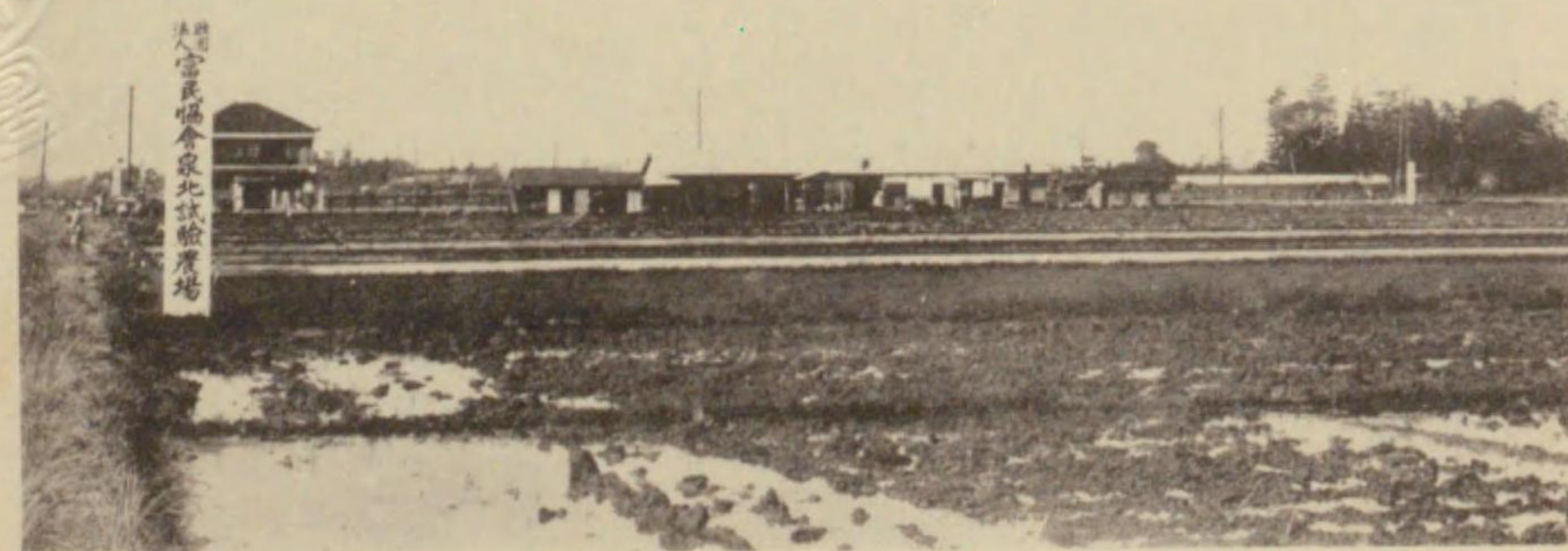
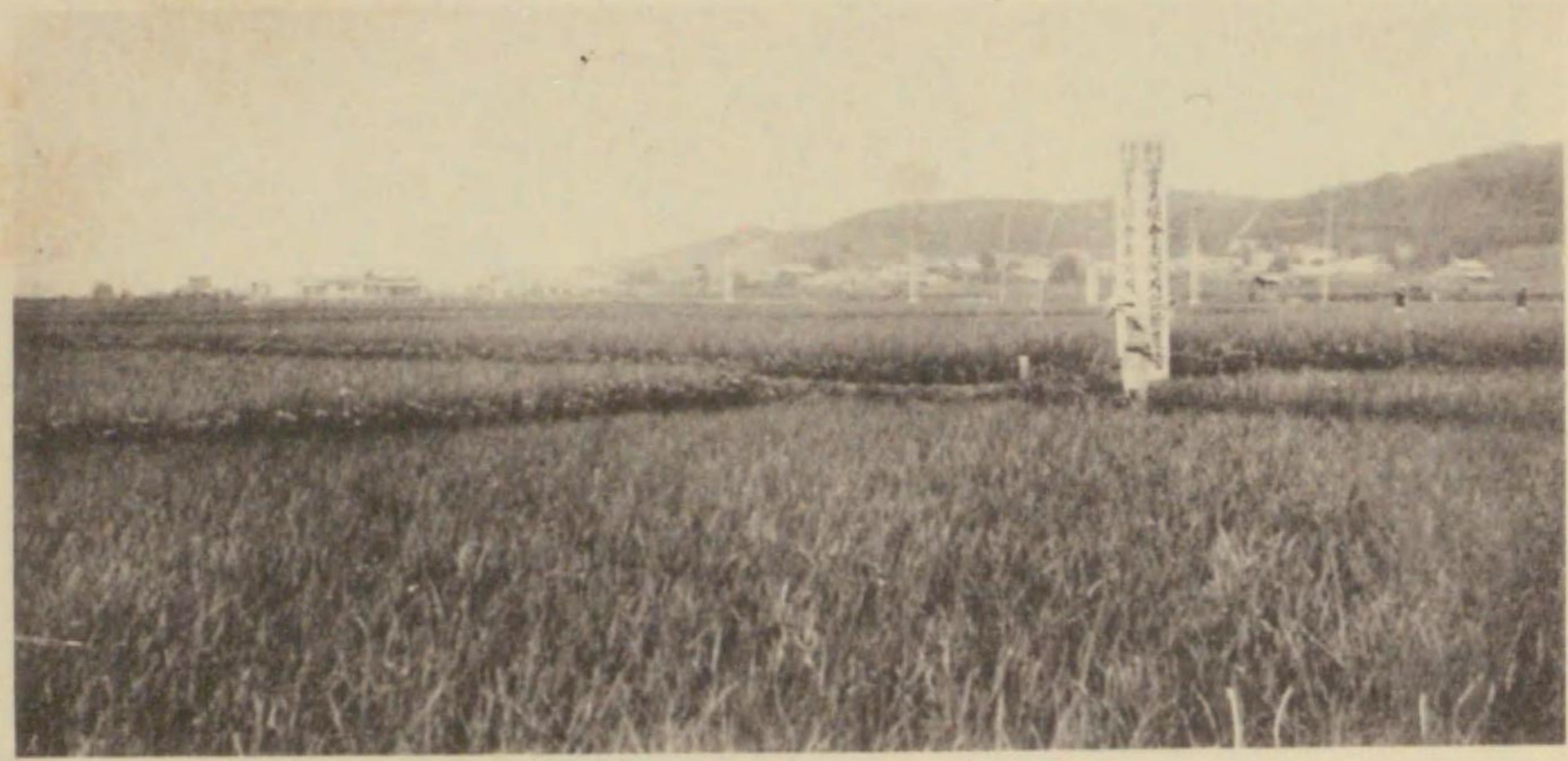
積二百二十五坪。建物は木骨

混泥土造瓦葺二階建三十四坪

これを事務室、陳列室、圖書室、附

屬室等に分つ。他に温室の設

けあり。參照同上



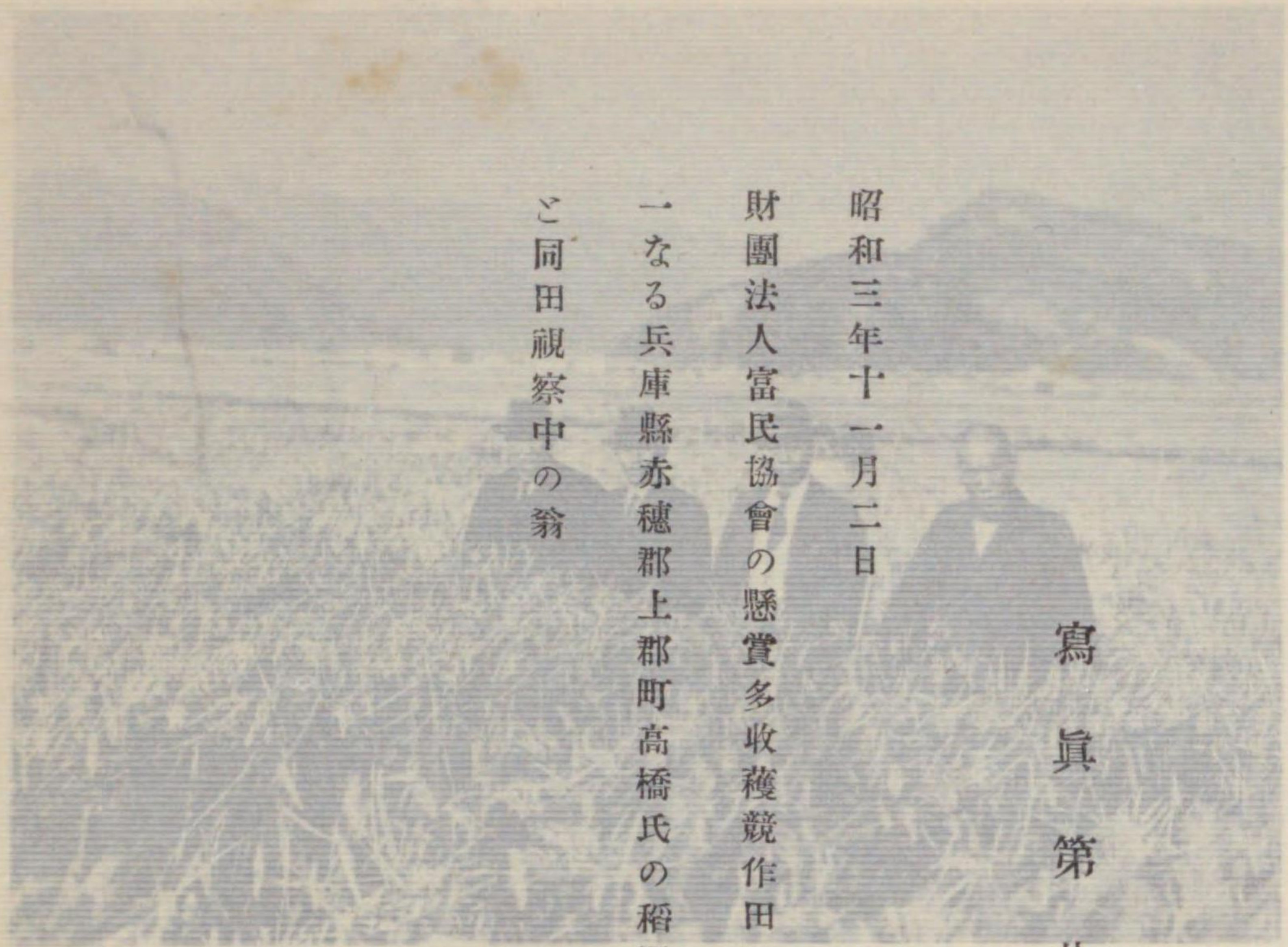
寫真 卷 廿 四

本冊千餘頁四五六頁參照
 可奈、而蘇水田式又參照也。
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景。

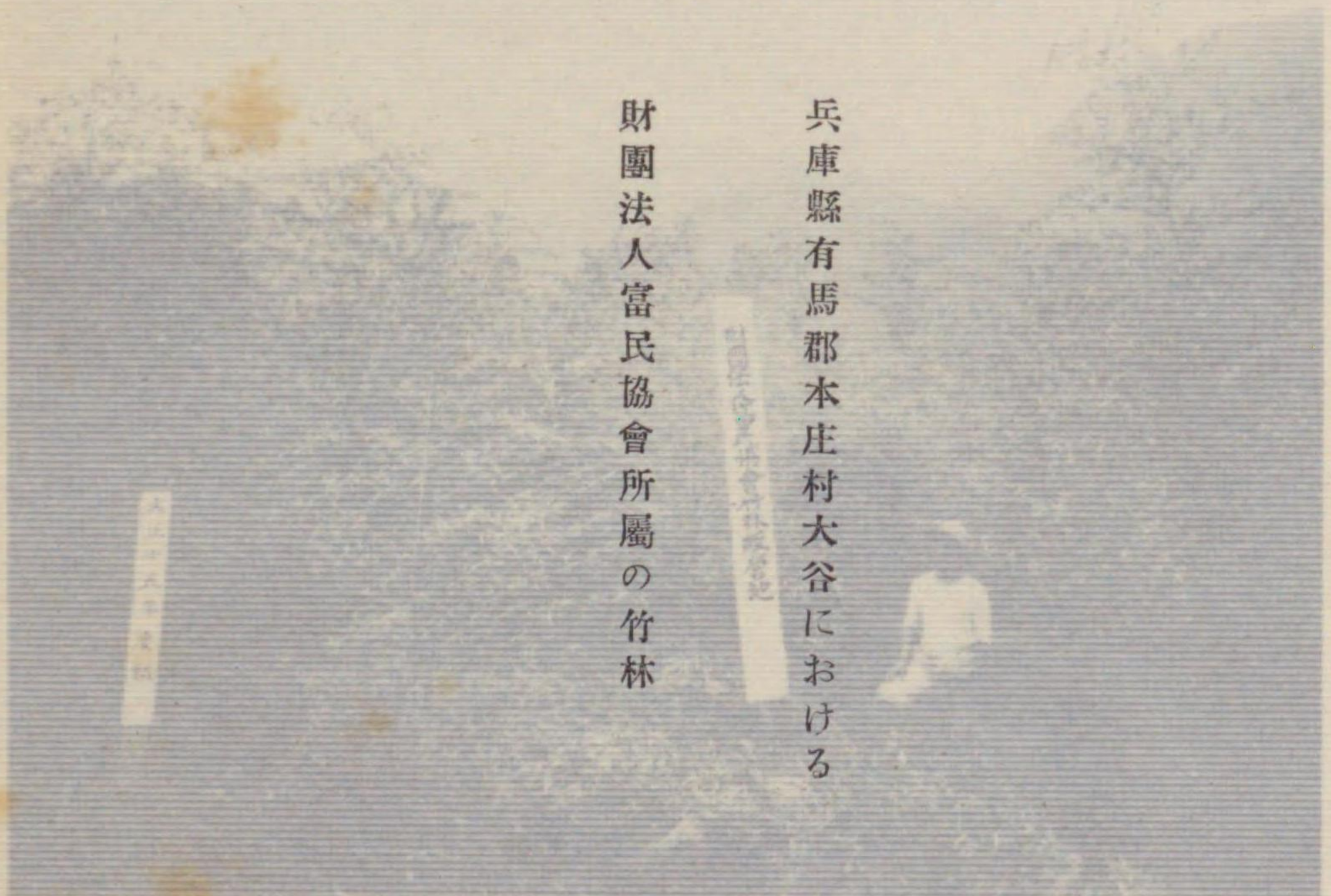
可奈。參照同上
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景

可奈。參照同上
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景
 農學社大週報南河內郡喜志村
 農會報南河內郡總農學全景

寫真第廿五



昭和三年十一月二日
財團法人富民協會の懸賞多收穫競作田の
一なる兵庫縣赤穂郡上郡町高橋氏の稻田
と同田視察中の翁



兵庫縣有馬郡本庄村大谷における
財團法人富民協會所屬の竹林





財団法人富沢會
大正十五年夏植

三回田圃察中の條

一なる吳車線赤瀬橋上流河高瀬川の稲田

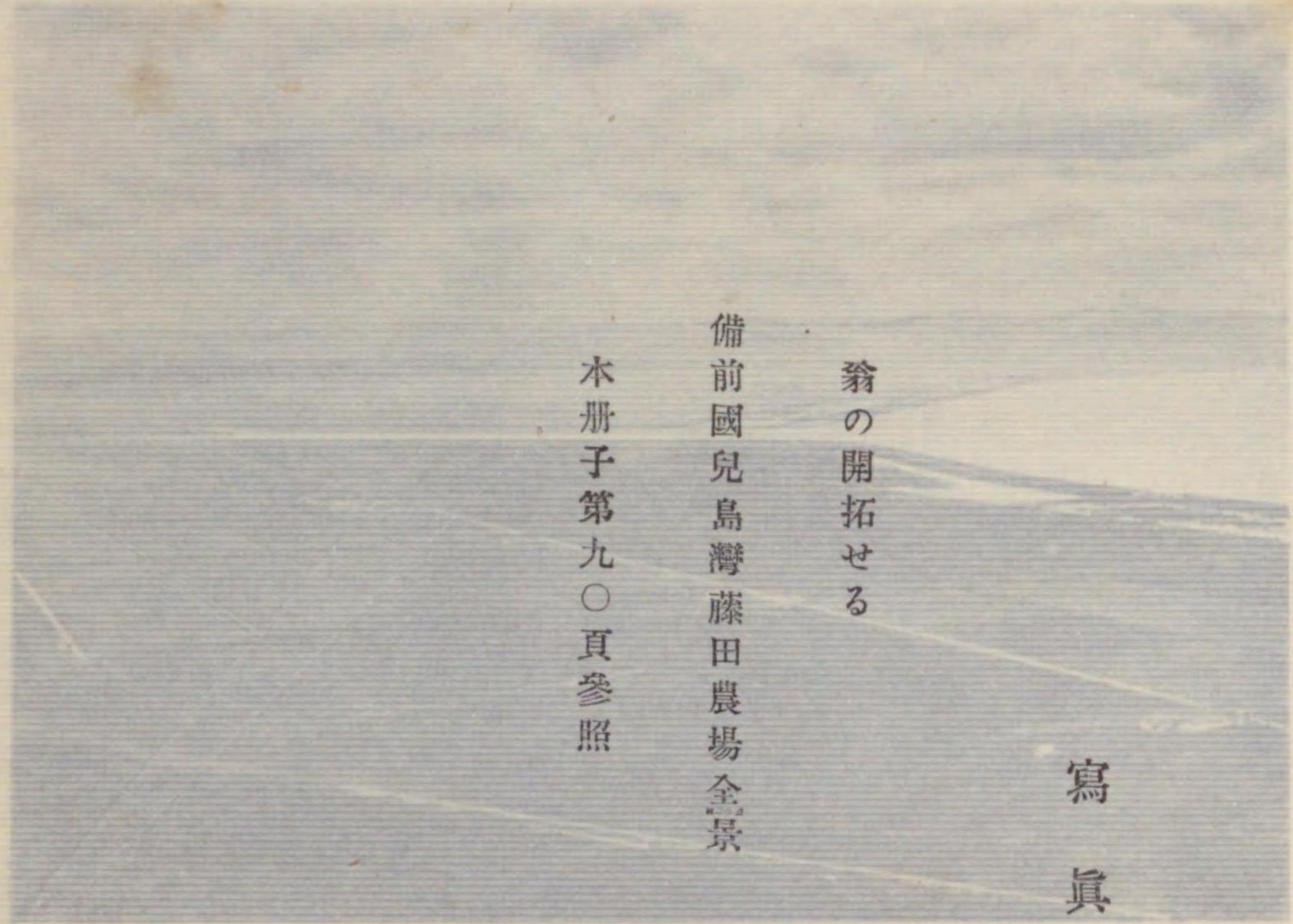
視園者人富沢會の懸賞を採蘇諒非田の

昭和三年十一月二日

富沢會 正

視園者人富沢會視園の竹林

吳車線赤瀬橋本流河大谷川に在り

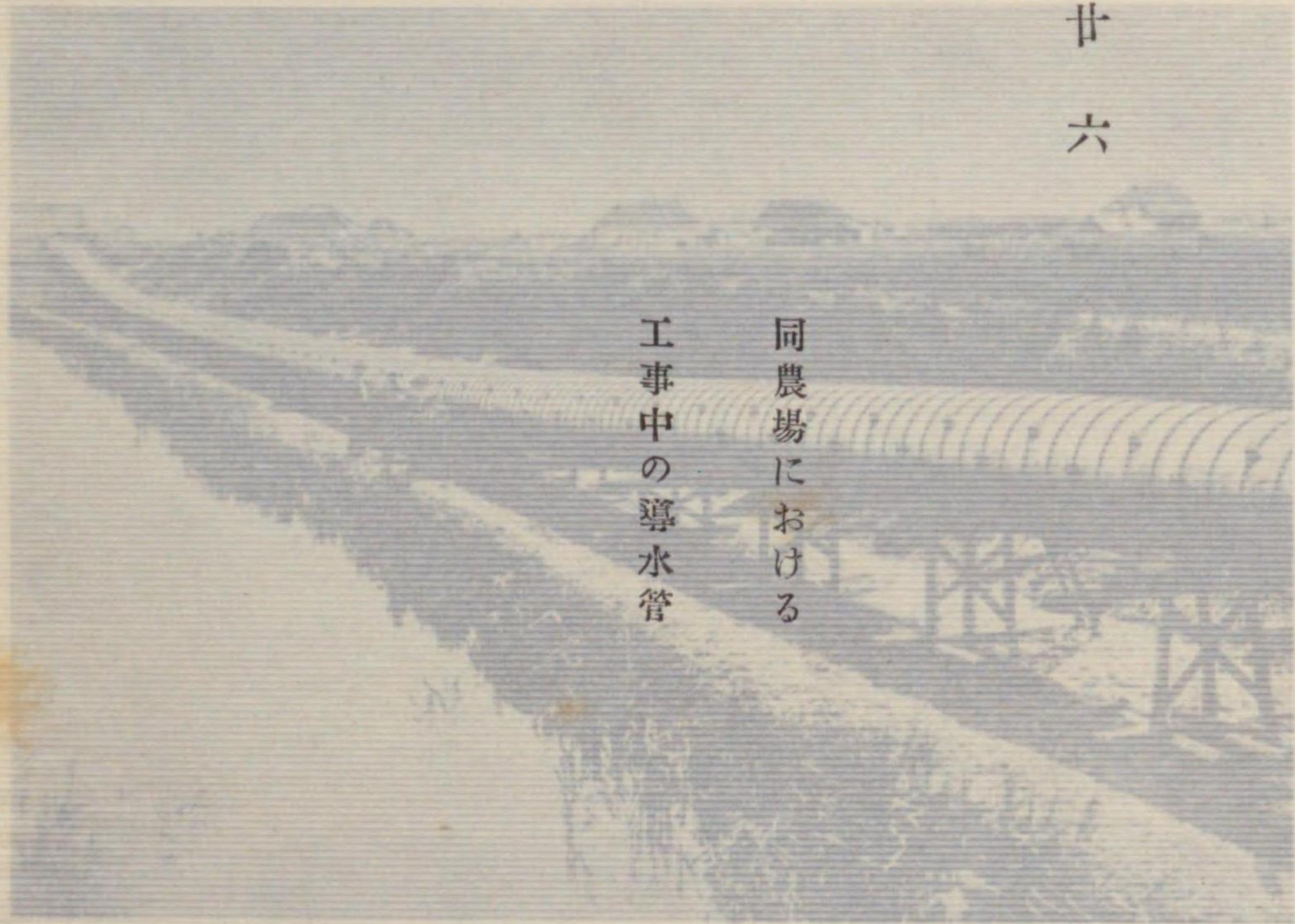


翁の開拓せる

備前國兒島灣藤田農場全景

本冊子第九〇頁參照

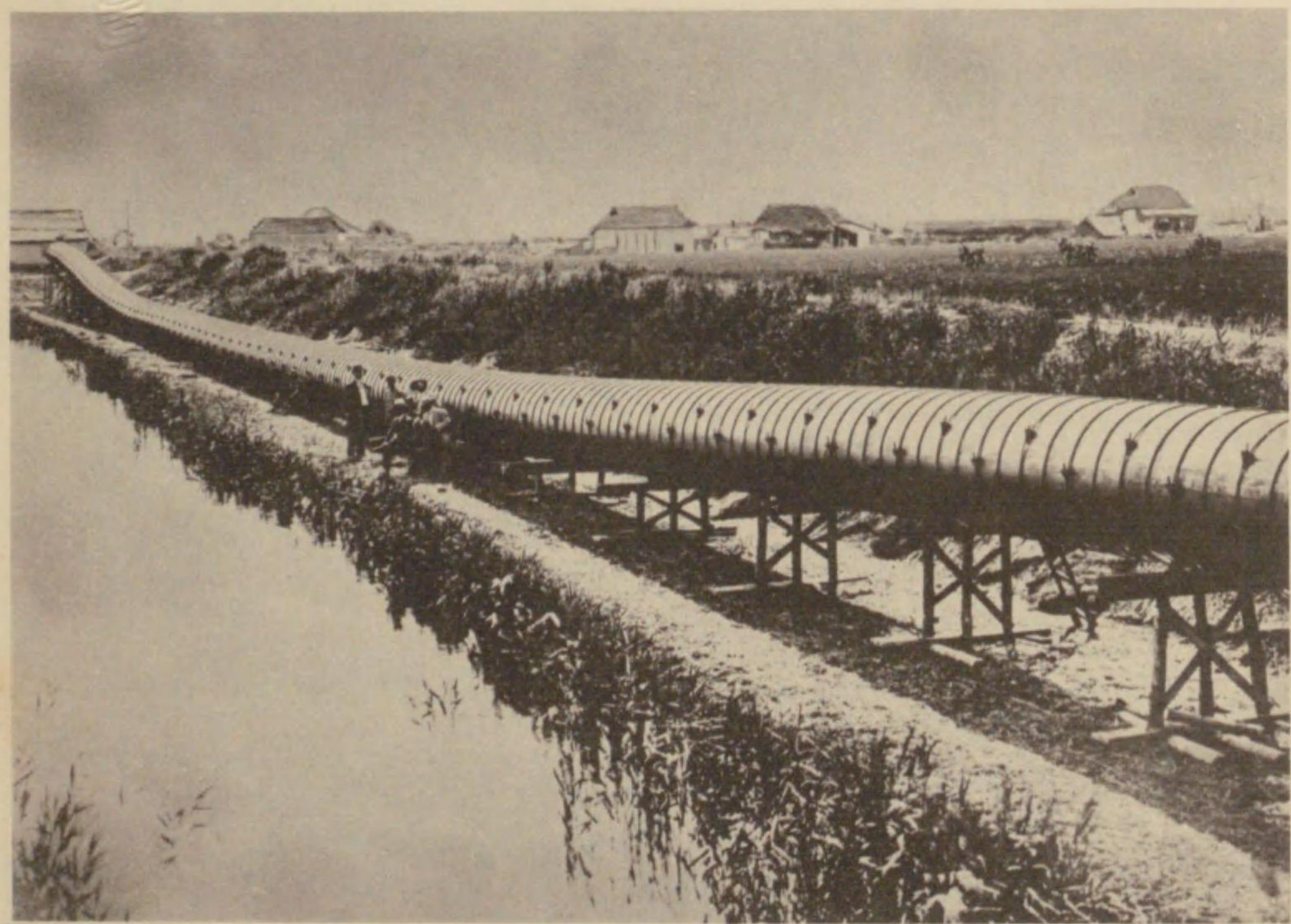
寫真第廿六



同農場における

工事中の導水管





水櫃干線式〇頁参照

前帝國京島警備田農墾全景

築の開拓也

京島農墾廿六

工事中の懸水管

同農墾ニ在りて

594-97

本山彦一翁傳

序說

前篇

一	家系と近親	二頁
二	薄倅なりし幼時	六
三	寺小屋時代	一〇
四	青年時代	一五
五	肥後の文教	二〇
六	東京へ遊學す	二五
七	最初の官場生活	三〇



八 福澤先生の知を得	四
九 全國漫遊の途に上る	五
十 兵庫縣屬時代	五
十一 大阪新報社時代	七
十二 時事新報社時代	六
十三 藤田組支配人時代	七

本篇

第一章 相談役時代

一 「大阪毎日」の前身	一九
二 改題當時の「大阪毎日」	一五
三 相談役に就任す	一三
四 當時の英斷	一〇

五 渡邊治氏の紙面改良	三六
六 高木喜一郎氏社長となる	四三
七 相談役時代の苦心	四五

第二章 業務擔當社員時代

一 原敬氏社長となる	一五
二 桐原捨三氏營業主任となる	一六一
三 小松原英太郎氏原氏に代る	一六七
四 業務擔當社員時代の功績	一七六

第三章 「大阪毎日」の合理的經營

一 社長就任當時の状況	二〇一
二 日露戦役に對する施設	二〇三
三 「毎日電報」の創刊と東京日日の合併	二三五

四 諸制度の完備と人材養成	三四九
五 壹萬號を中心し前後の記念事業	二六七
六 御大典に關する苦心	二六七
七 母堂米壽の宴とその終焉	三九五

第四章 「大阪毎日」の飛躍時代

一 歐洲大戦争	三〇五
二 特に力を露國に致す	三一
三 講和會議	三五
四 戦後露獨入りの一番槍	三三
五 東京各新聞社の同盟休刊	三六
六 組織を變更して株式會社とす	三八
七 勞働會議、軍縮會議その他	三四五

八 漢字制限の提唱と新印刷機の据附	三五五
九 東宮殿下の御渡歐	三六三
十 大社屋の新築と記念事業	三七〇
十一 突如辭意を表明す	三九〇
十二 東京大震火災	四〇一
十三 「大阪毎日」の發行紙數百萬を突破す	四二二
十四 壹萬五千號記念と博覽會の開設	四二七
十五 社會公益事業の寄附金百萬圓に達す	四三三

第五章 昭和に入つての「大阪毎日」

一 本人社長の功勞表彰	四四五
二 富民協會の設立	四八六
三 大神鏡を二神宮一神社に奉獻す	五〇二

掲

載 寫 眞

一 勳二等瑞寶章を佩用せる翁	五三
二 翁が銅像	五三
三 母堂故かの子刀自九十歳賀像	五三
四 時事新報社及び藤田組社員時代の翁	五三
四 日本新八景廿五勝百景の選定	五三
五 歐洲觀光團の組織	五九
六 堅き決心についての表明	五四
七 新鋭の諸機械を完備す	五五
八 御大禮參列と陞勳の光榮	五五
九 發行紙數百五拾萬に達す	五〇
十 大阪行幸に際し重ねて光榮に浴す	五四

五 清國北京における翁	五三
六 兒嶋灣藤田農場における翁	五三
七 藤田組退社當時の翁	五三
八 浦鹽港における翁	五三
九 攝津有馬における翁	五三
十 フロツク姿の翁	五三
十一 大黒天に假裝せる翁	五三
十二 祖父先考の墓前における翁	五三
十三 翁が 明治大帝の聖歌を謹書せる短冊外二点	五三
十四 翁が書幅	五三
十五 同 扁額	五三
十六 飛行機上より俯瞰せる濱寺羽衣における本山邸	五三
十七 同邸内雪景	五三

- 十八 同上茶室土足庵
- 十九 大阪毎日新聞社全景
- 二十 同上飛行機上より俯瞰したるもの
- 二十一 大阪毎日新聞社舊館、その一、その二
- 二十二 東京日日新聞社全景
- 二十三 大阪毎日新聞慈善團病院船と同船内内科診療室及び
附屬モーター・ボートはと號
- 二十四 財團法人富民協會本部及び南河内泉北兩所屬試驗農場
- 二十五 同協會所屬兵庫縣有馬郡本庄村大谷における竹林
及び協會懸賞多收獲競作田と同田視察中の翁
- 二十六 翁の開拓せる備前國兒嶋灣内藤田農場全景及び
同農場における工事中の導水管

稿本山彦一翁傳

序 說

わが大日本帝國に生をうけ明治大正昭和の盛代に遭遇したほぎのものは、その國威の發揚につれて文物制度の面目を改め、社會百般いづれも長足の進歩をとけたことにつき多大の喜悅を感じぬものはあるまい。そのうち今日歐米の先進國に比し、眞に遜色なきにいたつたものは何であるかと問へば、十目の見るところ必ずや新聞事業と答ふるに一致するであらう。しかしてわが國の新聞紙を、世界と同列に引き上げた功績は誰に歸すべきかといふに、その殊勳者の最たるものとして、わが大阪毎日新聞社長本山彦一君を擧ぐるは、恐らく何人も躊躇せぬことに相違ない。

わが國における新聞紙の歴史に溯れば、その端を維新前に發してをることは明かであるが、その日刊新聞紙としての體を備ふるにいたつたのは明治以降のこと、現存の東京

毎日新聞(明治三年十一月に生れた横濱毎日新聞の後身、東京日日新聞(五年二月發行今日にいたるもの)および報知新聞(同年六月發行の郵便報知新聞の改題等をもつてその最初のものとせねばならぬ。爾來なほ六十年内外のことではあるが、今や全く歐米諸國の新聞紙と同列にまで進み、その一二のものにいたつては却つてこれを凌駕するの設備と發行部數とを有し、嚴然たる世界的大新聞紙として、齊しく中外から認められてゐる。しかもこれ等の世界的大新聞と目せらるゝものは、ともにその本據を一國首都たる東京に有せずして、商工業の都市たる大阪に置き、おのゝ東京に支社を置いて一新聞を經營し、兩々相對して最有力のものたることを一奇とせねばならぬ。これ等の新聞社とは他なし、わが大阪毎日新聞社とこれに對峙する大阪朝日新聞社である。

しかして大阪毎日新聞社は大阪最初の大新聞たる大阪日報(明治九年二月發行の後を承けたものであるが、後十五年二月にいたり日本立憲政黨新聞と改題した時に、號數を改めて第一號から發行することゝした。これ大阪毎日新聞がその歴史に比較し若き號數を有するゆゑんで、この日本立憲政黨新聞は、後にいたり大阪日報の名に復し、更に明治廿一年十一月大阪毎日新聞と改題したものである。これに對する大阪朝日新聞は明治十

二年一月當時のいはゆる小新聞として朝日新聞の名をもつて生れた以來、五十年の久しきにわたり、一貫して現社長村山龍平氏によりて經營せられ、次第に發達を重ねて遂に今日の大をなすにいたつた世にも珍らしき新聞紙である。

この「大阪毎日」「大阪朝日」兩新聞發刊の前後は、兎も角、その勢力を早くから世間に認められたのは、朝日の方で、明治廿一年大阪日報が「大阪毎日」と改題するに先だち、既に東京において「東京朝日」を發行するにいたつたから、翌廿二年にいたり「朝日新聞」を「大阪朝日」と改題することゝなつたが、當時既に四萬部以上の發行紙數を有してゐたに對し、「大阪毎日」は改題後も久しく四五千の紙數を維持するに過ぎなかつた。然るに廿二年本山彦一君が相談役として「大阪毎日」に關係するにいたつてから、その緻密なる頭腦によつて案出さるゝ卓抜なる經營法により堅實なる發展を續け、殊に三十六年にその社長となり、三十九年に毎日電報社を東京に興し、四十二年に日本新聞界中最も由緒ある東京日日新聞社をこれに併合して以來の躍進は、頗る目覺ましきものがあり、取り分け世界大戰後においては以前から養成し來つた新進と、他から招聘した大家とにより、奮然たる人材の淵藪たるの觀を呈し、随分思ひ切つたる企劃を立て、もそれが着々として成功する有様であつたか

ら最近の「毎日」「朝日」は時に一進一退の状態にありとするも、全體からいへば五角の形勢にあつて、互ひに抜きつ抜かれつ競争的に進歩を續けてゆくところは、確かに世界的奇觀と評するの外はないであらう。

かく「毎日」「朝日」の對峙によりて大阪の新聞紙が、一國の首都たる東京の新聞紙以上の勢力を有するにいたつたことは、たゞに兩新聞の誇りであるばかりでなく、實に大阪を實質的に利益することまた頗る大なるものがあつた。舊幕時代において大阪は實に天下のお臺所であつた。しかしお臺所は何處までもお臺所で遂に物質的以外には殆んご何等の寄與するところが無かつたともいひ得られた。然るに「毎日」「朝日」兩新聞の對峙することにより世界的大新聞を二つまでも有するにいたつた大阪は、自然その爲めに刷新せられ、淨化せられた結果、天下のお臺所たるの責務を盡す上において好都合であつたのみでなく、舊幕時代においては遂に物質的寄與の外には出でなかつた大阪が、今や精神的においても、全國に頗る多大の影響を及ぼすにいたつた。見よ最近の大阪はたゞに市政の腐敗なることより免れてゐるのみならず、經濟的の混亂によつて禍ひさるゝことも遙かに東京よりも少ない。これ二大新聞の勢力が徹底的に浸透し、苟くも危惧すべき原因

となるものは、早き内にこれを除去し盡さねばやまぬからである。否大阪の市民は「毎日」「朝日」の兩新聞、若しくはそのいづれかを大阪の誇りとして愛讀するから、兩紙の主唱は自ら市民の心裡に重大なる共鳴を喚起するところより、群小新聞の跋扈する東京に比し、思想においても、趣味においても、數段の向上を來すは當然のこと、修養のために東京に集る學生と、それが卒業の上にてそれらの業務に就いた知識階級を除いた一般市民を比較する時は、今や舊幕時代の江戸と大阪との地位を顛倒したるやの感がある。しかもこれには、新聞紙が與つて力がありとするならば、新聞紙が文化に及ぼす影響の實に至大なるを思はねばならぬ。この兩大新聞の一を經營する本山彦一君は、齡において已に喜壽に達したに拘はらず、雄心猶ほ勃勃として已ます、余の事業はむしろ將來にあり」といつてゐられるが、この壯心あれば、そ微々たる一地方新聞を守り立てて堂々たる世界の大新聞紙としたのである。われ等はいまこゝにこの世界的な大新聞社長本山彦一君の傳記を編むことについて多大の愉快を覺へる、さりながら本山君は「予の事業はむしろ將來にあり」との信條よりして「大阪毎日」の事業に關する以外の記述については許されない。即ちわれ等は昭和二年五月本山社長傳記編纂委員として「大阪毎日」より指名された時に、本

長はわれ等を集め嚴然として次の如く話された。

人一日世にあれば一日の勤めがある。されば古人も棺を蓋ふて事定まるといつたが予既に古稀を過ぐる五歳なるも人間萬事在健康の信條を奉じ攝生を怠らぬやうにしてゐるから、幸になほ天壽を保つことを得ば今後一層社會公共のために盡瘁したき考である。まして今度わが社の株主諸君が予の菲徳を捨てず、功勞表彰として巨金を贈られたのであるから、予は誓つてこの金を有益に使用して國家の福祉を増進することを期したい、随つて予の事業は寧ろ今後にあるを念とするものである。されば今にして予の全生涯を傳記にせんとするが如きは予の素志に反するものである。まして生前に執筆された傳記なるものは、さうしても毀譽褒貶にわたること避けようとするから、自ら筆端窘束する嫌があり、ために讀者をして隔靴搔痒の感あらしむるを常とする。因て予は予の全傳の如きことは蓋棺後に譲ると、もに編纂委員諸氏の忌憚なき筆を揮はれんことを望むのである。されば今度執筆を願ふ傳記は、たゞ予が大阪毎日在職中の事蹟のみを記述して、今後新聞社の業務進行上の参考に資するだけに止めんことを希望せねばならぬ。予としては編纂委員諸氏の

盡力により、予一家の記録や幼少年時代の事柄が明瞭になつたことを喜ぶとともにこれ等は予の在世中に調査し置かねば、次第に湮滅する虞れあること故、今後資料の蒐集を續けられることを希望するも、予が生前において出版する今度の傳記中には、大阪毎日新聞に關係なき一切の事柄は省略せられ度い、かつ予の傳記を英獨佛および漢文にて出版するとの株主側の意見もあるとのことなるが、斯くの如きは全く無用のこととして堅く辭退するの外はない。この事はいづれ株主總會の席上で予の意志を發表する考ではあるが、先づこれを編纂委員諸君に告げその諒解を求め置く次第である。

右の談話によつて本山社長の意のあるところは明白であるから委員としてはこれを遵守するの外はない。しかしながら世間が本山社長について最も知らんと欲するところはその生ひ立ちより成人にいたるまでの修養時代でなければならぬ。即ち日本における初めての世界的大新聞社長として、有形無形の大金字塔を築き上げた本山彦一なる人格が如何にして鍛鍊せられたかの徑路を明かにせぬ以上は、その傳記は傳記としての價値を有せぬ道理である。よつて委員等は本山社長の意を體し、社長が從來成し遂げら

れた「大阪毎日」以外の事業例せば、兒島灣開墾事業の如き功績最も顯著なものでも、また財産の大部分を投じて日本の農業を振興せんとする富民協會の事業の如きも、思ひ切りこれを省略するに躊躇せぬ代り、本篇以外の前篇において、幼少時代より官吏時代までの事蹟の略記を許されんことをもつてし、からうじてその承認を得た次第である。故に兒島灣開墾事業に關する顛末の如きも、その稿本を十分の一以下に抹消し、たゞに藤田傳三郎男との關係を明かにするに止めた。

最後に委員等において最も遺憾とするところは、上述の趣意により全く「個人としての本山彦一君」についての記述が缺けてゐることである。これは恰かも龍を描いて晴を點ぜぬと一般で、最も心血を濺ぐべき個所の節略に外ならぬ、何故かといへば本山彦一君の偉大なところは、その大新聞社長としての經營の巧妙なることよりも、寧ろ流露せる人物の如何にも多趣多角で、常人の端倪を許さぬ點に存するからである。即ち理智的の新聞經營上に最も傑出したる方策を廻らす一方において、大阪毎日新聞慈善團の如き、かつて世界の新聞界に類例なかりし博愛的の事業を創始せしをはじめ、別に本山君の個人の事業として富民協會や考古館の如きを設立するなきはその一端を示すものであるが、一面頗

る嚴重に社規の振肅を期し緣故者と雖も假借するなきとともに、他面甚だ寛大に人材の扶養に力め薄倅者を救恤するなき、秋霜烈日の威を春風駘蕩の恩と並び行ふて少しももとらず、能く大局を握んで、しかも小數をゆるかせにせざる如き、全く反對する兩極端を一身に具有するところは頗る不思議とせねばならぬ。さればこそ種々風格を異にせる幾多の人材を統率して、ますますその大を成し行くのであらう。しかしこれ等のことを解説して能く他を首肯せしむるには、委員等の微力もとより當り得るところでない、よつてこれには他日その人を待つこととし、われ等はたゞ本山社長のいはれた範圍内の傳記だけに筆を著くることとした。だが「仁者敵なし」との古語にして誤りなき以上は、本山君の事業の將來がますます社會上に重且つ大を加ふべきは期して待つべきである。われ等「本山彦一君傳」の編纂委員は、その本山彦一君の事蹟を知るにおいて、寧ろこの書以外に據るの必要あるにいたることを期するのみならず、寧ろそれを本懐とするものである。

松山市松浦好美氏の
古稀を祝ひて

おのつから石槌山のかけにして

名さへ年さへたかき君かな

松
陰

祝 凱 旋

君が爲めすてし命のことなくて

かへるも國の爲めならしやは

松
陰

時 計

時はかるうつはの針のためみなく

こころの限り世につくさはや

松
陰

前 編

一家系と近親

本山家は肥後熊本藩の士族で彦一君六代の祖を彌七といひ、今をさる二百餘年前、同國石原村池永善兵衛方の差配役であつたのが、熊本へ出で、細川家に仕へたに始まる。彌七は享保十七年八月二日に死去し、法名を清雲冷月信士といひ、寛延三年三月十四日死去せるその妻釋壽慶信女とともに熊本市慶徳堀眞宗本派蓮光寺にその墓が現存してゐる。彌七夫婦に實子があつたか否かは不明であるが、彌太兵衛、彌次平の兩人を養子としたところをみると、實子はなかつたものであらう。二人の養子とともに川尻御船頭の子であつたので、二人とも御船組に編入せられたが、彌太兵衛の方は小頭役となり、その後が本山家を嗣ぐことゝなつた。然るにその子彌吉といふが狂氣して御奉公が勤め難くなつたので、同藩士藤山幸右衛門の子安平なるものを養子とした。この安平は寛政五年五月四十七歳で歿し、その妻そのは夫の死後四十三年も生き永らへ、天保六年十二月享年八十一

歳で逝いた。この安平、その兩人の間に生れた文助と云ふのが、本山君の祖父に當る人なのである。

本文助は文化四年拾六歳の時に、外様御鐵砲組に召出され、御切米拾石貳人扶持を下されたといへば、身分は甚だ微小であつたが、頗る勤勉實直の性質であつて、廿一歳の時早くも鐵砲稽古に出精致し中り宜しきとて、銀五兩を下賜せられたるを始めとし、屢々恩賞の御沙汰を受けた。後に柚方塘方、井樋方等の諸役を勤め、天保元年參拾九歳で御郡横目附となり、同十三年には、先々役以來數年出精相勤め候廉により、獨禮仰付けられ、嘉永五年には、御奉公五十年の内見聞の役方前後多年出精相勤候旨に付き、歩御使番列仰付けられ、安政四年更らに、御奉公五十年餘出精相勤め候旨に付、御中小姓仰付けられ、後八年を経て、元治元年五月廿八日齡七十三歳をもつて逝くまで、勤役實に五十八年の久しきにわたり、その間遂に一度の過怠落度もなかつたといふのは、ひたすら職責を重んじて、他に心を散らさなかつたため、その性質の如何に篤實であつたかを知るべきである。

この文助の妻をとよといひ、同藩尾崎次郎の妹であつたが、その姑と同じく夫の死後廿一年も永らへ、明治十八年一月齡八十三で、當時大阪加島屋廣岡家の店務を督してゐた孫

一簣彦一君の弟方で逝いたのである。かく夫婦ともに古稀以上の齡を延べたのは珍らしとせねばならぬが、この長命の夫婦の間に生れた三人姉妹の中娘が、即ち本山君の母かの子で、實に九十歳の壽を重ね、大正六年十二月卅日をもつてこの世を捐てられた儉徳院慈貞天壽大姉その人なのである。

この家附の娘かの子の婿として迎へられたのは、同藩中村五郎平の男四郎作で、天保七年齡十七歳の時に外様足輕として切米七石二人扶持にて召出され、後嘉永三年御側足輕格となり、御音信所詰となつた。しかしこの四郎作は岳父文助の長壽に似ず、文久三年五月尊王攘夷の説が海内に沸騰し、畏くも孝明天皇石清水に行幸ありて、節刀を將軍に賜はるなごといふ天下の危局に際し、藩主細川侯に扈從して上洛中に病を得、同月廿三日四十四歳を一期として死去し、南禪寺塔中天授庵に葬られた。時に本山君は十一歳であつたが、もとより當時のこと、て直ちに馳せ着けて臨終に父子の名残を惜むなごは夢にも望まれぬことで、日を隔て、國許へ達した不幸な知らせに、一家遽かに悲嘆の袂を絞るばかりであつた。しかも當時の本山君は父の死によつてもたらさるべき悲惨なる一家の運命を知るにはなほ餘りに幼なかつたのである。

元來四郎作、かの子の間には男女四人の子があつたが、初め二人は女で長女とみは同藩藤井治兵衛に、次女八十は同高口林太郎に嫁し、この時家にありしは長男彦一君と八歳の弟助作後に一簣と改むの二人で、柱と頼む父親は天涯不歸の鬼となつたと思ふ間もなくその一周忌の濟むや濟まぬに、残る杖ともすがるべき祖父文助も養子の後を追ひ、今や家にはとよ、かの子の二孀婦と頑是なき二兒の残るだけとなつた。されば去年まではヨシ身分は高からぬにもせよ、祖父と父との食祿扶持を合すれば、豊ならぬまでも、なほ君恩の渥きを感じし身が、にわかには引き續き、この不幸に遭遇しては、闇夜に燈を失ふた如き心地であつた。たゞこの際にも有難きは祖父文助の周到なる用意で、七十二歳の老境にあつてたよるべき子を先立てた文助は、次第に衰へつゝある身の行末を思ふにつけ、後に遺る幼なき二人の孫の爲めに、千々に心を碎いた末、四郎作が死去せし年の八月、孫彦一君に對し嫡孫承祖をなさしむべく、左の御内意伺書を差出した。

私養子本山四郎作儀當年五月病死仕候依て右四郎作倅本山彦一儀當年十五歳に罷成申候此者嫡孫承祖奉願度思召寄無御座候者本達差出申度奉存候 以上

八月

本山文助

既に記す如く四郎作病死の時は彦一君十一歳であるが、封建世襲の當時では、男子十五歳に達せねば跡目相續の資格なき定めであつたものゝ、これ等の場合には寛大を旨とせらるゝ所謂お上の御慈悲で、十一歳の彦一君は十五歳といふことで通り、この文助の機宜の伺書に對し、案の定、存寄無之候條願書被差出候様可有御通達候との指令があり、次で本願書提出に對し、同年九月四日附を以て、奉行所より願の通達せられ候との御達があつた、されば翌元治元年五月廿八日祖父文助の逝くや、當年十二歳の彦一君に對し

本山彦一

亡祖父本山人文助五十年餘の勤勞に對せられ三人扶持下し置かれ歩御小姓列御召出服部彌門觸組江召加之

と有難き御沙汰があつた。もとより當初は非役ながら三人扶持だけは支給されたので君恩の渥きを感じるとともに、祖父文助のいたらぬ隈なき心遣ひに、シミ／＼と涙の催さるゝのであつた。

二 薄倖なりし幼兒

引き続き一年経つか経たぬに父と祖父とを喪ふた當時の本山彦一君は、まだ十二歳の頑是なき年ばへで、第一箕は九歳に過ぎず、その他は六十二歳の祖母とよと、卅七歳の母かの子の二女性があるのみであつた。しかしてこの薄倖の兒が天涯の客地から達した父の訃音に接した當時の追憶は、その後十四年を経た本山君廿四歳の春、當時仕官の爲めに東京にあつたのが、わざわざ、展墓のために西京に赴き、先考の靈に供けた祭文に詳であるからこゝに採録することとする。

維時明治九年四月十日。兒彦一遠來。展先考墓。親祭神靈。噫。嗟。天地之間。哀莫哀於死。死莫哀於客死也。人子之不幸莫大於喪親。喪親之不幸莫大於幼穉也。回想我考抵役客死于此。則余年甫十一。天涯聞訃。不知其哀。兄弟遊戲如常。只見傍人慟哭耳。及年漸長。悲哀愈增。追慕之情。不知所止。自先考趣黃泉。十有四年于此矣。今入墓門。視之不見。滿地生草。聽之不聞。鳥雀哀鳴。苔碑空存。幽明長隔。不可復俱言。嗚呼哀哉。余聞江河浩々。日夜流去不已。天壽唯命。後

嗣是傳。雖大人已歿。魂魄尙未散。雖兒也愚。有誠而存焉。神其來格。今不肖兒幸以大人大父之餘慶之所洽。與家慈王母鞠育之所至。而一身成立、家業繁昌。而家慈王母俱壽康。兄弟亦無恙。庶勿復勞神慮。謹以香花蘋蘩之奠。設祭墓前。以表兒悽愴之心。神靈有意尙饗。

一家の柱石たる父の訃音を聞くも深くその哀しむべきを知らず、兄弟遊戲常の如く只傍人の慟哭をみるのみであつた當時の光景は、彦一君の自筆が最も深刻に寫し得るとともに、次第に世間を知るに従つて、つぶさに嘗めねばならなかつたいろいろの辛慘に對する記述も、またその自筆によるを最も便利としやう。以下は明治八年官暇伊香保に浴した時の紀行「香泉遊記」の後に書したもので廿三歳の作である。

余自幼生長於僻鄉。修文講武。暇則漁獵是耽。犯寒暑而跋涉山川。衝風雨而馳驅田野。與耕夫樵者稍相慣。民間之事情略熟矣。然當時以秩列士班。祿受幾鍾。而凍餒是不思。未知自耕自食之爲勞。矧幼愚不辨事。安得盡夫真情與疾苦哉。既長稍用心於此。且遭家道之窮厄。而奔走衣食。耕春躬之。於是始得識夫炎熱炙背寒霜墮指之苦。耕耘糞培。刈收簸擻之勞。自大旱之枯苗。久雨之腐莖。以至蝗蝻之

災。鳥獸之害。其憂苦果如何也。嗚呼農夫終歲勤苦。勞身役力如此其甚。而一年所穫殘餘幾何。三百六十所樂幾日。每一念至此。未嘗不慘然增惻怛。是以遭旱霖風雪之變。則雖窓下繙書之際。猶不能無感於斯也。

しかしながら一生を通覽すれば幼時の艱苦は却つて假面したる幸福であることが多から、本山君の薄倖なりし幼少時代は、實にその大器を玉成せしむる爲めの試練であつたに相違ない。早霖風雪の變ある毎に、窓下繙書の際でも必ず終歲勤苦勞役する農夫の上を思ひを馳せ、惻怛の情に堪へなかつたといふのが、そもそも本山君の人生修養における第一關門であつたのだ、即ち微祿の小身が早く扶持者を喪ひ、幼少の頃より千辛萬苦したといふことが、身心の兩方面から將來に發達すべき基礎を鍛鍊したので、次第に擴まり行く見聞智識とともに、幼時に芽生へた惻怛の情が漸次に成長し、こゝにその渾然たる人格が出來上つたわけである。さればこそその理智的の所産として、最も堅實なる經營法により我國の新聞紙を世界最大高級の新聞たらしめしと同時に、世界何れの國の新聞界にも類例なき慈善團なるものを新聞社に所屬せしめて組織する一方個人の事業として農村振興副業獎勵の機關として財團法人富民協會を作るなき、多方面の事業を一人にて

兼ね行ふなきは、全くその經歷と環境とが思想感情を陶鑄した結果に外ならぬので、この人にして始めてこの事あり得べく、これを他人に望むも到底不可能のことであらう。

しかして本山君の幼時を知るにつけ、ともに想起せらるゝはその恩師福澤諭吉先生の幼時である。人も知る如く福澤先生も士とはいへ、からうじて殿に定式謁見が出来る位の卑い身分に過ぎなかつた。しかも幼にして父を喪ひ母の鞠育に育つたことも同じく、二人とも人並みすぐれた巖丈な體質であつて、異るところは先生には兄があつて弟がなく、本山君には兄がなく弟があつた位である。福澤先生は自ら鄙事多能といはれた如く、廿二歳始めて郷關を出て長崎に遊學するまでは、家にあつて自家の下駄、雪駄、疊の表の直しや、桶の籬の入れ換へまでやり、稍々長じては刀劍の拵への修繕を内職にまでせられたといふが、先生の大人格はこの鄙事多能にして何事も自分の手で始末づけられし習性から築き上げられたものである。本山君の「與耕夫樵者稍相慣。民間之事情略熟矣」のは、自からこれと共通するところがあるわけで、後年本山君が先生の直系の門人でなくて、しかも一見水魚の如き深き愛撫を受け、遂にその衣鉢を無形に傳へて、わが新聞界を泰西のそれと拮抗して遜色なきにいたらしめたのみに止まらず、種々文化的の事業を大成せ

られたのは偏へにとも幼時の艱難に玉成せられた爲めで、恐らく師弟の間自からの境遇の相似た點がこゝにいたらしめたものであらう。

世間もとよりその幼時において、本山君以上の艱難に遭遇したものは多からうが艱難必ずしもその人を玉成せしむると限らぬのは、その天分に高下があるからであるのみならず、その天分を琢磨する機縁の有無にも由るものである。本山君の場合には獨り學問上から活きた見識を吹き込まれたその師福澤先生の偉大さが手傳つてゐるのみならず、なほ一つ萬事足らぬ勝ちの生活中において、嚴肅にしてしかも慈愛溢るゝ鞠育を續けた祖母と母とのあつたのを忘れることが出来ぬ。殊に彦一君が六十五歳に達するまで常に慈眼を以てその一身を注視し、燈となつて前路を照し、鞭となつて過怠を戒め、常にその大成を督勵せられたかの子母堂の庭訓が、多大の薰化を與へたことは最も注意すべきことであらう。

三寺 小屋 時代

本山彦一君が呱呱の聲を挙げ十一歳父を喪ふまで生長したのは熊本の國幣小社藤崎

八幡宮の北方に當る東子飼町五十九番地邊で、今やその家屋は跡形もなくなり、わづかに一本の柿の木に昔をしのびしむるだけである。もちろん藤崎八幡は明治十一年西南戰役後鎮台内から遷座されたものとて、彦一君幼少の頃のこの邊一帶は、南に續く井川淵町とともに白川沿ひの寂しい士族町で、名高い建物なごは全くあるわけでなかつた。しかし藤肥州によつて築かれた銀杏城跡に置かれた熊本鎮台の天守閣が、また灰燼に歸せぬ前とて近く目睫の間に聳え、後年縣廳を置かれた千反畑町もほご遠からぬので、決して場末なご、稱すべき地ではなかつた。さりながら幼い彦一君に取つて最も嬉しかつたのは、そゝり立つお城の天守閣の眺めでも、千反畑附近の繁華でもなくて、一に白川の清流がほご近きところをうねつてゐることであつた。

人も知る如く白川はその名も反對の黒川とともに、最も怪奇なる千古の傳説に富み、今も日夜煙を絶たぬ阿蘇の活火山に源を發し、流れくゞて熊本の市中に入り、こゝに人懐つこい優しい姿を現はすので、いやしくも阿蘇の神話に育てられた限りの人々は、この白川を愛せぬものとしてないのである。分けて藩侯細川家では水泳を武藝中の最も重きものとし、溺死者には斷じて家名の相續を許さなかつたほごであつたから、士分の子弟は幼少

の頃より争つて水に親しみ、随つて深く白川を愛することは熊本士人一般の氣風であつた。さるが中にも彦一君の水に親しみ、白川を愛したことは全く他一倍といふべきで、寺小屋に通ふにいたるまでは日がな一日白川で嬉戲し、日の暮るゝをも知らぬといふのがその日常で、長じて後も「暇則漁獵是耽」と自から書した位白川が好きであつたのである。數ある運動競技の内、身體全部の機能を働かす上において、水泳ほゞ體育上有益なものはないとは、今日識者の一致するところであるが、理窟なしに全くの天性から水に親しみ白川が好きでたまらなかつた幼時の彦一君が、識らず知らずの裡に何時しか身軀骨幹を固め、將來大成の基礎を築き上げたのは、一に白川沿ひの地に育つた資とせねばならぬ。

かかる間に本山家に取つて一大變革の時が來た、即ち彦一君十一歳の五月父四郎作は殿のお伴として京洛に滞留中病没したので、祖父文作は遺る家族のために一大英斷をもつて家事の改革に取りかゝり、住み慣れし東子飼町の家をたゞみ、當時はなほ郊外であつた本莊村へ移轉を決定したのである。さてこの本莊村は南に隣る本山村とともに、今は熊本市に編入されてゐるが、春竹なごとともに長らく市外の村落として残され、藩士の家屋敷はこの方面にも中々多かつたのである。しかもこの本莊村が彦一君に取つて仕合

であつたのは、その大好きであつた白川が右に流るゝと左に流るゝとの差はあつたが、東子飼町同様いたつて近くを流れてゐたこと、なほ一つ本莊村は以前から好學の風の盛んな土地として隣保相集り講筵を列ぬる習ひがあり、随つて有爲の青年が多く輩出したこと、當時は野田豁通(後陸軍主計總監男爵森尾履素(後海軍主計監)なごが専ら郷黨の牛耳を取り大に士風を起すに力めてゐた。しかし彦一君はこの本莊村に移つた後幾何もなくして寺小屋に通ふことゝなつたが、當時この方面で名高い寺小屋として聞えてゐたのは、太田黒淳介(同岩太(惟信)と改名後日本鐵道取締役)同權作三人兄弟の教鞭を執つてゐた太田黒塾であつた。そこで彦一君はこの太田黒塾へ入門し、主として岩太先生から先づ手習ひから始めて次第に讀書算術に及んだのである。

ところが幼にして父と祖父とを殆んど引續きに喪ひ、弟と、もに女手に育てられたものとはいへ、子供としての頑是なさにはもとより變りはなく、父の訃音のいたつた當時さへ「遊戯如常」であつた彦一君の寺小屋時代は、依然別に變つたことゝてもなき腕白少年であつた。されば寺小屋が引けると好きな白川で思ふ存分に遊び廻り、時には友達にも離れ何時までも歸つて來ぬことなごもあつて、祖母や母を心配したものであつた。然る

にかゝる場合に際しても最も慈愛に富み且つ思慮深き母や祖母は、決して頭からこれを叱責するなきいふ如き無理解の育て方をせず、何事も壓迫的に抑止する方法を避け、一切自發的に節制し奮發するやうに誘致するに力むる人であつた。即ち歳とともに彦一君が父祖を喪ふた悲哀を覺知するのを待ち、追慕の情の漸く切ならんとするを期して、始めて一家再興の重大責任あることを語り、こと毎にその子の自覺を促がしてこれに責任づくる方法を取つたのである。この啓發的の教育法が彦一君の人品氣象を陶冶するに最も効果があつたのはいふまでもない。

さて古來大きな事業を成就する異常の人は、兩親の具足せるものよりも比較的孤兒に多いと稱せられ、同じ孤兒の内でも母親のないものよりも父親のないもの、方に多いとされてゐる。しかもその確たる原因は判然せぬやうであるが、幼き腦裡に堅き決心を吹き込み、何時までもこれを牢記せしむるには、父親の口よりするよりも却つて母親のそれが効果の大なることだけは確かである。だが子供を戒飭する威嚴その他においては母親が父親に比し遙かに劣ることもまた明白である。されば父母のそれ〴〵に一長一短を免れぬとして、さて唯母親が人並優れて賢明であつた場合にはその効果に著しき差異が

生じる。故に貧寒な幼時において將來の人格を大成する基礎を作つた福澤先生や本山君の場合は、専らその母親が普通に勝つた聰明さを持つと、もに毅然として他に動かされぬ確乎たる意思の所有者であつたために、誂通りの人物に仕上げられたもので、この點先生や本山君に對し誠に祝福せねばならぬ次第であるとともに、本山君が功成りし後において母堂に對し敬愛と謹慎を極めたのも眞に偶然ではないわけである。

四 青 年 時 代

かくして慶應三年十五歳の春を迎へた本山彦一君は、今や士分としての成年に達したので、藩士として役目につくと同時に藩費時習館に入學せねばならなかつた。そこで御奉行所詰小姓として出仕することゝなつたが、もとよりかゝる弱年者に大した仕事があるわけでないから、役目を勤めながら十分勉學の餘暇があつた。即ち時習館の文道の定日毎に通學するはもちろん、奉行所に出仕しながら公然復習するに何等差支はなかつたのである。元來熊本藩費には最初の教授たりし秋山玉山によつて制定された學規があつて、士席以上の子弟は悉く入學せねばならず、中小姓以上の地行取の子弟中小姓の嫡

子以下のものは優良のもの、みを入れ、農家商家の子弟は眞に傑出した才器あるものに限り、拔擢して入學を許されたものである。ところが他の藩費と少しく趣を異にしてゐる點は、總て時習館に入るには先づ館の訓導または句讀師の門人とならざるべからざる規定で、これが創立以來嚴然として實行されてゐた。そこで彦一君は御小姓役であつたから入學の資格は十分であつたので、先づつてを求めて時の時習館の訓導中最も有名であつた、栃原助之進、東臯と號し漢學に邃く、後熊本師範學校長たりし人の門に束脩を納め、栃原私塾の門生として時習館の館生となつた。

時習館はもちろん文武兩道について教へるところで、武道の方は館の東西の榭と稱するところで、居合、劍術、柔術、馬術、砲術、犬追物、小具足、陣具なき日を定めて各師範の手から學んだものであるが、彦一君は武道中劍術、柔術および砲術を學んだ。しかして武道の東西榭に對し、文道には習書室、句讀室の外に別の一廊に講堂といふのがあつた。先づ初心のものは習字からはじめ、習書師から與へらるゝ手本について手習ひするのであるが、この方は大抵午前の課業となつてをり、午後からは廊下續きの句讀室へ行き、一人々々句讀師につき論語、孟子、詩經、書經から左傳、史記等とそれ〴〵素讀だけを教へられるのである。

ここには會讀をする別室があり、館生相集まり左傳、史記その他を會讀し、先生がこれを監督することになつてゐる。素讀も綱目、通鑑までゆくと、その中から優等生を選抜して講堂へ轉昇するので、この講堂へゆくことゝなつたものは、最早一人前と許さるゝわけである。なほそれ以上となると講堂生の最も優等なるものを選び、館内の學寮に寄宿せしめ、専ら學業を研磨せしむるので、これを居寮と名づけ、官府の給養頗る厚く、皆これを登龍門と呼んでゐた。

時習館々生の課業は以上の如くで、今の時間でいへば大略午前八時から午後四時に及ぶのであるが、この外になほ宅讀といふことをせねばならなかつた。宅讀といふのは前にいつた入門の師の私宅へ行つて復讀すること、朝の出掛け前とかまたは家に歸つてから夜分とかに、是非一度師と頼む人の門に趨き親しく學業をみて貰ふのであるから、館生の學力、性行は一々その訓導なり句讀師に明白であつたのである。

かくて彦一君は時習館にあつて四書、五經はもとより史記、左傳まで習得したが、未だ綱鑑に及ばざるに先ち明治四年十月藩費時習館は廢止の運命に接した。いふまでもなく王政維新以來改革の氣勢は燎原の火の如く、既に有ゆる舊物を焼き盡し、藩籍の奉還さへ

前々年に決行されたほぎであるから、藩費の運命の如きも風前の燈火視せられてゐたところ、この年七月にいたり遂に廢藩置縣の命が出たので、熊本藩においても同十月をもつて一大改革を斷行し、藩士の一部分を細川家の家職とし、残した外は、大小一切の役務に對し罷免の辭令を發すると、もに藩費の如きも當然廢滅に歸したわけである。

されば彦一君は時習館の講堂に轉昇してその學才を發揮する機會には接しなかつたが、頗る文藻に富み筆力また頗る雄渾であつたことは、儕輩の齊しく認むるところであつて、時習館廢止の年の春三月阿蘇地獄溫泉に遊んで漢文で草した「溫泉行戲草」の如き、十九歳の青年の手になつたものと思はれぬもので、幕末から流行しかけた戯文の體をも十分にこなしたところなど、既に一家の風格を具備してゐた。されば當時の彦一君を知るものは、皆親孝行の能文家としてその將來を囑目すると、もに、さすがに寧馨兒を産んだ本山のお母さんはたゞ物でない、親子の評判は一部に既に高かつたのであつた。

當時藩費時習館で彦一君と瑩雪の苦をともしした同學の士に、後に西南戦役に際し協同隊を組織して薩軍に應じ八代に戦死した宮崎八郎や、明治八九年の頃采風新聞紙上能文をもつて聞え、彼の讒謗律を論じて亂暴律のみと喝破して十ヶ月の禁獄と百圓の罰金

に處せられ、後幾もなくして病死した矢野駿男等を始め、古莊一雄、前大阪控訴院長の外阿蘇小國の北里柴三郎、豊後の箕浦勝人なまがあつた。

五 肥 後 の 文 教

藩費時習館が廢止さるゝにいたつたのを機會に、少しく熊本の文教につき回顧するの必要をみ出す。元來肥後の國たる、その昔菊池氏が累世南朝に孤忠を捧けたと、もに文教にも力を注いで來たが、分けて重朝は隈府に聖堂を建て釋奠を行ふたほぎで、斯文の萌芽はすでにこゝに存する、その後肥後を領した加藤清正また崇文の風あり、江村專齋、那波道圓なまを聘して學を講ぜしめた。細川家の祖幽齋公は戰國の眞最中において歌道の最秘蘊たる古今傳授を受けた唯一人として、勅命により惜しからぬ命を田邊籠城の際に完うしたほぎの名譽の歌人であり、その子三齋公また學を藤原惺窩に問ひ和歌を善くした。綱利公の時にいたり、幕府が陽明學禁止の命を下した際、儒臣北島雪山等同學三十餘名が祿によつて學を變ずる能はずと稱し、退轉を願ひ出たに對し、特に三年の秩祿を賜ふてその自由に任せしめた如き、さすがに崇文の學風を辱しめざるものがあつたのである。

なほこの綱利公の曾孫重賢公は紀州の徳川治貞が東國の麒麟と稱せられたに對し、西國の鳳凰と呼ばれし明君で、寶曆中碩儒秋山玉山を教授として藩費時習館を創めし以來、熊本藩は文運の隆なる鎮西第一の名を恣にした。しかして時習館は創立當時こそ教授秋山玉山の外、これを助けた片岡朱陵も、ともに折衷派といふよりも寧ろ古學を奉じた人であつたが、次で教授となりし藪孤山、高本紫溟、辛島鹽井、近藤淡泉など皆宋學を奉ずる一派に繼承せられたので、時習館の學風は全く一變して朱子學の淵叢となつた。もつともこの時習館五教授中高本紫溟は文祿の役に捕虜となりし韓人の子孫ながら、頗る國學に長じたところより、非常に苦心の結果從來漢學のみであつた時習館に國學の講義を開かしめたが、これは非常な卓見といはねばならぬ。

その頃同じく重賢公によつて建られた醫學所再春館に富田日岳なる教官があつた、この人家學を奉じて徂徠の説を重んじたが、王霸の辨にいたつては惑ふところなく勤王説を主張し、談一たび皇室に及べば悲憤慷慨狂するもの、如くであつた高山彦九郎と親交ありその九州漫遊は多く日岳の誘ふところにかゝつたものといはれてゐる。隨つて肥後における勤王思想は朱子を奉ずる時習館の紫溟と、徂徠を宗とする再春館の日岳とに

よつて首唱せられ、次第に勢を得來つたものである。

その後、日岳の流を汲むものに宮部鼎藏、轟武兵衛、松村大成、永島三平などがあつて、嘉永安政の頃、尊王攘夷の説を唱へて天下を遊説したが、分けて宮部は吉田松陰と結托するところ深く、熊本藩尊攘の先達をなしたものである。これに對し紫溟の高弟長瀬田盧は師の命を奉じて伊勢に本居宣長を訪ひ、國學の蘊奥を研めた篤學者で、その門から中島樞園、林櫻園などの高弟を出した。なかにも櫻園は學和漢を兼ねた英才で、最も力を國典に致し一家の見をたてかの明治九年の神風連や、後年の國權黨一味は、皆この櫻園の衣鉢を承けた連中であつた。

しかして幕府の保護獎勵を受けた朱子學は穩健着實の風があつて、大に爲政家に喜ばれたに相違ないが、その流弊の及ぶところ自から平板に陥り、實學に迂なるの嫌があつた、そこで熊本藩ではいつしか時習館派の學校黨の外に、實學派と稱する一黨の起つたのは自然の理で、この實學派の牛耳を執つたものは横井小楠と藩老米田是容とである。この實學黨は初めは水戸藩士と結托して概ね勤王論者であつたが、後小楠は越前侯松平春嶽の徵辟に應じ、開國佐幕の説を唱ふるにいたり、京都において兇刃に斃されたのは人の知

る所である。

然るにこれら和漢兩學の各派に對して基督教を奉ずる洋學者の一派が生じた。即ち熊本藩では維新の際時勢に鑑みるところがあつて、數多の留學生を東京または長崎に派遣し洋學修行に従事せしめたが、兎角弊害續出して成績良好ならざりしより、洋學所を熊本に設けこれらの留學生を召還すべしとの議が起り、福澤先生の門人にして長崎における熊本留學生の引廻役たりし岡田攝藏を教師とし、洗馬町の豪商梓屋の家屋を借り受けて教場となし、熊本洋學所と稱し専ら洋學生を養成した。然るにこの洋學所を陞格して洋學校となし、外人教師を聘して面目を一新するにいたらしめたのは、一に實學黨の領袖たる横井小楠の甥に當る横井大平の建言に基づくものであつた。

これより先横井大平は米國留學中に大患に罹り、歸朝後長崎にて専ら療養に力めてゐたが、偶々洋學修行のため熊本より長崎に留學を命ぜられた野々口爲志に會ひ、御身齡既に三十を越えながら熱心な洋學修行は感服のいたりながら、今より自身自分如何に修行されても學び得るところ幾許もなかるべければ、年少の子弟教育に従事し大に國家の人才を養成するに如かずとて、郷里熊本に完全なる洋學校を設立し、外國教師を雇入るゝに

いたらしめやうとその運動方を勸説した。野々口大に然りとして藩に歸り百方運動してみたが、元來の洋學所さへ行掛り上やむを得ず維持する位にて、擴張なきは思ひも寄らざる有様であつた。然るに明治三年にいたり細川護久公藩知事に任ぜられて鋭意改革を圖つたので、野々口は小參事山田武甫について速に完全なる洋學校を設け、外人教師雇入の必要あるを建言せしに、山田もこれを然りとして護久公に言上し、公またいたく嘉納して、早速藩廳の議に附し實行を圖ることゝなつた。然るに藩廳では洋學校設立には異議なきも、外人教師雇入は攘夷家の餘燼消滅せざる今日、不測の變を惹き起す因なりとて、決行の様子がなかつた。この時横井大平病間に長崎より歸りこの事を聞き、親しく權大參事米田虎雄に見え、即今我藩に洋學校設立の議起り、藩議またその議を然りとせらるゝにかゝはらず、外人教師雇入の一事にいたり、攘夷家の危害を加へんことを恐れ、決行されざる由然るところ熊本にて攘夷家の跡を絶つを待つは百年河清を待つと同じく、米國の如き開明國にすら今なほ攘夷家多數これあり。始めより洋學校を設けられざれば、致し方なきも、苟も設けられし以上は西洋人を雇ひ入れて教師となさゞれば、完全なる教育は到底不可能なり」と力説したので、米田權大參事も至極の議とこれに同意し、更らに雇入教

師の人物選定についても横井に諮ねられたので、横井は命を奉じて東京に出で、當時大學校の御雇教師たりしフルベッキに右教師雇入の周旋を求め、その結果として翌四年七月にいたり米國の非役陸軍大尉エル・エル・ヂェンスが聘に應じて來朝した。たまく、この月をもつて明治政府は廢藩置縣を發令したから、熊本藩立の洋學校の運命も前途暗澹ざるわけであつたが、ヂェンスに對する雇傭契約は五ヶ年と定められてゐた、め、洋學校は熊本縣の手でこれを繼承し、教師の俸給は護久公個人の手から支出さるゝこと、なり、同年十月には歴史ある藩費時習館始めが廢校せらるゝ、大改革の中に、獨り洋學校のみ以前の洋學所の規模を幾倍擴張して設立され、爾後五年の明治九年まで繼續され、ヂェンスの燃ゆるが如き基督教の信念が幾多の肥後男兒を動かし、これをして水火を踏むも避けたる熱烈なる信仰を得せしめ、日本の文化の上に一大貢獻を遂けしめたのであつた。

本山君がその學問を研ぎ知識を吸取せる環境の空氣は實にかくの如きものがあり、朱子學の雰圍氣は深く、彦一君にせまつたに拘はらず、明治十一年に君が起草した觀風一班と題する全國漫遊記において、當時の熊本藩費を評して次の如く述べてゐるところをみれば、一世に澎湃たる自由の氣象は既に何時しか君をも浸潤したのを知ることが出来る。

であらう。

和學も素より講究することなれども、これに心を用ふる人は至つて稀にして、専ら朱子の性理學を講ずることなり、後世に及んでも時勢に應じて變通することなく、學問總て虚禮に屬し、其說多くは頑固にして有用の人物を出すこと少く、人才は却て私塾の中より出づる者多し。私塾郷學は各所に散立し、一小區内必ず一二所を設けて從學に便す、此等は官府の干涉する所にあらずして、平民の兒童も出入し一般に習字を授かるなり。但し平民にて書籍を讀む者は殆んど稀なり。云々

六 東京へ遊學す

本山彦一君は十九歳の十月まで藩費時習館にあつてひたすら經史を學び、學業の上達とともに居寮に轉進さるゝ機會を待つに餘念のなかつたことは既に前章に記した如くである。もとより寒門ではあつたが男優りの母堂の下に嚴格にしつけられ、自身もまた家を起し名を成す念に燃えてゐたから、學問の進みも自から統袴の子弟と選を異にするものが、早くも押しも押されぬ立派な一人前の男と成長した。この時にあたり



たまたま廢藩置縣なる一大颶風が中央から巻き起つて、六十餘州の隅々まで頃刻の間に吹きまくり、各藩とも三百年來の大變革を實行せねばならぬこととなり、藩としての一切の施設は總て廢止せらるゝと、もに、上は大小名より下は足輕にいたるまで悉く秩祿に離るゝこととなつた。されば彦一君とてもその日より學ぶべき時習館は閉鎖され、なほ一家の命の綱として恃みたる三人扶持の切米にすら離れ、これに代つて賜ふたものとは家祿拾貳石貳斗五升に對する金祿公債額面五拾七圓九拾八錢六厘の證券唯一葉のみであつた。この時第一箕は前年來福井に赴いてゐたので、家には祖母と母と彦一君の三人だけで、普通なれば途方に暮るゝの外なき筈であつたに拘らず、彦一君は泰然として周章するところがなかつた。即ち豫てより風雲のたゞならぬものがあるので、萬一の場合に處する心掛を有してゐたことゝ、て、男子としての志を達せんには帝都に出で、日新の學を修むるの外なきを覺悟し、直ちに母と祖母との前に進み覆高の恩を謝すると、もに、東京へ遊學せんとする志を告げてひたすら上京の許可を願ふのであつた。然るにこの申出に對する母堂の態度は如何にも雄々しく、直ちに彦一君に答へて宜し往けよ。人間満足なる體軀を有する以上何處に赴くともその日の糧に窮するの理なし。青春大に學

ぶべきに際してたゞ目前の衣食に役せられ、永遠の壮志を忘るゝ如きは、祖父文助、父四郎作の子孫にあらず。われ等二孀は杼を取つて織をなすも、なほ自から口を糊するに餘りあらん。幸ひにわれ等のことを念とするなく、たゞ堅き決心をもつて進めと激勵されたのであつた。かく思ひしよりもやすく、と快諾を得たので、彦一君は隼が秋空を仰ひて羽搏つが如く、勇み立ち、藩廳に願ひ出で、自勘遊學の許可を得ると、もに、身の廻りの用意もソコ／＼に單身川尻より和船に乗り込み、懐がれの東京さして急いだのであつた。かくて海陸の旅路恙なく、十二月上旬東京に着し、日本橋濱町にあつた細川藩邸に前記した本莊村の先輩森尾履素氏を訪ね、そこに草鞋の紐を解いたが、もとより市中見物などの暇もあらばこそ、直ちにつてを求めて良師を選んだ結果、幸ひ藩邸より程遠からぬ中洲に開かれてゐた箕作秋坪先生の三又學舎の門人となり、豫て心を寄せてゐた洋學の修行を始むる身となつたが、朝夕は森尾氏方で薪水の勞を執る食客であつた。いふまでもなくこの箕作秋坪先生は世に聞えた蘭學者で、蕃書調所の教授たる一方、外國方勤務となり、既に幕府の使節に隨行して二度まで歐洲に赴いたことがあり、明治維新の際より中洲に三又學舎を開いて大いに子弟を誘拔し、教育に力を盡くしてゐたが、學舎は今の日本橋區

の中洲で、細川邸に隣りした津山藩邸内にあつたものである。秋坪先生は當時四十七歳で塾長に大槻文彦氏を配し、當時百名内外の塾生があつた。その教育法は主として學生をしてビネオの文典、パーレーの萬國史、スミスの經濟論等について輪講若くは討論せしめ、秋坪先生が最後に斷案を下だすといふやうな風で、幾多の人材を出したが、東郷平八郎元帥、鎌田榮吉、坂谷芳郎男の如きもこの門から出發したのであつた。しかしながら學校の聲望よりいへば、三田の慶應義塾を第一として三又學舎はこれに次ぎ、三又學舎で一通りの準備をして、慶應義塾に轉ずるものも少なくなかつたわけである。

本山君はかくして洋學學習の素志を達したので、非常なる熱心をもつて勉強したため、その進歩も頗る著しく、三又學舎にあること三年餘の間に自由、英文の書籍を讀破するにいたつたと、もに、泰西における諸種の事情や政治學、經濟學の大體等にも通ずるにいたつた。然るに明治七年熊本縣下に大風害があつて、本莊村の本山家もこのため大破して住居に堪へぬやうになつたので、母と祖母とを東京に迎へねばならぬこととなり、こゝにやむなく三又學舎を退くと、もに自活の途を講ぜねばならなかつた。幸ひこの時に本山君は同郷の先輩で當時租稅權頭たりし林正明氏の斡旋盡力により、同年十一月廿二

日租稅寮十三等出仕として祿を明治政府に食み、母と祖母とを郷里より迎へて藩邸内に一家を構へ、丸三年目に三人團欒を再びするにいたり、漸く母と祖母との過去の勞苦を休むることゝなつたのである。

七 最初の官場生活

本山彦一君が租稅寮の官吏となつたのは抱負經論を行はんと欲してその期するところの官場へ入つたのでなく、卒然家道の困難なるに遇ふて家族を東京に迎へるための方便に過ぎず、いはゆる祿仕の爲めであつたから、官等の高下の如きは問題とせなかつたのである。然しながら官尊民卑の當時にあつては十三等出仕の微官ですらも、紳士らしく體面を装ふ生活の出來ぬではなかつたが、本山君はこの間にあつて依然たる一書生の生活に甘んじ、自から奉ずること極めて薄かつた。

當時官吏の俸給は物價に比較すれば中々に裕かな方で、微官といへどもなほその體面を保つには十分であつた。現に本山君の如き明治七年十一月末に十三等出仕として初めて祿を食み、家族を熊本より迎へて一家を構ふるなき、隨分失費も嵩んだわけであらう。

と思はれるのに、翌八年の七月暑中休暇に際し十二日間を伊香保に避暑し且つ東京から高崎まで廿七里通しの人力車を雇ふてゐるほきである。ことにその翌九年の四月に初めて先考の墓を京都南禪寺に展した際の如き、横濱から神戸まで汽船に搭じ、大阪で旅寢を重ねて京都に入り、法會を嚴修した後、悠々名所舊蹟を探り、後更らに宇治より奈良に出で大和の一部を巡つて伊勢大廟に詣で、名古屋を経て横濱に到り、汽車にて東京に歸着してゐるが、五日に發して廿八日に歸京するまで官暇廿四日間費用またこれにかなふものがあつたのであらうから、彦一君がよく常に書生の態を變せず、自から奉ずる如何に薄きをもつてしたとするも、また官給の比較的豊なりしを知るべきである。

官場の陋習は今も當時も同一ではあるが、その頃の官吏は、必ずしも阿諛諂佞の徒のみでなく、中には窃かに鋒銚を藏して大志を懷くものが少くなく、比較的に時間と金錢に餘裕ある腰辨を選び、その間に講學と研究を重ね他日の雄飛に資せんとするものがあつたので、心あるものは自然良友相助け相勵んでひたすら大成を期するの風があつた。本山君が祿仕三年餘にして官を辭し、一管の筆を携へて全國漫遊に上つた途中、一日西京の客舎にあつて所懐を官遊の諸兄に寄せた一篇を見れば、官遊の中また同好の士が少からざ

りしを知ることが出来る。

懷京篇 贈東京官遊諸兄

鎮西之客家素貧、祿仕三年養老親、江湖未得良師友、官途却逢讀書人、公暇講學同其志、醉餘論文見情真、一旦掛冠歸鄉里、少壯豈肯學逸民、孤身單肩負書笈、狂風怒濤任舟楫、紫漢之月山陽花、行止自由不須急、對月對花憶東京、每憶東京憶諸兄、墨陀之會東台宴、諸兄亦應憶狂生、如今駐杖西京府、猶餘五十有三程、水送山迎多少路、納涼時節到東京、

本山君を官場に斡旋してその窮厄から救つてくれた同郷の先輩林正明君の如きも、その後暮年ならずして雜誌、近事評論を主宰し直論讜議、大に世間の尊重を受けるにいたつたのであるが、本山君は前記した旅行日記「香泉遊紀」中に、當時志ある小官吏の時勢感とも稱すべきものを書してゐるから左に採録する。

大宮驛距日本橋六里卅一町餘、驛ノ前右ニ氷川神社アリ遠望シテ過グ、上尾ニ至ルノ間宿アリ天神橋ト云フ、右傍ノ亭ニ入り午飯ヲ喫シ暫ク休息ス、亭ヲ出ヅレバ金鳥僅ニ午天ヲ過ギ正サニ頭上ニアリ、酷熱最烈シ、桶川鴻巢等每驛必ズ小憩ヲナシ、每一憩汗ヲ拭ヒ涼ヲ納ル、再ビ出ヅレバ則チ滿汗故ノ如シ、車上ニ坐シテ挽夫ノ背ヲ見ルニ

滴汗玉ヲ聯ヌ其勞苦實ニ想フベキナリ然レドモ渠等無智自ラ甘ンジテ其業ヲ執リ殆ンド牛馬ト伍ス人之ヲ如何トモスルヲ能ハズ要スルニ自己ノ勤勞ヲ以テ自己ノ身心ヲ養フ亦是一個ノ男兒ノミ反テ我身思フニ無智淺學挽夫ト遠カラズ而シテ素餐ヲ常トシ況ンヤ官給況ンヤ官暇虚心ニシテ考フレバ我却テ渠等ニ劣ルニアラズヤ我安ンゾ我心ニ忸怩タラザルヲ得ンヤ

本山君の官吏になつたのは祿仕であつて、官の高下は初めから問題ではなかつたのであつたが、已に仕官したる後はその幹能は忽ち認められ、九年六月租税少屬に任ぜられ翌十年一月八等に進み年齢の割合にはトシ、拍子に陞進を重ねながらも遂に小成に安んぜず、決然十一年一月早々辭表を捧げて江湖の人となつた。

こゝで考ふべきことは本山君はその最初の仕官を自から祿仕と稱したのみならず、實際少しでも自由を得るの境地に達した時に、前途に多大の囑望をもつてせられたにか、はらず、官場生活を一擲するにいたつた原因は、單に官吏たるを好まざるその性格のみに因るものであつたか否か。本山君の先輩であるばかりでなく、種々の恩義を感じる點からこれに兄事したかの林正明君の如き、本山君を官場に薦めた後一年餘にして租税權

頭を弊履の如く棄て、操觚の業に入つた實例が目前にあるのみならず、本山君もまた青年時代より能文をもつて儔輩中に推されたこと故或は林君の轍を趁ふの意向は腦裡に早くも秘められたのかも知れぬが、廿三四歳にして青雲の志を絶つなきは餘程思ひ込んだことがなくては出来ぬことである。然らば何が動機となつて本山君は一途に官場生活嫌つたものであるかといふに、他なし本山君は三叉學舎を退いた前後から出入し始めた慶應義塾の福澤諭吉先生の感化をうけ、こゝで眞の濟世利民は廟堂に紫を紆ふことによつてなされるのでなく、自から他に存することにつき何時しか開眼されたためであつて、本山彦一を生んだものはその父母、これに血を傳へたものはその祖父母であらうが、將來の新聞王として教養を授けたものは全く福澤先生その人であつた。

八 福澤先生の知を得

三叉學舎にあつた三年間の勉強は從來漢籍一點張りであつた本山彦一君を一かきの洋學者に仕立てたに相違ないが、その後租税寮にあつて關稅事務の實際に與かり、また同僚中の心ある人達と種々世間の事柄につき研究討議してみると、從來専ら書物の上で知

つた語學以外に西洋の實用的の知識が必要であり、それには三田の慶應義塾の學風の方が適切であることが實驗上より判明して來た。しかし本山君は既に官吏として勤務時間を有する以上、今更改めて慶應義塾の塾生として正式の課業を受くるわけにはゆかなかつたが、次第に福澤先生に對する敬慕の念の増すところから、遂に之を求めて先生に面接の機會を得たので、色々の方面について度々教を請ふことがあつた。いふまでもなく福澤先生たる子弟に對するや區々たる語學を教授するのみでなく、一見して對手の器局を洞察し、それ〴〵その人特有の機能を發揮せしむる天稟の大教育家であつたから、二度の應接中に早くも本山君の將來に囑目し、塾生同様自由にその門に出入することを許したのみならず、親しく指導啓發せんとの意により特に義塾内の出版社といふに止宿せしめ、日夕鞭撻到らざるなきものがあつた。

この出版社といふは慶應義塾で先生の著述を始め種々のものを出版するところで、その關係者でこゝに止宿するものもあつた。當時こゝにあつたのは波多野承五郎、土宜法龍、犬養毅氏等で皆生え拔きの義塾出身者であつたに反し、獨り本山君は閩外の身で同じ待遇を受け、且暮先生に親炙するにいたりしは、最も先生の鑑識にかなふてゐた證據で、本

山君の人格は實にこの時先生の羽翼の下に保護せられながら發達したものであつた。

若し本山君がかく福澤先生の知を得ることなく、その思想人格に陶鑄せらるゝことがなかつたとしたならば結果は如何であらう、本山君はもとより英明の資であるから、一たび志を立て、中央に出た以上、必ずや何等かの成功を贏ち得たに相違はなからう。しかしその時の本山君の成功は官途の上か實業界かそれは明かにし難いが、恐らく新聞經營の方面ではなかつたであらうとは想像するに難くはない。即ち本山君の思想がこの時巨人福澤先生によりて開眼せられ、更らに後年時事新報社の會計局長として、親しく先生の下に新聞經營の道を體得するを得た因縁が、將來の新聞王本山君を作るにいたつたものである。

本山君と同郷の先輩たる林正明君は、本山君を官場に紹介してその窮厄を救ふたことは既に述べた通りであるが、林君は同時にまたその主宰する雑誌「近時評論」によつて本山君を江湖に紹介し、一時にその文名を重からしめた人である。即ち明治十年頃條約改正を主張する議論が追々朝野の間に盛んになつたが、何分それが頗る難事に屬したので、理義の一貫した徹底的の立論はなほ少なかつた。この際本山君は卑官とはいへ關稅の事

務を扱つてゐたので、その方面よりして國家の權利上必ずこれを斷行せざるべからざる所以を極言し、これを林君主宰の「近事評論」の紙上で發表した。ところがその立論が如何にも正大であつた、め、横字新聞東京タイムスはその全分を譯出したる上、自家主筆の意見をも挿入してこれを發表したから、その反響は頗る大きく世間の注目を一身に集むるにいたつた。本山君はこの初陣の成功に自信を生じ、その後續々として意見を世上に發表したが、これ等とはもとより「近事評論」に限らず慶應義塾の出版社で發行した「民間雜誌」をはじめ、その他扶桑雜誌等にも寄稿し、その署名の如きも本山彦一の外に、大山靜一又は大川清なる變名を用ゐたこともあつた。それ等の寄稿は今にいたつては殆んど散逸し悉く討ぬべきではないが、東京上野圖書館のみでも大略左の如きものが残存してゐる。

民間雜誌(第七十九號) 明治十年七月廿二日(第四日曜日)

人類相食論 三田協義社 本山彦一

民間雜誌(第八十九號) 明治十年九月卅日(第五日曜日)

文章勢力論 本山彦一

民間雜誌(第九十六號) 明治十年十一月十八日(第三日曜日)

文章勢力論(續篇) 本山彦一

民間雜誌(第百三號) 明治十一年一月四日(第一日曜日)

新年文(雜記) 本山彦一

民間雜誌(第百九號) 明治十一年一月廿二日(第三日曜日)

貿易戰爭ノ關係ヲ論ス 本山彦一

民間雜誌(第百十七號) 明治十一年二月十五日

京攝間新聞の景況 在阪 本山彦一

民間雜誌(第百四拾八號) 明治十一年三月卅日(土曜日)

巡國紀聞 本山彦一

民間雜誌(第百四拾九號) 明治十一年三月卅一日(日曜日)

巡國紀聞 本山彦一

民間雜誌(第百五十一號) 明治十一年四月四日(木曜日)

巡國紀聞(熊本縣の續) 本山彦一

民間雜誌(第百五十二號) 明治十一年四月五日(金曜日)

巡國紀聞 (熊本縣の續)

民間雜誌 (第百五十三號) 四月六日 (土曜日)

巡國紀聞 (熊本縣の續)

民間雜誌 (第百五十四號) 明治十一年四月七日 (日曜日)

巡國紀聞 (熊本縣の續)

民間雜誌 (第百五十五號) 四月九日 (火曜日)

巡國紀聞 (熊本縣の續)

民間雜誌 (第百五十七號) 明治十一年四月十一日 (木曜日)

巡國紀聞 (大分縣)

民間雜誌 (第百五十九號) 四月十三日 (土曜日)

巡國紀聞 (大分縣の續)

民間雜誌 (第百六十六號) 四月廿一日 (日曜日)

巡國紀聞 (大分縣の續)

民間雜誌 (第百七十號) 明治十一年四月廿六日 (金曜日)

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

巡國紀聞 (福岡縣)

民間雜誌 (第百七十八號) 明治十一年五月七日 (火曜日)

巡國紀聞 (福岡縣の續)

民間雜誌 (第百八十號) 明治十一年五月九日 (木曜日)

巡國紀聞 (福岡縣の續)

民間雜誌 (第百八拾二號) 明治十一年五月十一日 (土曜日)

九州地方民會の景況

民間雜誌 (第百八拾五號) 明治十一年五月十五日 (水曜日)

九州地方民會の景況 (續)

民間雜誌 (第百八十七號) 明治十一年五月十七日 (金曜日)

巡國紀聞 (山口縣)

民間雜誌 (第百八十八號) 明治十一年五月十八日 (土曜日)

巡國紀聞 (山口縣の續)

民間雜誌 (第百八十九號) 明治十一年五月十九日 (日曜日)

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

本 山 彦

巡國紀聞(廣島縣)

同人社文學雜誌(第十五號)明治十年六月四日

急進漸進ノ利弊ヲ論ス

扶桑新誌(第一號)明治十一年六月(二號ヨリ十二號マデ缺)(第十三號)十一年十一月五日

熱心苦行

扶桑新誌(第十四號)十一年十一月十一日

神國論

扶桑新誌(第十七號)十一年十一月廿五日

王室論

扶桑新誌(第十八號)明治十一年十一月卅日

政府憐ム可シ惡ム可ラス

扶桑新誌(第二十號)明治十一年十二月廿三日

日本人民ノ氣象ハ美佛何レニ似タル乎

扶桑新誌(第二十一號)同十一年十二月廿八日

本山彦一

本山彦一

大山靜一

大山靜一

大山靜一

大山靜一

大山靜一

送窮文

郵便報知新聞(第千六百四十九號)明治十一年七月廿五日(木)

(投書)西洋品ノ内地ニ行ハル、原由ヲ論ズ

郵便報知新聞(第千六百五十號)明治十一年七月廿六日(金)

(投書)西洋品ノ内地ニ行ハル、原由ヲ論ズ(續)

郵便報知新聞(第千六百六十七號)明治十一年八月十六日(金)

(投書)觀風一班(山梨縣)

郵便報知新聞(第千六百七十三號)明治十一年八月廿三日(金)

(投書)都鄙儉奢ノ辨 三田協義社

郵便報知新聞(第千六百八十四號)明治十一年八月廿四日(土)

(投書)都鄙儉奢辨の續

郵便報知新聞(第千七百十五號)明治十一年十月十五日(火)

觀風一班(長野縣)

郵便報知新聞(第千七百十六號)明治十一年十月十六日(水曜日)

本山彦一

本山彦一

本山彦一

本山彦一

本山彦一

本山彦一

本山彦一

觀風一班 (長野縣の續)

郵便報知新聞 (第七百廿四號) 明治十一年十月廿五日 (金)

觀風一班 (岐阜縣)

郵便報知新聞 (第七百廿五號) 明治十一年十月廿六日 (土)

觀風一班 (岐阜縣の續)

郵便報知新聞 (第七百廿九號) 明治十一年十月卅一日 (木)

觀風一班 (岡山縣)

郵便報知新聞 (第七百卅號) 明治十一年十一月一日 (金)

觀風一班 (岡山縣の續)

士族の氣風附讃州高松

郵便報知新聞 (第七百卅四號) 明治十一年十一月六日 (水)

觀風一班 (廣島縣の續)

郵便報知新聞 (第七百卅五號) 明治十一年十一月七日 (木)

觀風一班 (廣島縣の續)

本 山 彦 一

本 山 彦 一

本 山 彦 一

本 山 彦 一

本 山 彦 一

本 山 彦 一

本 山 彦 一

郵便報知新聞 (第七百五十號) 明治十一年十一月廿七日 (水)

觀風一班 (熊本縣)

本 山 彦 一

郵便報知新聞 (第七百五十一號) 明治十一年十一月八日 (木)

觀風一班 (熊本縣の續)

本 山 彦 一

郵便報知新聞 (第七百五十二號) 明治十一年十一月廿九日 (金)

觀風一班 (熊本縣の續)

本 山 彦 一

郵便報知新聞 (第七百五十三號) 明治十一年十一月卅日 (土)

觀風一班 (熊本縣の續)

本 山 彦 一

九 全國漫遊の途に上る

明治七年十一月廿二歳で租稅寮十三等出仕となつた本山彦一君は、同十年一月廿五歳の春に早くも八等屬に昇進し、官吏としての前途は頗る多望であつたにかゝはらず、翌十一年一月七日の初登廳に當り辭表を提出し、同十一日をもつて願をゆるされ、超えて、十二日舊同僚等が新年宴會に兼ねて開いてくれた向島八百松樓の送別會に臨み、こゝに窮屈

袋を脱して自由な江湖の人となつたのである。何故にかく遽かに官場を去つたかといふに、その官吏となつたのが初より祿仕に過ぎざるに、今や官途を離れても衣食の方法がほゞ立つたからである。

されば辭官と、もに豫てよりの希望であつた全國漫遊の途に上る計畫が立つて、その旅行中は祖母は郷里熊本の親戚の許に、母は大阪に一家を構へた弟一簣と、もに暮らすことに話が疾くに定めてあつた、されば一月十六日濱町の舊藩公邸内にある家居の諸道具を仕舞ふと、もに、何時にても乗船の出来るやうに祖母と母とを奉じて靈岸島の船宿に移り、翌十七日福澤先生の招宴に臨んだ際には、先生から豫て認めあつた十三日附の左の紹介状を渡され、その翌十八日西下した位早手廻しに準備が出来てゐたのであつた

先日は御來訪被下其節御話今般御歸國相成重て御出府の砌は陸路にて九州より中國中仙道御通行各地方の景況をも視察云々の御見込誠に至極の思召立方今の時務假令郷里に用事なきも態々旅行いたし度程の次第就ては御道中筋に小生の知人も随分可有之と存候得共平生御承知の通多事にて遠方の人に時々文通も不致甚疏略に候得共差向心當りの姓名を左に掲候間御通行の節は必ず御立寄萬事御開合被成

度尙小生よりも厚く御傳言奉願候

豊前中津モト大手市學校

長州萩巴學校	濱部定四郎
長崎師範學校	其他數名
山口洋學校	池永厚
廣島師範學校	大窪實
神戸商學校	吉村寅太郎
神戸	甲斐織衛
神戸縣廳勸業課	飯田平作
同縣令	藤井清
名古屋中學校	柳本直太郎
	牛場卓藏
	森岡昌純
	成田五十穗

豊後大分 山田季治
 信州長野縣病院 土居寛信
 大 阪 渡邊知事
 京 都 榎村知事
 大阪過書町 緒方拙齋

右の外知己朋友は各地方に澤山居候も記憶も不致逐一記すにも遑あらず就ては丁度序ながら知る一人より知る一人に御尋福澤諭吉を知り嘗てこれの由縁ある人とあらば其次第と其姓名住所を御手帳の端へ御認置被下度他日文通の便に致し度吳々も相願候小生も生れて十九年舊里中津を去り長崎大阪に遊び東京に住する既に十九年當年四十三歳なり其間幾千の人に交りたるか殆んぎ數を知るべからず知己の多きは人間の一大快樂其人を知て之と音信を絶つは亦一大不快なり何卒詳に友朋の有様を承り永く情誼を交通致度事に御座候
 右要用申上度

早々頓首

明治十一年一月十三日

本山彦一様

福澤諭吉

しかして全國漫遊の紀行についてもこれを民間雑誌の紙上で發表することに、この時既に福澤先生との間に話が進んでゐたものである。この「民間雑誌」といふは以前慶應義塾の出版社から發行されてゐた「家庭叢談」なる機關雑誌を改題したもので、この年早々に朝吹英二氏の主宰で日刊新聞に引き直す計畫が既に熟してゐたものである。さればこそ本山君がいよく、出帆の前日朝吹氏は船宿に訪問し來り、地方漫遊の通信に關し種々打ち合すと、もにその費用をも前渡したほぎであつた。

當時東京神戸間は汽船によるの他來往の便なかりしをもつて、本山君は一月十八日汽船にて東京を出で廿一日早朝神戸港に着し、直ちに汽車にて三ノ宮より梅田に向ひ八軒家なる第一簀の家に入り、廿三日は一家を擧げて京都に向ひ、先考の墓を南禪寺天授庵に祭り、翌日大阪に歸り、更らに廿五日祖母のみを奉じ神戸より長崎に向ひ、二月二日七年振りに郷里熊本に歸り、久濶を親戚故舊に叙した上、暫く阿蘇湯谷温泉に靜養して再び熊本に入り、更らに親戚等を訪問した後、三月十二日いよく、全國漫遊の途に上つた。この行

固より西南亂後における地方の實況を精査通信するを主眼とするもので、行程を食る必要なきこと、て力めて徒歩跋涉を試み、道伴には何者をも拒まず旅宿も同室者を避けず出来るだけ多くの階級の人に接して談話の糸口を見付け、もつて政治經濟の得失より物産商業の盛衰に及び、人情風俗の變遷にいたるまでこれを精査するに力めた。しかして地方廳所在地は固より主なる市邑を訪問し、知事縣令を始め地方官主腦者、教育産業に關する官吏を訪問して意見を交換し、學校、工場、博覽會等は必ずこれを參觀する定めであつたから、その通信は一々事實に立脚し、主張は兩端を叩いて肯綮に中たるを期した、されば自然と從來新聞紙上に現はれたかの筆に任せて放言した、場當りを狙ふものと異り、眞に讀者を裨益すること多いので、久しきに涉つて飽かる、ことなく、ますます、讀者を引着くる力があつた。

しかし「民間雜誌」は本山君が「地方紀聞」の第一稿を掲げる一ヶ月前まではなほ週刊であつたものが、朝吹英二氏等の盡力により三月一日以降日刊新聞に改められた、然るに間もなく五月十五日内務卿大久保利通が石川縣士族島田一郎等の兇刃に噎れた、めに遽かに新聞紙の取締りが嚴重となつた等のことより、三田派において一新聞を經營するには

機縁なほ熟せぬものとして廢刊さるゝにいたつた。されば本山君の「地方紀聞」も廣島縣まで關西の一部を掲げしのみで中絶となつたのであるが、當時大阪にあつた本山君はそれより京都に滯留の後、六月三日發足、江州路より岐阜、愛知、長野、山梨諸縣を経て七月六日上京するや、同月十七日、矢野文雄氏を訪ひて談合する所あり、その結果爾後「地方紀聞」の續稿を「觀風一斑」と題して、郵便報知新聞紙上に掲ぐること、なつた。

しかして福澤先生の紹介状には中仙道を経て上京に終るもの、如くに記してあつたが、本山君の徒歩視察は上京をもつて大團圓とはならず、八月四日より更らに行を起し千葉茨城、福島、山形を経て仙臺に到り、殆んぎ全國の半ばに及び、明治十一年の半以上は羈旅の間に費されたのである。本山君の後年の旅行好きは全くこの徒歩漫遊により興味と實益を享受したことが多かつたのに基づくものであつた。本山君がこの旅行において京都以降洋傘を廢し専ら檜笠によつて日光の直射と雨風を凌ぎ、六月十日時漸く暑氣に向ひ給の着すべからざるにいたりしより、壹圓四拾壹錢を投じて求めし緋の單衣一枚となり、爾後岐阜、愛知、長野、山梨の諸縣を經廻し、縣廳その他を訪問したなほ堅忍不拔の本山君ならでは出來ぬことであらう。なほこの旅行の終り方即ち最終日の前二日たる九

月八日において、午前五時茨城縣神岡下驛柏屋を發して午後七時水戸市三河屋平五郎方に泊るまで、十四時間に十七里を踏破したのをもつて最長行程となすが、恐らく全生涯を通じての徒歩のレコードであらう。

日 録 摘 要

- 一月 十日 依願免本官
- 同 十八日 東京發横濱發船
- 同 廿一日 神戸着船大阪家弟ノ寓ニ到ル
- 同 廿三日 入洛墓參
- 同 廿四日 下阪
- 同 廿五日 神戸發船
- 同 廿七日 長崎着船上陸
- 二月 一日 長崎發船
- 同 二日 入熊本
- 同 十二日 立野行温泉遊

- 三月 三日 還熊本
- 同 十二日 熊本ヲ辭シ東京ニ向フ
- 同 十六日 府内(大分)ニ達ス
- 同 十九日 中津ニ達ス
- 同 廿一日 中津發
- 同 廿四日 福岡ニ達ス
- 同 廿六日 福岡發
- 同 廿七日 小倉ニ達ス
- 同 廿九日 小倉發下關ニ至ル
- 同 卅一日 長州萩ニ達ス
- 四月 三日 萩發山口ニ達ス
- 同 五日 山口發
- 同 七日 廣島ニ達ス
- 同 九日 廣島發舟行

同 十二日 岡山ニ達ス
 同 十五日 讃岐ニ向フ舟行
 同 十七日 岡山ニ歸ル
 同 二十日 岡山發
 同 廿一日 姫路ニ達ス
 同 廿二日 但馬生野ニ達ス
 同 廿三日 姫路ニ歸ル
 同 廿五日 神戸ニ達ス
 同 廿八日 大阪ニ達ス
 五月 二日 家慈ヲ伴ヒ京ニ入ル
 同 六日 マデ滯京見物
 同 七日 近江ニ迂路ヲ取り歸阪
 同 二十日 マデ大阪ニアリ
 同 廿二日 再入京

六月 二日 マデ京都ニアリ
 同 三日 叡山ニ登リ、大津ニ出テ湖水汽船ニ乗ツテ彦根ニ到リ中仙道ニ出ヅ
 同 五日 岐阜
 同 六日 ヨリ十四日マデ名古屋
 同 十七日 中仙道ヨリ信州ニ入ル
 同 廿一日 長野ニ達ス善光寺參詣
 同 廿二日 越村ニ至ル
 同 廿三日 松代
 同 廿六日 甲州ニ入ル
 同 廿七日 韭崎ニ泊ス
 同 廿八日 ヨリ七月三日マデ山梨ニアリ御嶽ニ詣リ新道景色ヲ觀ル(所謂昇仙
 峽ナリ)
 七月 五日 小佛峠ヲ越エ武州八王子新宿ヲ經
 同 六日 入東京(所謂甲州木曾路)

同 十二日 慶應義塾出版社ニ寓ス
 計 百七十一日
 八月 四日 發東京向於東北諸縣此夜宿于千葉佐倉成田利根川鹿島銚田等ヲ經
 テ
 同 八日 抵水戸十一日迄滞留
 同 十二日 發水戸到宇都宮
 同 十四日 抵日光十七日迄近傍ニ遊ビ温泉ニ浴ス
 同 十八日 再宿日光過奥羽街道
 同 廿二日 抵福島附近視察
 同 廿六日 發福島
 同 廿七日 抵山形翌日發
 同 廿九日 抵仙台
 九月 一日 發仙臺到松島
 同 二日 泊石巻横濱便船ナク翌早返轡過濱街道中村平勿越關

同 八日 宿水戸下市翌過土浦水戸乘舟
 同 十一日 前夜舟入本所今早赴濱町
 計 三十九日

十 兵 庫 縣 屬 時 代

明治十一年における本山彦一君の活動は實に目覚ましいものであつた。一月官途を辭し一先づ郷里に歸つた後三月より約半歳の間に全國の半ば以上を視察しその紀行を「民間雜誌」に掲載する一方地方特殊の出來事に遭遇する都度これを東京及び大阪の新聞紙に報道することを怠らなかつた。九月旅行を終へてからは三田の出版社に起臥し先づ旅行中の日録を整理してこれを「報知新聞」に續載した外「近事評論」「扶桑新聞」等の雜誌にその意見を發表する一方當時三田派の人々が各所で催した演說會に自身辯士たらざる時も傍聴を缺さなかつたほぎであつた。

しかし「民間雜誌」の日刊が挫折したことにより目算が少からず狂つたのでこのまゝ福澤先生の膝下に留まるとすれば衣食にこと缺く患はないが祖母や母に奉ずる途がない

のとなほ一つ日頃互に來往してゐる論客等が、往々空疎にして實際に迂なる意見を述べ、得意なるに感服せざるところより、己むなくば再び祿仕して實務の練習をやつてみやうと決心したが、幸ひにもその希望は間もなく達せられ、翌十二年の二月兵庫縣四等屬に任ぜられ勸業課に勤務することゝなつた。

時の兵庫縣令は神田孝平の後を承けた森岡昌純(後の郵船會社々長)で、その下に大書記官岡本貞、少書記官原保郎(現貴族院議員)があつたが、他に慶應義塾出身の牛場卓造氏が御用掛として勸業課長の職にあつた。本山君は前年地方漫遊の際福澤先生の紹介状により兵庫縣廳に森岡縣令及び牛場氏を訪問し、殊に牛場氏とは意氣投合して一見舊の如きものがあつた。これ等の關係から本山君は牛場氏の推薦で兵庫縣屬となつたものであるが、これと前後に横瀬文彦がまた兵庫縣屬に任命せられたから、世間は驚異の眼を張つた。けだしこれより先評論雜誌なるものがあつた薩人海老原穆の創立するところで、當時志士論客の政府に平ならざるものが期せずしてその社に入り、一方に征韓論を主張し、他方に民權論を鼓吹したもので、小松原英太郎氏の筆禍を得しもこの雜誌の評論に由來するものである。横瀬文彦もこの雜誌社員で、明治八年一度五圓の罰金に、翌九年一月唯

當さに民劍の利鈍を姦相俗吏の頭に試むるあらんのみと論じて禁獄三ヶ月罰金五十圓に處せられた過激論者であり、また本山君は前年風の如く現はれ滞在三日にして、痛烈に縣政を批評した青年論客である。然るに今やこの二人とこれを推薦した牛場卓造氏とが森岡縣令の下に、新機軸を競はんとするのであるから、世間が驚嘆したのも無理ではなかつた。かくして本山君はその最も好む所の勸業課を擔任することゝなつたが、本山君は就任早々森岡縣令に一書を裁し、「土俗民情を審察し地勢物産を詳明する賜暇の特許を得私費を以て管内巡視の途に上らん」ことを請ふはづであつたが、當時文書をもつて意見を開陳するは流行の上書建白めきて面白からずとて、縣令に面陳して前年の全國漫遊の効果に鑑み、細密に管内を視察するの必要を力説したところ、縣令もその意を諒し、士族投産の調査をなすを名とし管内主張を命じた。よつて本山君は先づ攝津五郡播磨十六郡但馬八郡丹波二郡淡路二郡を包括する管内を旅行し、地勢産業を視察し勸業上の大方針を立て併せて士族投産に關する方法を研究した。

この結果本山君は十二年九月に縣の意見書として内務卿岩倉具視公に宛て、「士族投産の方法二條を審案議定し裁可せられんことを請願する」にいたつた。その二條とは

第一投産所を舊藩各地に設立し汎く士族の來りて其業を學ぶを許すこと、其事業は手細工を主とし需用廣きものを撰み器械を用ふるものも勉めて規模の小なるものを求め、成果を得ば各自の家に就き一人若くは二三人の手を以て其業に従事せしむるを得せしむ

第二官有荒蕪地等の養蠶牧畜に適し、或は茶桑果樹を植付べき場所を貸下け、開墾種植の業に従はしむ

で、これに對して内務省からはそれ〴〵指令があつて本山君の第一の使命は首尾よく遂げられた。これを手始めに本山君は種々の仕事を始めたが、毎月一回兵庫縣勸業課報告なる小冊子を刊行し、農工商の景況その他につき各當業者の参考となる事項を編纂してこれを頒つとともに、興利除害の方法に關する意見または質疑を取捨採録して個人の評議を求め、或は課としての意見を發表し、大に産業に對する刺戟と啓發とに力めた一方、諸種の統計を作製發表して一般の参考に供したが、これ等はみな地方においては嶄新のことに屬し縣民間に好評を博した。

しかして一度縣會の開會をみるやこの牛場、本山、横瀬の三氏は縣會指導の中心として

大に新智識を發揮したから、當時伊藤長次郎、石田貫之助、小西新左衛門、田艇吉等錚々たる議員に富んだ兵庫縣會も、三人の意の如くに引き廻されて文句をつけずに原案を通過せしめた、されば縣令も大にその才幹を認め、翌十三年六月本山君を三等屬に陞すとともに、勸業學務課長として教育に關することまで一人に統括せしむるにいたつた。その内牛場氏は内閣統計院長たる矢野文雄氏に招かれて、犬養毅、尾崎行雄氏等とともに統計院に入り國會開設の準備に當つたが、残つた本山君はいよいよ重用せらるゝとともに手腕も益々發揮せらるゝにいたつた。

即ち本山君は學務課長を兼ねると同時に、兵庫縣學事報告なる小冊子を月々に刊行して、兎もすれば停滯に墮り易き教育界を刺戟する一方、教育諮問會なるものを起し主なる學校職員及び各郡委員等七十名を集め、自から會長として教育全般に關する事項につき論難討議せしめ、三週餘にわたる會期中日々の議事録を公刊して頒つなき意氣込みの大なるものあるとともに功績もまた頗る多いものがあつた。殊に今日の神戸高等商業學校の前身たる神戸商業講習所が、最初の校長甲斐織衛當時の活躍に似ず、箕浦勝人、鹿嶋秀麿を経て漸く沈滞の色あり、縣民また告朔の餼羊視せんとするに對し、大英斷をもつて英

語支那語學校と合併し、新たに完全なる校舎を建築して將來大學たるの基礎を置きしが如き、また從來師範學校の生徒が卒業後その大部分が農村の小學教師たるべきに、これに對し農事實習に關する何等の智識を與へざるを缺陷とし、世論に卒先して横井時敬氏を招聘し、農事實習の智識を小學校にまで普及せしむるの手段を講じたる如き、ともに時流に先つこと數十年の卓見であつた。

なほ本山君が勸業課長として遺した功績の數ある中において、但馬牛貸下規則の制定の如き最も異彩あるものであらう。由來但馬は我國稀有の畜牛地であるが、肉食の風漸く盛んならんとするに際し、一時の利益のため母牛の繁殖を計らずして犢を濫賣したため、斯業の萎靡不振に陥つたのを恢復せしめんとて、洋牛を購入してこれを農村に貸下ぐることゝしたものである。この他本山君は羊放牧の調査、牡馬の去勢等をはじめ牧畜に力を注ぎ、隨つて府縣聯合の牛馬共進會に關して會費の補助や褒賞金を政府に請求するなご大に努力したものである。その他今兵庫縣下の一物産となつてゐる蒟蒻の如き、本山君が前年全國漫遊の際に茨城縣下にて實見せしところを試みに兵庫縣下に移植栽培せしめしに端を發し、また洋種蔬菜果實の如きも、本山君が外國農事雜誌のカタローグに

よつて註文播種せしめたに始まるもので、なほこの外の君の事業は一々縷述に遑がないほぎ澤山にある。要するに本山君が晩年の事業として新聞關係以外に「富民協會なる財團法人を起し農村の事業を振作せんとしたものは、その五十年前に經驗したものを更らに大仕掛に行はんとするに外ならぬ。しかして本山君が勸業課在任中、その發案によりて開館されし勸業教育共進會へ、十三年七月廿一日明治天皇が行幸あらせられたことがあつたが、もとより本山君は判任官の三等屬で拜調を賜はるべき身分でなかつたものが、縣令より特に館内の御説明を申上ぐるやうの内命により、親しく御先導申上げ重なる諸點につき特に御説明を申上ぐるを得たのは破格のことであつた。かくて翌十四年一月には神戸師範學校及び模範中學校長兼務を命ぜられ、一身四重職を兼ねることゝなり、同七月には更らに二等屬にまで累進し、その人物才幹は普ねく縣民の認むるところとなつた。然るに本山君再度の祿仕もさまで久しきにわたることなく、滿三ヶ年となる少し前の十五年二月早々願により本官並に兼務を免ぜらるゝにいたり、直ちに去つて大阪へ移つた。これはその性癖にも基くことであらうが、明治十四年の政變において諸參議中獨り北海道官有物拂下けの非を鳴らし、また國會開設期についても他の重臣と意見を異にせ

し大隈參議が政府より放逐せらるゝとともに、慶應義塾出身の官吏が一齊に野に下つたことも、間接に本山君の心を動かしたからであらう。

十一 大阪新報社時代

前述のやうな事情からして本山彦一君は明治十五年二月をもつて兵庫縣屬を辭するとともに大阪に移り、藩費時代の同窓で後慶應義塾に學んだ友人箕浦勝人氏の後を襲いで大阪新報社に入つた。元來この大阪新報といふのは明治九年二月創刊された大阪唯一の大新聞、大阪日報の社長平野萬里と社主西川甫とが「日報」の經營が次第に順調に赴くにつれて發行權の爭奪から不和を生じ、遂に平野は西川を相手に訴訟を起して敗れた結果、鴻池家を説いて出資せしめ、大阪日報に對抗するために起したものであつた。然るに社運一向に振はなかつた上に、社長平野は重病を得て郷里岡山に歸臥することゝなつたので、十二年五月以降、大阪新報は當時の豪商五代友厚の機關となり、その番頭本莊一行を社長たらしむると、ともに、福澤先生の斡旋により、報知新聞社の加藤政之助氏を編輯長に迎へ、兎も角も「大阪日報」と對抗を續けていつた。然るに同年末にいたり藤田組贋札事件

なるものが世に喧しくなつたので、薩藩出身の五代は機乗すべしとばかり、その紙上で盛んにこれを書立て長州系に當り散らしたために一時は評判も良くなり讀者も得ることが出来たが、しかもこの贋札事件が濟むと、今度は北海道官有物拂下問題が起り、これは前と反對に薩派の黒田長官と五代とに關係ある事項であるだけに、「大阪新報」は獨り天下の諸新聞に背いてこれを默殺せねばならぬ羽目となつた。よつて編輯長の加藤政之助氏はこれ忍ぶべきことにあらずとて東京に引き揚げ、事情を具してこれを福澤先生に訴へたので、先生は直ちに「大阪新報」を以前の持主鴻池の手に取り戻すと同時に、前島密氏を總監督とし、箕浦勝人氏を副へてこれを援助せしめ、編輯長は依然加藤氏を當らしむることゝもに加藤氏と同じ埼玉縣人で慶應義塾の出身たる桐原捨三氏をも入社せしむることゝしたものである。かくて十五年の春にいたり箕浦氏は報知社へ復社することゝなつたから、恰もよし兵庫縣官を罷めた本山君がその後任となつたもので、當時福澤先生から本山君に宛てた手簡はその間の事情を明かにするものがあるから左に採録しやう。

箕浦氏歸京貴殿の近況を詳にし又華墨被下拜見仕候餘寒尙強候處益々御清適奉拜賀候御書中所記に據れば本月初旬御退職箕浦の跡御引受のよし一層の御勞苦奉察

幾重にも御勉強所祈候時事新報も昨日許可相成三月一日より發兌の積扱發兌となれば隨分忙しき事にて少々當惑致し居候併し老生は近來誠に無病此程中より下稽古と思ひ社説様のものを認候處次第に慣れて誠に容易に出來著述と違ひ骨折は誠に少く是ならば頭を痛めるに足らずと獨笑致居候雜報の方は少も不存壯年輩の奔走にて如何にか可相成存じ唯今後の成行如何可相成哉若しも盛に相成候は必す御出京御加入被下度或は模様次第にては其前に申上候事も可有之存候夫までの處は唯々其御地にて竊に御添心奉願事に御座候右拜答迄申上候

早々頓首

明治十五年二月廿一日

諭

吉

本山賢契 梧下

大阪新報社で本山君は如何なる仕事をなしてゐたかといふに、本山君は後年小野秀雄著「日本新聞發達史」の序文の一節に自己の經營について左の如く述べてゐる。

余の親しく専心一意新聞事業に没頭したるは明治十五年のことにして、此年二月始め大阪新報社に入社したるなり。而も當時の新聞社は現時の新聞社員の到底想像する能はざる程小規模のものにして、同時に又無秩序千萬なりしなり。されば社

員の數も頗る少く余は同社の會計事務を執りつゝ、社説を草することあり、賣捌方の交渉を爲しながら探訪事務を掌りしこともありし。

しかしかくの如きは大阪新報社のみに限らず、當時東京の大新聞と稱せられしものでも殆んど大同小異のものであつたらしい、何故かく少人數で經營し、色々の仕事を一人で兼ねねばならぬかといへば、いづれの新聞社も經營困難で損失續きでないものは殆んど稀であつたからである。されば當時大阪新報社の會計を擔任してゐた本山君はその缺損の補充について、前任者であつた箕浦氏の引繼ぎに隨ひ、屢々これを當時横濱にあつた朝吹英二氏に求めたのである、するとその都度朝吹氏は何處からか工夫して送金し來たので、大阪新報社の會計は苦しいなりに立ちいつたものであつた。

既に述べた如く曩に三田で發刊した「民間雜誌」を日刊新聞にした時の經營者は朝吹氏であり、本山君は全國漫遊に上る前後にも紀行文を「民間雜誌」に寄稿する約束を結び朝吹氏より入費を受けたのであるが、朝吹氏は今又「大阪新報」の金融を引き受けてゐたところをみると、これはともに福澤先生の旨を受けてやつたことであると推測さるゝのであるが、或は前嶋氏はこの「大阪新報」を改進黨の機關にする考でやつてゐたものかも知れぬ。



このことに關しては、本山君が後年交詢社で催された朝吹氏の追悼會の席上で演説した一節を抄録してその間の消息を覗ふこととする。

其後私は明治十五年の春大阪の新聞に従事して居りました所が其經營が甚だ困難で收支償はず月々損失がありましたので、此損失の補充をして營業を繼續するに於いては少なからず苦心をしました。尤も此新聞は私が出資して居る譯でもなく、又非常な深い關係のあるものではなく、云はゞ持主に頼まれて一の仕事をして居ると云ふ有様でありましたが、その不足は朝吹翁が支出せらるゝと云ふ前任者からの引續ぎであつたから己むを得ず同君に對して其資金補充の事を屢々訴へた。是れは同君が横濱にて商業に従事せられた時代であります。新聞の經營と云ふことは昔も今も却々困難でありまして利益を收める新聞は甚だ少い。それで先月も足りない今月も又幾ら足りないといふので、屢々電信なきをかけて朝吹翁の出資補助を促して、如何にもお氣の毒でありましたが、その時々それぞれ補給せられたので、御蔭を以て漸く其新聞を繼續し得て、私の面目を汚すことのなかつたことは、衷心から深く感謝する次第であります。

所が私は都合により此新聞を罷め、十六年の春東京の時事新報の方に入ることになりましたが、この大阪の新聞は其後種々の沿革を経て遂に廢刊することになりました。私の今従事して居る大阪毎日新聞とは別のものでありますが、此間にあつて頗る新聞經營の經驗を得たのであります。

この追悼演説中に本山君が告白してゐらるゝ如く、本山君の新聞經營法はこの「大阪新報」の貧乏世帯の遺繰り中に體得せられたもので、月々補給金を請求することが朝吹氏に對し氣の毒に思ふ念の深かつただけ、次第に迷惑を掛けまじとの決心が自然事業の上に現はるゝにいたつたものであらう。しかして初めに掲げた福澤先生の手簡の如く、十五年の三月から中上川彦次郎氏を社長として「時事新報」を發兌せられてゐたが、その手簡中の「唯今後の成行如何可相成哉若しも盛に相成候はゞ必ず御出京御加入被下度或は模様次第にては其前に申上候事も可有之存候」この時機到達したものは、或は先生とは別個に中上川氏一人の考に出でたものか、兎に角翌十六年の一月本山君は中上川氏の推薦により上京して時事新報社にはいることゝなつたので、本山君のシミム、新聞經營の困難を嘗めた「大阪新報」時代も滿一ヶ年に及ばなかつたのである。

十一 時事新報社時代

明治十六年一月中上川彦次郎氏の推薦により、大阪新報社から時事新報社に轉じた本山彦一君は先づ編輯局總編輯として再び福澤先生の膝下に歸ることゝなつた。この編輯局總編輯といふのは原稿檢閲の任を主とし、旁々編輯の事務をも司つたもので、いはゞ今日の整理部のやうなものであつた。かくて翌年一月會計局長となり、たゞに會計事務のみではなく廣告部印刷部販賣部等いはゞ營業全般のことを統ぶることゝなつた。しかも當時の新聞社は大阪新報社の條で述べた通りに餘り人員が多くなかつた。隨つて分業が行はれてゐなかつたもので、上の事も下の事も何でもやらねばならず、營業の事をやつてゐる編輯の事務に係りたり、また時に社説なきを執筆せねばならぬ状態であつた。

當時の時事新報社は三田慶應義塾の門側にあり、表面の社主は中上川彦次郎、編輯長は伊東茂右衛門、印刷長は岡本貞休となつてゐたが、實は福澤先生自身の采配の下に、大隈參議に殉じて野に下つた三田一門の力を併せて打ち擧げた烽火だけに、忽ちにして當時の新聞界を風靡するにいたり、かの福地櫻痴を主宰とし全盛を誇つてゐた東京日々新聞の

如きも一朝にしてその讀者の大半を失ふにいたつたありさまであつた。この時事新報創刊の事情について、時の社主たりし中上川氏がその後本山君に寄せた手紙には頗る面白いことが多いから、こゝにその一部を抄出することゝする。

(上略)さて爰に小生の一身事を申上候、抑も時事新報の成立と申すは明治十三年伊藤、井上、大隈三氏より福澤先生へ依頼あり、小生も最初より其議に參し、いよく實地に新聞紙を發行するの計畫成らんとするに至り、三氏等も福澤に金を渡して大新聞を發行せしめ、萬一後日に至つて戈を倒さまにするが如き事ありては由々敷大事なりとて、少し尻込み致し始めたるより、福澤先生も甚だ遺憾に思ひ、ヨシ彼等の力を借らず獨立に一新聞を起すべしとて、専ら其計畫の折柄、大隈參議御巡幸供奉留守中政治海の風波あり、小生は大隈歸京の上何様の變動あるともそれは我々の關するところにあらざる故、斷然一新聞發行の事を決定すべし、又此新聞事業には小生自から其責に任すべしと論ずれども、埒あかず、依て小生は今より意を決して政界の風波中に飛び込み、當時の位置の然らしむるところ、伊藤、井上の身方について飽くまで盡力すべしと、明白に福澤先生に申出でたる後、先生は必ず早々新聞を起すべき故、小生に於ても